

戸田市障がい者総合計画

戸田市障がい者計画

(計画期間：令和6年度～11年度)

第7期戸田市障がい福祉計画／第3期戸田市障がい児福祉計画

(計画期間：令和6年度～8年度)

- と ともに生き ともに支え合い
- だ だれもが
- し しあわせを実感できるまち

～ 子どもから高齢者まで、すべてのライフステージを通し、
障がい者が自分らしく暮らせるまち・とだ ～



はじめに

本市では、平成30年3月に『戸田市障がい者計画』『戸田市障がい福祉計画』『戸田市障がい児福祉計画』という障がい者福祉に関わる三つの計画を一体とした『戸田市障がい者総合計画（平成30年度～令和5年度）』を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきたところです。



このたび、令和5年度末に、戸田市障がい者総合計画の計画期間が終了を迎えるにあたり、前計画の実績や課題、制度改正等による障がい者を取り巻く環境の変化や障がいのある方のニーズ等を踏まえて、新たに『戸田市障がい者総合計画（令和6年度～令和11年度）』を策定いたしました。

今回新たに策定した『戸田市障がい者総合計画』は、これまでの計画の基本理念である《ともに生き ともに支え合い だれもがしあわせを実感できるまち》を継承しています。

この基本理念の実現に向け、障がいのある方が、自分らしく、自分の意思に基づき、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、計画に位置付けた施策の推進に全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様をはじめ、関係者の方々におかれましても、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました『戸田市障害者施策推進協議会』の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様、関係機関の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

戸田市長 菅原文仁

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の背景と目的	1
(1) 障がい者福祉をめぐる動向	1
(2) 戸田市の取組	2
(3) 国・県の動向	4
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の対象者	6
5 計画の推進体制	7
(1) 関係機関、地域との連携	7
(2) サービスの質の向上と供給体制の確保	7
(3) 計画の進行管理	8
6 SDGsを踏まえた計画の推進	9
第2章 本市の障がい者(児)を取り巻く現状	11
1 障害者手帳所持者等の状況	11
(1) 人口の推移	11
(2) 身体障害者手帳所持者	12
(3) 療育手帳所持者	13
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療(精神通院医療)の利用者	14
(5) 難病等患者	15
(6) 障がいのある児童・生徒の就学状況	15
2 アンケート調査結果から見る現状と課題	16
(1) 調査実施の概要	16
(2) 18歳以上の方を対象とした調査(一部抜粋)	17
(3) 18歳未満の方と保護者の方を対象とした調査(一部抜粋)	26
(4) サービス事業者の方を対象とした調査(一部抜粋)	28
(5) アンケート調査結果から見た今後の課題	31
3 ヒアリング調査の概要	35
(1) 調査の目的と方法	35
(2) 調査結果の概要	35
4 重点施策3点の進捗状況についての振り返り	40
重点施策1. 相談支援・情報提供体制の充実について	40
重点施策2. 地域社会における障がい者の生活の基盤づくりについて	41
重点施策3. 障がい児支援の提供体制の充実について	42
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 計画の基本理念	43
2 計画の基本方針	44
(1) ともに支えあい、自分らしく暮らせるまち	44
(2) 地域で自立して暮らせるまち	44
(3) 健やかな育ちと学びのまち	44
3 施策の体系	45
4 重点項目	50
(1) 相談支援・情報提供体制の充実・強化	50
(2) 障がいのある人の権利擁護の推進	51
(3) 地域生活を送るための支援の充実	52
(4) 就労・社会参加支援の充実	53
(5) 障がい児支援の提供体制の充実	54
第4章 施策の展開	55
ともに支えあい、自分らしく暮らせるまち	55
1-1 情報提供体制の充実	55

1-2	相談支援体制の充実	55
1-3	障がいを理由とする差別の解消	56
1-4	障がいのある人への虐待対応	56
1-5	成年後見制度利用支援	57
1-6	啓発・広報	57
1-7	見えにくい障がいへの理解	57
1-8	福祉教育・人権教育	58
1-9	地域福祉活動	58
1-10	ボランティア活動の推進	59
1-11	防災対策も含めた生活安全対策	60
1-12	災害時における要配慮者支援	60
1-13	ユニバーサルデザインのまちづくり	61
1-14	移動手段・交通機関	62
1-15	防犯・交通安全	62
地域で自立してらせるまち		63
2-1	経済的支援	63
2-2	地域生活の支援	63
2-3	地域での日中活動・居住の場の充実	64
2-4	生活基盤の整備	64
2-5	健康づくり	65
2-6	保健サービス	65
2-7	医療・リハビリテーション	66
2-8	公的医療助成制度	66
2-9	コミュニケーション支援の充実	67
2-10	まちづくり・地域コミュニティ活動	68
2-11	生涯学習・文化活動	69
2-12	スポーツ・レクリエーション活動	69
2-13	選挙などへの参加	70
2-14	雇用拡大の促進	70
2-15	職場定着の支援	71
2-16	多様な働き方の支援	71
2-17	障がい者雇用者への支援	71
健やかな育ちと学びのまち		72
3-1	療育・発達障がい児支援システム	72
3-2	医療的ケアが必要な児童も含めた重症心身障がい児の支援充実	73
3-3	特別支援教育	73
3-4	放課後支援・療育の場の充実	74
第5章 第7期戸田市障がい福祉計画		75
1	障害福祉サービス等の概要	75
2	障害福祉サービスの量の見込みと確保方策	76
障害者自立支援給付事業（第7期戸田市障がい福祉計画）		76
(1)	訪問系サービス	76
(2)	日中活動系サービス	78
(3)	居住系サービス	83
(4)	相談支援	85
地域生活支援事業（第7期戸田市障がい福祉計画）		87
(1)	必須事業	87
(2)	任意事業	92
(3)	市単独事業	94
3	計画の具体的な目標（令和8年度末）	95
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	95

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	96
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	97
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	98
(5) 相談支援体制の充実・強化等.....	100
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	101
第 6 章 第 3 期戸田市障がい児福祉計画.....	102
1 障害児通所サービス等の概要.....	102
2 障害児通所サービス等の量の見込みと確保方策.....	102
(1) 障害児通所事業.....	102
(2) 障害児相談支援.....	105
3 計画の具体的な目標(令和 8 年度末).....	106
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	106
資料編.....	108
1 戸田市障害者施策推進協議会要綱.....	108
2 戸田市障害者施策推進協議会委員名簿.....	110
3 戸田市障害者施策推進協議会検討経過.....	111
4 答申書.....	112
5 用語解説.....	115

この計画では、本文中で「障害」(全て漢字)と「障がい」(害をひらがな)の2種類の表記を使用しています。原則として法律や制度に基づく固有名詞及び引用文は「障害」(全て漢字)と表記し、そのほかは「障がい」(害をひらがな)で表記しています。

これは障害の「害」という漢字が持つイメージが一般的に「害 = よくないもの」と捉えられているため、当事者にとって心地よいものではないという理解のもと、本市においては、「障がい」という表記を採用しております。

ただし、国連・障害者権利条約においては、障害の根拠や存在を社会にあるとする「障害の社会モデル」を採用しており、我が国においては 2014 年に批准していること、またこれに伴い 2011 年の法改正により障害者基本法において障害の社会モデルが採用されたことに鑑み、「障害」という漢字表記に込められた、「障害は社会にある。社会的障壁の除去は社会の責任である」という意味については十分理解していることも付記しておきます。

第 1 部

戸田市障がい者計画

第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景と目的

(1) 障がい者福祉をめぐる動向

障害者権利条約の締結と障がい者制度改革の動き

平成18年12月、国連総会において障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）が締結されました。我が国もこの条約に署名しましたが、批准のためには国内法の整備と障がい者福祉制度の抜本的な改革が必要であるという声を受けて、平成22年1月から、障がい者制度改革推進会議等で新たな制度の構築に向けた議論が行われました。それらの成果も踏まえて、平成23年7月には障害者基本法が改正され、障がい者の定義に社会モデルの考え方が取り入れられるとともに、社会的障壁の除去について、合理的な配慮の必要性に関する内容が追加されました。

障害者総合支援法の制定とその見直し

平成24年6月には、それまでの障害者自立支援法に代わって、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が制定されました（平成25年4月施行）。同法では、障がい者の範囲に難病等を追加することや、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などの改革が行われました。同法は平成28年5月に改正され、自立生活援助や就労定着支援などのサービスの新設や、低所得の高齢障がい者等が介護保険サービスを利用する際の負担軽減、障がい児支援の充実などの内容が盛り込まれ、平成30年4月から施行されています。

障害者差別解消法の制定と障害者権利条約の批准

平成25年6月には、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定されました（平成28年4月施行）。同法は、障害者権利条約や障害者基本法の理念に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に関する規定が盛り込まれました。同法の成立を受けて、平成26年1月、我が国は障害者権利条約を批准し、世界で141番目の締約国・機関となりました。

また、障害者差別解消法は、令和3年6月に改正され（令和6年4月施行）、これまで努力義務となっていた民間事業者による「合理的配慮の提供」が法的義務となります。

障害者文化芸術活動推進法の制定

平成30年6月には、障害者文化芸術活動推進法（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）が成立し、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的・計画的に推進することにより、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進することが定められました。

(2) 戸田市の取組

戸田市では、令和3年度に「戸田市障がい者総合計画（戸田市障がい者計画・第5期戸田市障がい福祉計画・第1期戸田市障がい児福祉計画）」について「戸田市障がい者計画」の中間見直しを行い、令和3年度から5年度を計画期間とする「第6期戸田市障がい福祉計画・第2期戸田市障がい児福祉計画」を策定しました。

本市の基本理念である「ともに生き ともに支え合い だれもが しあわせを実感できるまち ～ 子どもから高齢者まで、すべてのライフステージを通し、障がい者が自分らしく暮らせるまち・とだ ～」の実現を目指して、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

「戸田市障がい者総合計画（戸田市障がい者計画・第6期戸田市障がい福祉計画・第2期戸田市障がい児福祉計画）」が令和5年度で終了することから、障がい者施策をめぐる最近の動向や、戸田市の障がい者を取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、今後の障がい者施策の方向性を定める計画とするために、当該計画を改定することになりました。

本計画は、戸田市における今後の障がい者施策のあるべき姿と具体的な施策の方向性を示すとともに、障がい者の地域生活や社会生活を支えるための障害福祉サービス等の一層の充実及び障がい児の健やかな成長と発達を支える障がい児支援を拡充することを目的として策定するものです。

障がい者施策をめぐる最近の法制度改革

年月	動向	概要
平成23年7月	障害者基本法改正	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の定義に社会モデルの考え方を導入 社会的障壁の除去について、合理的な配慮の必要性に関する内容を追加
平成24年6月 (平成25年4月施行)	障害者総合支援法成立	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の範囲に難病等を追加 重度訪問介護の対象拡大 グループホームの一元化
平成25年6月 (平成28年4月施行)	障害者差別解消法成立	<ul style="list-style-type: none"> 障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止 合理的配慮の提供について規定
平成26年1月	障害者権利条約の批准	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法の成立等を受けて批准
平成28年5月 (平成30年4月施行)	障害者総合支援法及び 児童福祉法改正	<ul style="list-style-type: none"> 自立生活援助や就労定着支援の新設 低所得の高齢障がい者等の負担軽減 障がい児支援の強化・充実
平成30年6月 (平成30年6月施行)	障害者文化芸術活動推 進法成立	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者による文化芸術活動に特化した措置の実施 文化芸術の振興に関する措置における特別の配慮
令和2年4月 (令和2年4月施行)	社会福祉法改正	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対して包括的な支援体制の整備を努力義務化し、重層的支援体制整備事業を新たに創設すること等を定めた。

(3) 国・県の動向

障害者基本計画（第5次）

障害者基本法第1条に明記されているように「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指す計画です。

このような社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定める計画です。

第5次計画は、令和5年3月に策定され、「アクセシビリティ(*)向上に資する新技術の利活用の推進」を計画の各分野に共通する横断的視点とし、国、地方公共団体、企業、国民等が皆で支え合うデジタル共生社会の実現を図るための取組を推進することが明記されました。

埼玉県では令和3年に県の障がい者・障がい児施策推進の基本的方向や、達成すべき障がい者福祉サービス、障がい児福祉サービスの目標などを明らかにし、障がい者・障がい児施策の総合的な推進のため「第6期埼玉県障害者支援計画」を策定しました。

基本理念としては、障がい者の自立と社会参加を支援し、障がいのある人と障がいのない人が分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会＝「共生社会」の実現を目標とします。

* アクセシビリティ (accessibility)

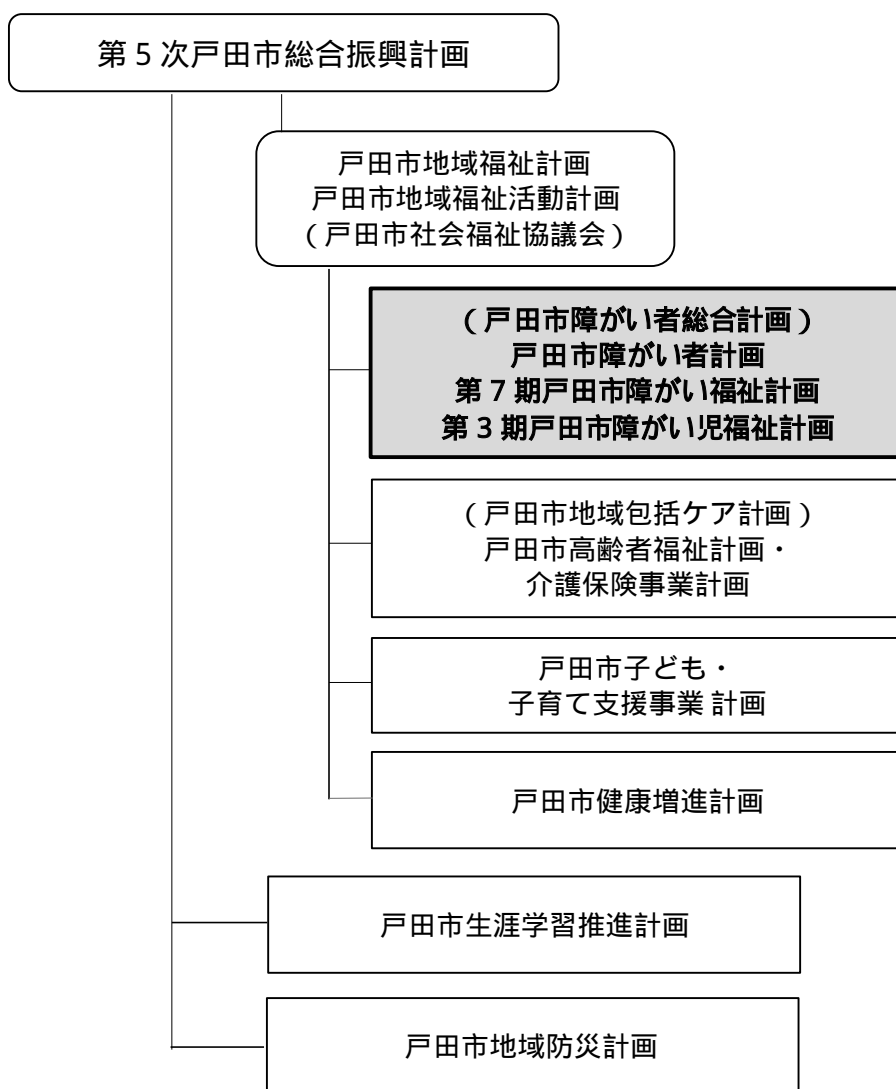
「近づきやすさ」「接近できること」と訳される英単語で、転じてどんな人でも使えるよう意識する、使いやすいように工夫するという意味で使用されます。障がい者が他の人と同じように物理的環境、輸送機関、情報通信及びその他の施設・サービスを利用できることをいいます。

2 計画の位置づけ

本計画は、障がい者の自立や社会参加の支援等のために、市が取り組むべき今後の障がい者施策の基本的な考えや方向性を示すとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保方策等について定めるものであり、以下の3つの計画を一体的に策定するものです。

- ・ 障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画（障害者基本計画）」
- ・ 障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」
- ・ 児童福祉法第33条の20第1項に基づく「障害児福祉計画」

さらに、本計画は、市民や関係企業・各種団体等が、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現のため、自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものであり、本市の最上位計画である「戸田市総合振興計画」の部門別計画として、本市の地域福祉の上位計画「戸田市地域福祉計画」の障がい者（児）福祉の個別計画として、関連計画等との整合・連携を図るとともに、国及び県の関連計画との整合・連携を図ります。



3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和6年度から11年度までの6年間とします（障がい福祉計画、障がい児福祉計画は令和6～8年度の3年間）。ただし、計画期間内において、国・県の方針変更、社会情勢の変化や新たなニーズへの対応等により計画変更が必要となった場合は、必要な見直しを行う等、柔軟に対応することとします。

令和8年度は「戸田市障がい者計画」の中間年度となり、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」が計画期間の終了年度となるため、次の「戸田市障がい者計画」の中間見直し及び「第8期障がい福祉計画」「第4期障がい児福祉計画」について策定と協議を行うこととなります。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
戸田市障がい者総合計画			戸田市障がい者総合計画			見直し		
戸田市障がい者計画			戸田市障がい者計画					
第6期戸田市障がい福祉計画			第7期戸田市障がい福祉計画			第8期戸田市障がい福祉計画		
第2期戸田市障がい児福祉計画			第3期戸田市障がい児福祉計画			第4期戸田市障がい児福祉計画		
見直し			中間見直し					

4 計画の対象者

本計画の主たる対象は、「障害者基本法」第2条、「障害者総合支援法」第4条及び「児童福祉法」に規定する「障害者」及び「障害児」（本計画においては「障がい児」のみを示す場合を除き、基本的に「障がい児」を含み「障がい者」と表記）とします。

具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病患者、高次脳機能障がい、発達障がい等の障がい者です。ただし、具体的な施策・事業の対象となる障がい者の範囲は、個別の法令の規定等により異なります。

本計画の主たる対象者は上記のとおりですが、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すという障害者基本法等の理念においては、あらゆる市民の理解と協力が必要であることから、全市民を計画の対象とします。

5 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、庁内関係部局や国・県の関係行政機関との連携を強化します。「戸田市障害者施策推進協議会」及び「戸田市地域自立支援協議会」において、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、政策検討を行うとともに、本計画の推進状況の評価を行い、市、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

(1) 関係機関、地域との連携

・関係機関との連携

障がい者の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の障がい者福祉に係る動向を注視しつつ、密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国や県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

・地域との連携

市民や関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、医療・教育・雇用・施設関係者や市民等、さまざまな立場からの参画を得て開催されている戸田市地域自立支援協議会等と連携し、地域ネットワークの強化や地域の社会資源の改善、地域関係機関の連携のあり方等について検討していきます。

(2) サービスの質の向上と供給体制の確保

・事業者への支援

サービスの質の向上と安定した供給体制を確立するため、サービスの担い手となる事業者に対し、県や社会福祉協議会等と連携し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。

・人材確保・資質向上の支援

より質の高い福祉サービスを充足させるためには、専門人材の確保が必要であることから、社会福祉士、相談支援専門員等の専門人材の確保を支援します。

また、障がい者へのサービス提供に従事する人は、障がいの特性や障がいのある人のことを正しく理解し、本人の気持ちに寄り添うことが大切です。さまざまな障がい者に適切な対応ができるように、福祉関係者、ボランティア等のさらなる資質の向上を図ります。

(3) 計画の進行管理

・PDCA サイクルによる評価と見直し

国の基本指針においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることとされています。

障害者基本法に基づき、戸田市が設置する附属機関で、障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため設置した「戸田市障害者施策推進協議会」と計画の実施主体である戸田市が、相互に連携して施策を進めます。

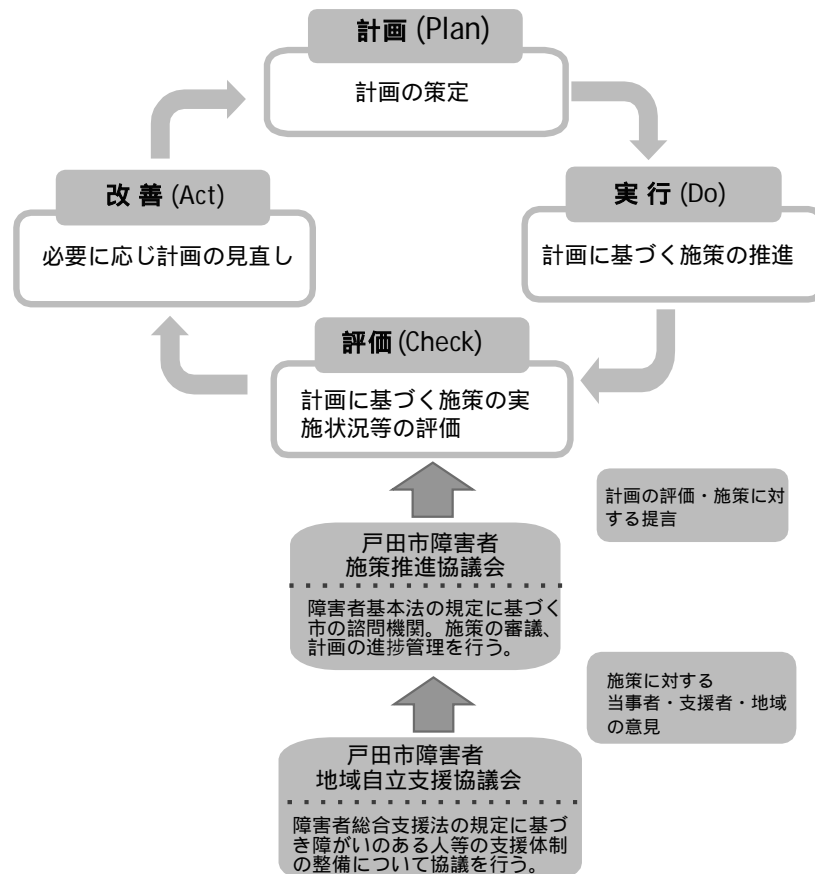
・計画におけるPDCAサイクル

国の基本指針を踏まえ、計画におけるPDCAサイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

障がい者計画における重点項目とした施策においては、1年に1回、その他の施策については3年に1回、障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画における成果目標及び活動指標については1年に1回、進捗管理としてその実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析、評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。

なお、計画の進捗管理や障がい福祉計画、障がい児福祉計画の最終年度の中間見直しの際には、戸田市障害者施策推進協議会や戸田市地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

具体的には、本計画の第4章に記載した各施策毎に評価シートを作成し、戸田市障害者施策推進協議会を中心に、計画期間の年度毎に施策の実績を分析・評価・変更や見直しを行うPDCAサイクルを構築していきます。(重点施策と設定した施策は毎年度、それ以外の施策は3年度毎に実施)







6 SDGsを踏まえた計画の推進

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、国際社会全体の令和12(2030)年までの持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals エス ディー ジーズ)が採択されました。本市でも「戸田市総合振興計画」の中にSDGsを基本視点として位置づけ、17の開発目標と各施策の対応を示しています。

SDGsは「誰も置き去りにしない」ことを根底にしており、「第5次戸田市総合振興計画」において本計画が該当する主要な施策では、このうち以下4つの開発目標への対応が位置づけられています。

障がい者施策の推進に当たっては、SDGs推進の取組とも軌を一にし、障がい者のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進することが求められます。

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>すべての人に健康と福祉を</p> <p>「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」</p> <p>健康づくりを推進するために、心と体の健康に関する情報提供を充実するとともに、さまざまな疾病等の原因となる生活習慣病の予防を推進します。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>働きがいも経済成長も</p> <p>「すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある、人間らしい仕事)を推進する」</p> <p>障がい者雇用の創出、勤務環境の改善による自立支援の取組を推進します。</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>人や国の不平等をなくそう</p> <p>「国内および国家間の不平等を是正する」</p> <p>障がいを理由とする差別の解消を目的とした啓発・研修会等の開催を推進します。</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>「持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する」</p> <p>障がい者福祉の充実に向け、多様な主体の協力関係を築いていきます。</p>

< 障害者相談支援事業所について >

障がいのある方やその家族などから、生活上の困りごとなどの相談ができる窓口があります。

また、サービス等利用計画の作成も依頼できます。市のホームページに一覧が掲載されていますので、詳細は下記より該当ページをご覧ください。



URL: <https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/233/syogaifuku-soudannsienn.html>

< 市内の障害者福祉施設・事業所について >

戸田市内には、障がい者や障がい児の日常生活、生産活動などを支援する多様な障害者福祉施設・事業所のほか、障がい者や障がい児、そのご家族の各種相談を受け付ける窓口があります。市のホームページに一覧が掲載されていますので、詳細は下記より該当ページをご覧ください。



URL: <https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/233/syogaifuku-shisetsu-list.html>

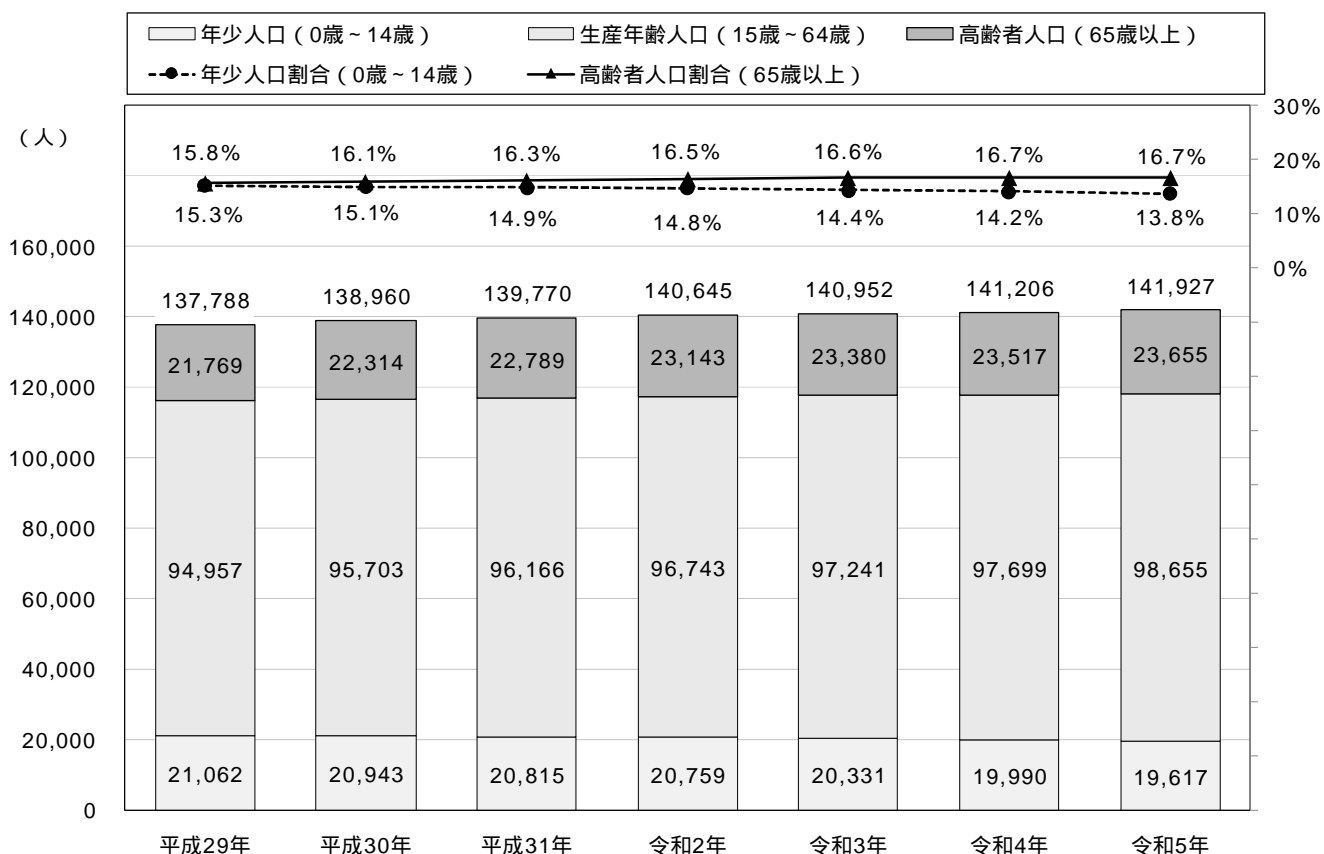
第2章 本市の障がい者（児）を取り巻く現状

1 障害者手帳所持者等の状況

(1) 人口の推移

令和2年に、総人口は14万人を超えて増え続けています。近年の少子高齢化により年少人口は緩やかな減少傾向、高齢者人口は緩やかな増加傾向が続いています。

高齢化率(総人口に対する65歳以上の人口の割合)は、令和5年で16.7%と国全体の29.0%、県全体の27.4%と比べ、著しく低くなっていますが、高齢化率の増加は今後も続くと見られます。

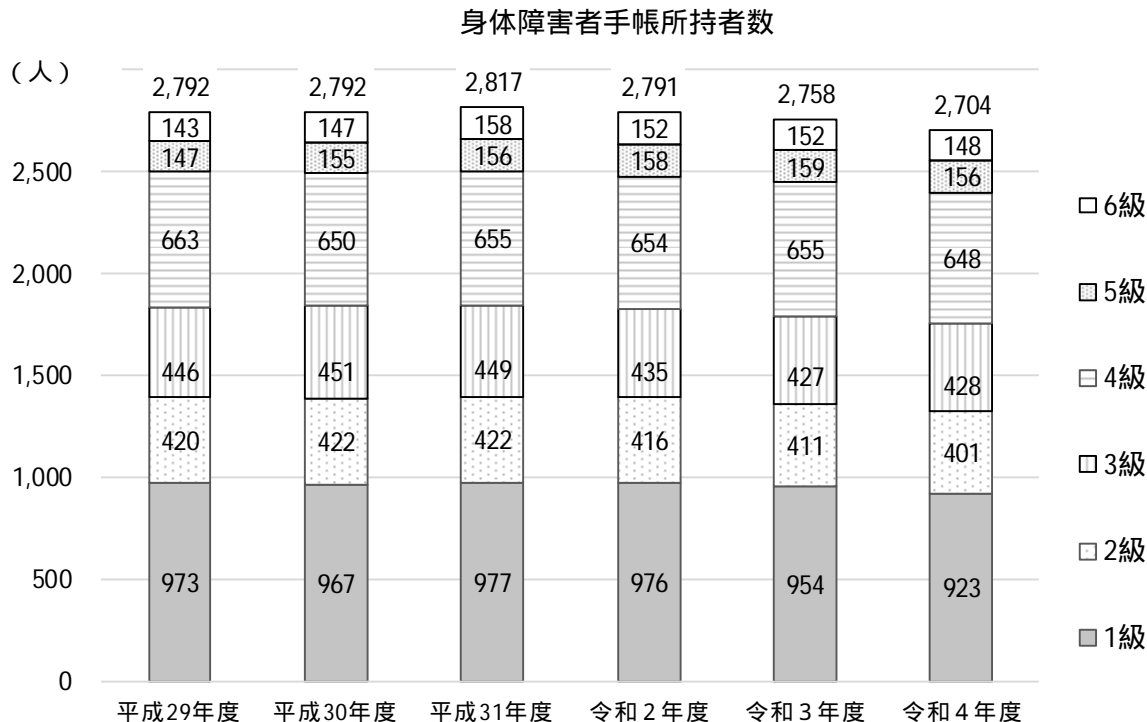


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 身体障害者手帳所持者

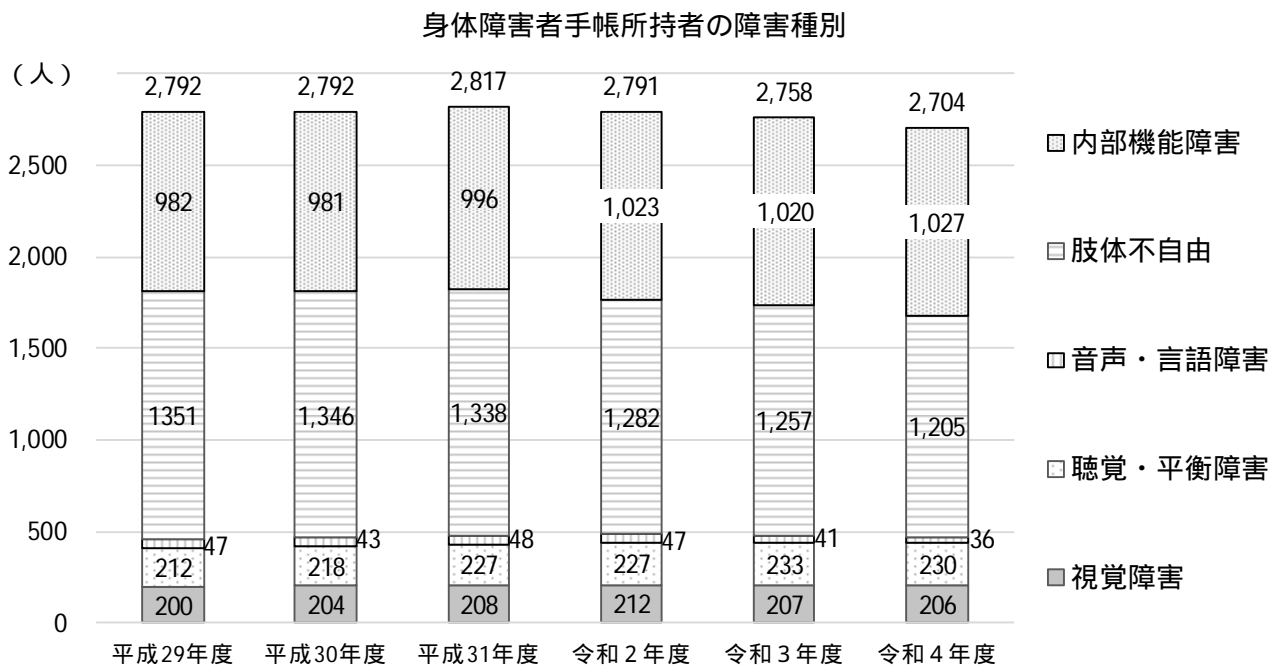
身体障害者手帳とは、「身体障害者福祉法」に定める一定以上の障がいがある人に交付されるものであり、障がいに応じた福祉サービスを受けることができます。障がい等級は、その程度に応じて1級から6級まであります（級が小さいほど重度の障がい）。

本市の身体障害者手帳所持者は平成31年度を境に減少傾向にあります。



障害福祉課資料：各年度3月31日現在

障がい種別では、内部機能障がいの方が増加傾向にあります。



障害福祉課資料：各年度3月31日現在

（3）療育手帳所持者

療育手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に交付される手帳で、障がいに応じた福祉サービスを受けることができます。障がい等級は、その程度に応じて（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）があります。

本市の療育手帳所持者は、年々増加傾向にあります。

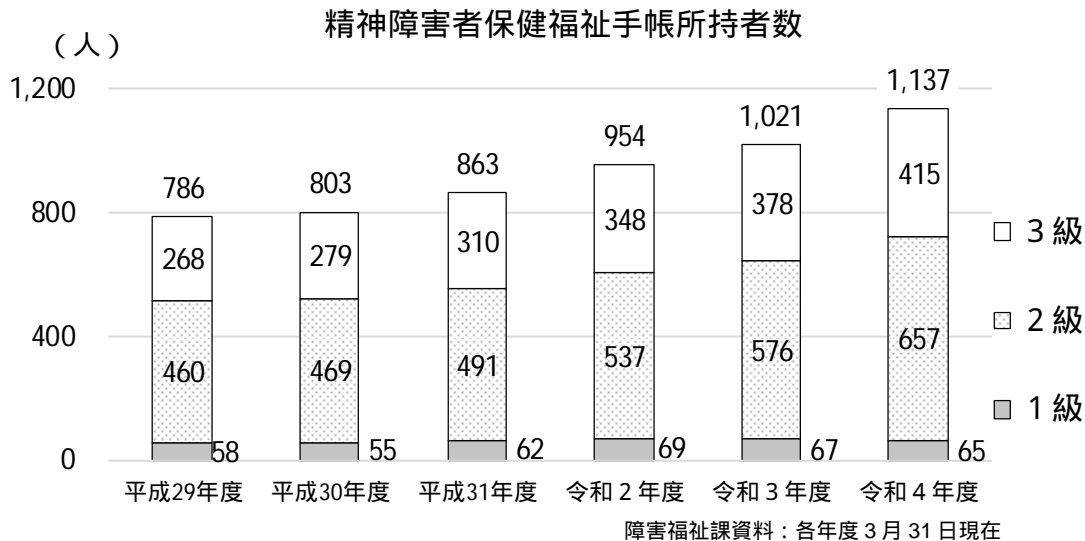


障害福祉課資料：各年度3月31日現在

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療（精神通院医療）の利用者

精神障害者保健福祉手帳とは、「精神保健福祉法」に定める一定以上の障がい・疾患がある人に交付されるものであり、障がいに応じた福祉サービスを受けることができます。障がい等級は、その程度に応じて1級から3級まであります（級が小さいほど重度の障がい）。

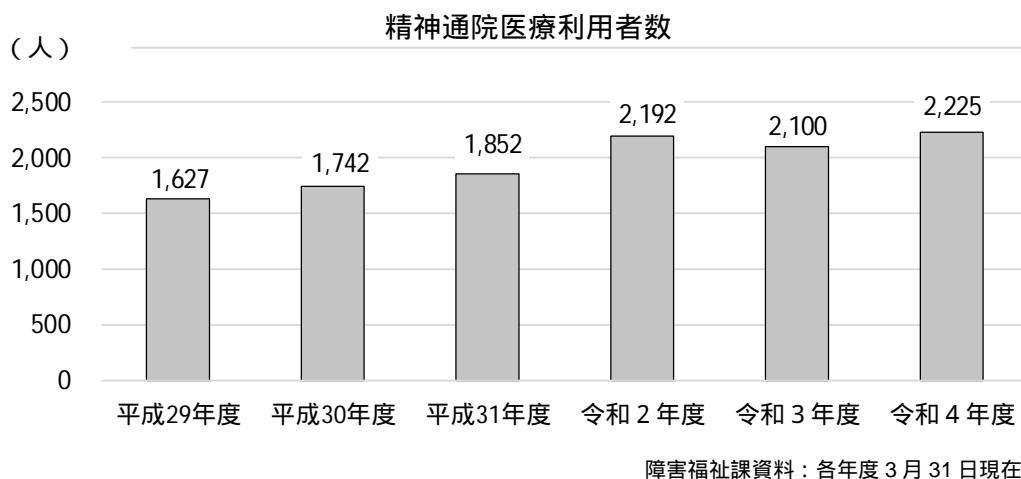
本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加傾向にあります。



自立支援医療（精神通院医療）の利用者

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

本市の精神通院医療の利用者は、年々増加傾向にあります。



(5) 難病等患者

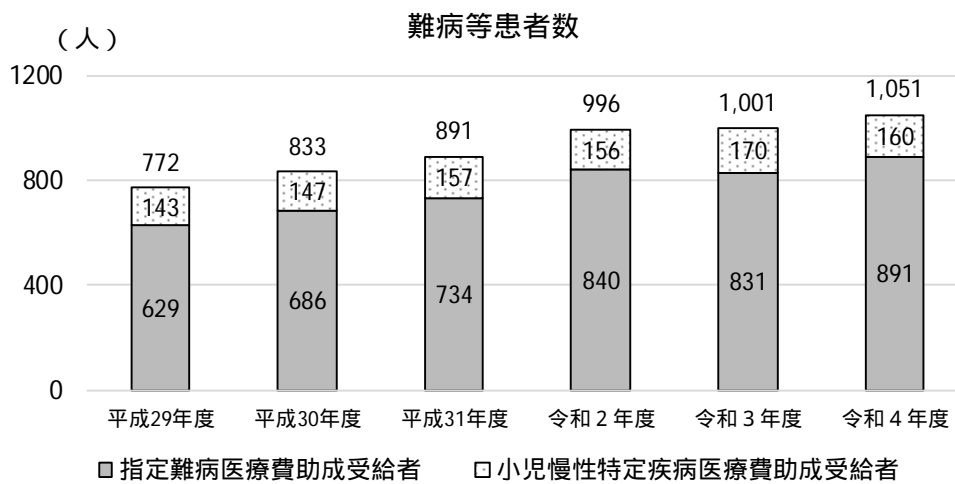
「難病法」による医療費助成の対象となるのは、原則として「指定難病」と診断され、「重症度分類等」に照らして病状の程度が一定程度以上の場合です。

確立された対象疾病の診断基準とそれぞれの疾病の特性に応じた重症度分類等が、個々の疾病ごとに設定されています。

指定難病とは「難病法に定められた難病のうち、医療費助成の対象となる難病」のことで、指定難病に該当するためには「難病」の定義に加えて、「指定難病」の要件も満たす必要があり、令和3年11月現在で338疾病あります。

但し、障害者総合支援法では指定難病の要件である「発病の機構が明らかでない」、「患者数が人口の0.1%未満」を要件としないため、366疾患となります。

本市の難病医療費助成受給者数は、年々増加傾向にあります。

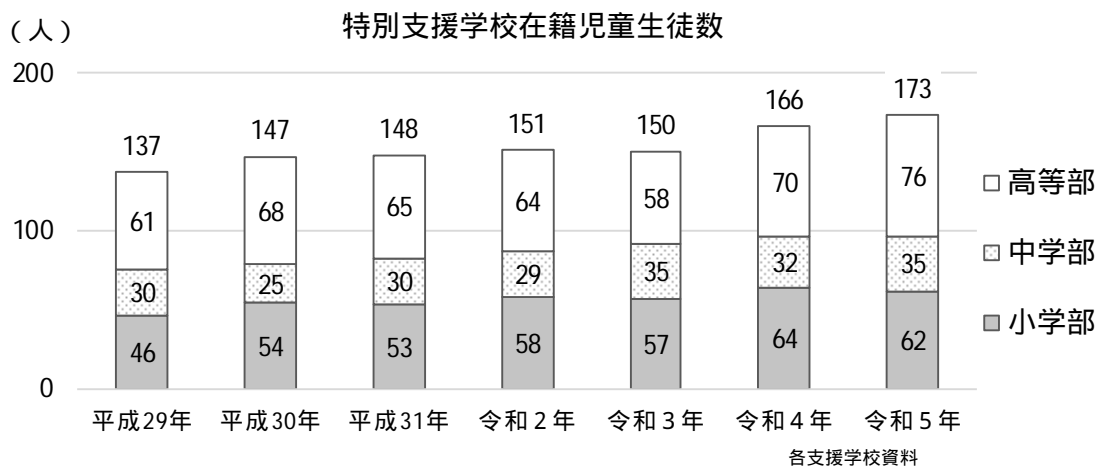


南部保健所資料：各年度3月31日現在

(6) 障がいのある児童・生徒の就学状況

市内および近隣の特別支援学校に在籍する、本市の児童生徒数です。

本市における特別支援学校の在籍児童・生徒数は、年々増加傾向にあります。



2 アンケート調査結果から見る現状と課題

(1) 調査実施の概要

調査の目的

この調査は、令和5年度に「戸田市障がい者総合計画(令和6年度～令和11年度)」の策定に取り組むにあたって、その基礎資料とするために、障がいのある方やご家族の方などの日頃の生活状況やサービスの利用状況、今後の意向などを把握するために実施しました。

調査対象と調査方法

調査の種類	調査対象	調査方法
18歳以上の方を対象とした調査	18歳以上で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている方	調査票を郵送配布し、無記名郵送方式で回収しました。
18歳未満の方と保護者の方を対象とした調査	18歳未満で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている方、また手帳を有していないが、障害児通所サービスを利用している方	
サービス事業者の方を対象とした調査	戸田市民に障害福祉サービス等を提供している事業者	

調査期間

令和5年8月10日から8月28日までの期間に実施しました。

配付・回収状況

調査の種類	配付数	回収数	白票・無効票	有効回収数	有効回収率
18歳以上の方を対象とした調査	2,500	1,002	0	1,002	40.1%
18歳未満の方と保護者の方を対象とした調査	400	170	0	170	42.5%
サービス事業者の方を対象とした調査	100	60	0	60	60.0%
合計	3,000	1,232	0	1,232	41.1%

(2) 18歳以上の方を対象とした調査（一部抜粋）

この調査票にご回答いただいた方について。（18歳以上：問1）

全体では「障がいのあるご本人（代筆も含む）」が76.6%と最も多いですが、知的障がいの方は「ご家族の方」が最も多くなっています。

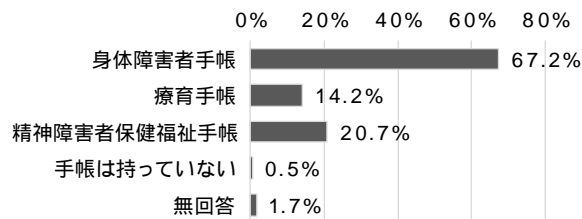
全体（n=1,002）

項目	全体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
障がいのあるご本人(代筆も含む)	76.6%	79.9%	41.5%	86.5%
ご家族の方	18.0%	13.8%	55.6%	11.1%
その他	0.3%	0.1%	0.0%	0.5%
無回答	5.1%	6.1%	2.8%	1.9%

あなたが持っている手帳をお聞きます。（18歳以上：問3）

身体障害者手帳を所持する方が最も多くなっています。

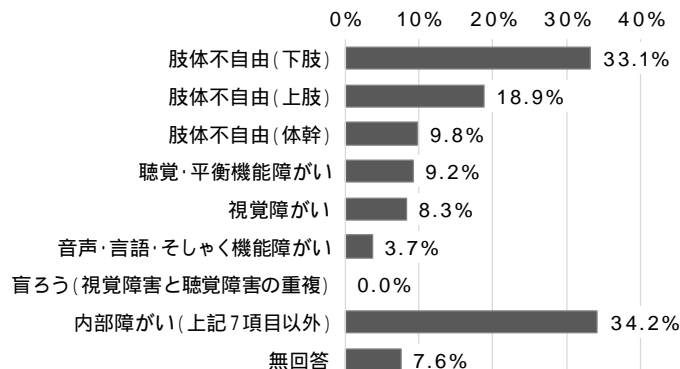
全体（n=1,002）



身体障害者手帳をお持ちの方にお聞きます。障がいの種類は何ですか。（18歳以上：問4）

内部障がい（上記7項目以外）が最も多くなっています。

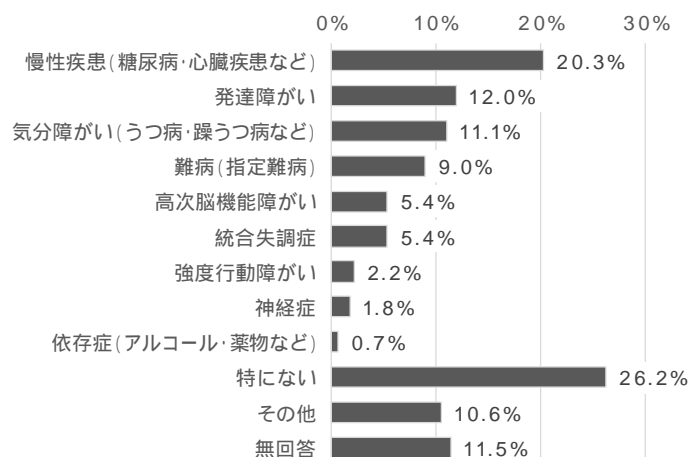
全体（n=1,002）



あなたには、次の疾患や障がいがありますか。（18歳以上：問5）

慢性疾患（糖尿病・心臓疾患など）が最も多くなっています。

全体（n=1,002）



第2章 本市の障がい者(児)を取り巻く現状

現在、障がいに関することで医療機関を受診していますか。(18歳以上：問6)

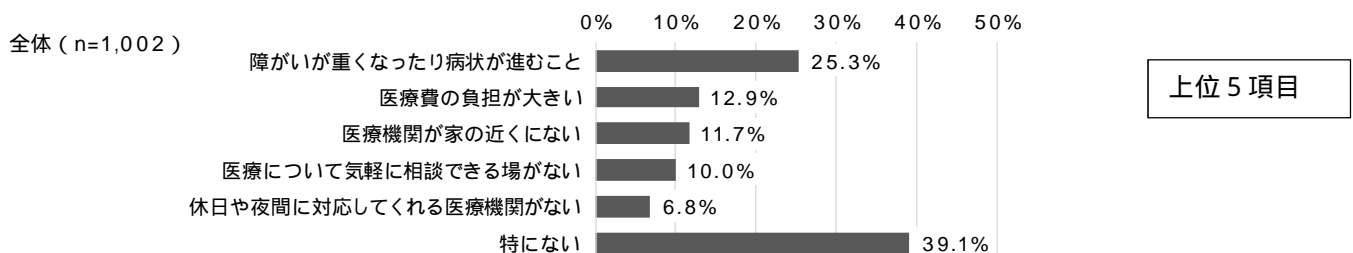
「通院している」は精神障がいの方が87.9%と最も多くなっています。

全体 (n=1,002)

項目	全体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
受診していない	23.0%	23.5%	41.5%	8.2%
通院している	66.8%	64.9%	50.7%	87.9%
入院している	1.4%	1.0%	0.0%	2.4%
自宅で往診を受けている	3.2%	4.3%	1.4%	1.0%
その他	2.1%	2.8%	0.7%	0.5%
無回答	3.6%	3.4%	5.6%	0.0%

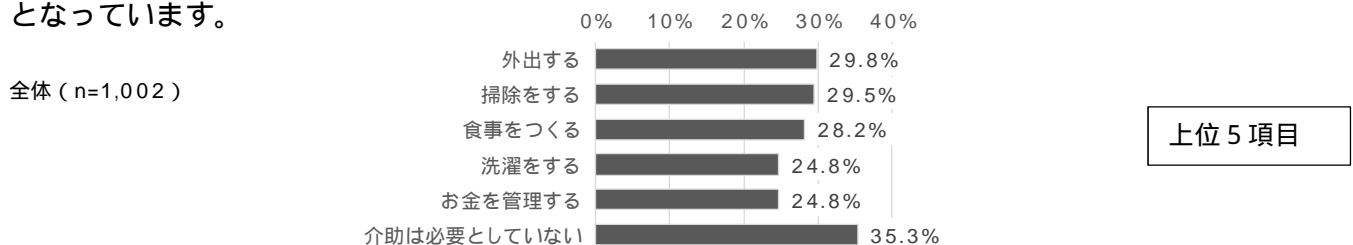
医療に関して困っていることがありますか。(18歳以上：問7)

「障がいが重くなったり病状が進むこと」が25.3%と最も多く、次いで「医療費の負担が大きい」が12.9%、「医療機関が家の近くにない」が11.7%となっています。



次のような日常生活に、介助を必要としていますか。(18歳以上：問8)

「外出する」が29.8%と最も多く、次いで「掃除をする」が29.5%、「食事をつくる」が28.2%となっています。



外出するとき、どのようなことで困っていますか。(18歳以上：問17)

「困ったときどうすればいいか不安」が18.1%と最も多く、次いで「交通費の負担」が15.5%、「建物の段差・階段・設備が障がいに配慮されていない」が15.4%となっています。



障害者手帳所持者別による集計

項目	全体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
付き添ってくれる人(移動を支援するヘルパーを含む)がいない	6.7%	7.7%	5.6%	4.3%
建物の段差・階段・設備が障がいに配慮されていない	15.4%	22.1%	7.7%	3.4%
歩道や道路の段差や幅が障がいに配慮されていない	14.9%	20.7%	6.3%	4.3%
横断用の信号の時間が短い	7.0%	8.9%	4.9%	2.9%
音響式信号機の設置が十分でない	1.5%	2.1%	0.7%	0.0%
電車やバス内などでのアナウンスがわかりにくい	5.8%	6.5%	4.2%	4.3%
バスやタクシーの乗り降り	9.2%	12.0%	4.9%	4.8%
駅での移動や乗り換え	11.8%	13.7%	9.9%	7.7%
駅での券売機の利用	3.5%	3.6%	6.3%	1.9%
公共交通機関が少ない	3.5%	4.5%	0.0%	4.8%
トイレの利用	15.3%	17.7%	18.3%	10.1%
休憩場所がない	15.0%	16.0%	9.2%	19.3%
障がい者用駐車場が少ない	10.6%	14.3%	5.6%	3.4%
交通費の負担	15.5%	11.7%	13.4%	29.5%
発作など突然の心身の変化	9.9%	5.1%	14.1%	26.6%
周囲の目が気になる	8.8%	5.5%	3.5%	8.2%
困ったときどうすればいいか不安	18.1%	12.5%	35.2%	28.0%
多動やこだわりのため、安全確保などが難しい	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%

障がい種別による集計

	付き添ってくれる人(移動を支援するヘルパーを含む)がいない	建物の段差・階段・設備が障がいに配慮されていない	歩道や道路の段差や幅が障がいに配慮されていない	横断用の信号の時間が短い	音響式信号機の設置が十分でない	電車やバス内などでのアナウンスがわかりにくい	バスやタクシーの乗り降り	駅での移動や乗り換え	駅での券売機の利用
視覚障がい(N=56)	10.7%	44.6%	46.4%	16.1%	16.1%	7.1%	12.5%	19.6%	14.3%
聴覚・平衡機能障がい(N=62)	6.5%	6.5%	4.8%	8.1%	0.0%	35.5%	6.5%	8.1%	0.0%
盲ろう(視覚障害と聴覚障害の重複)(N=0)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
音声・言語・そしゃく機能障がい(N=25)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
肢体不自由(上肢)(N=127)	13.4%	28.3%	31.5%	15.0%	1.6%	5.5%	17.3%	14.2%	3.9%
肢体不自由(下肢)(N=223)	12.1%	34.1%	32.7%	13.9%	1.3%	3.1%	19.7%	17.9%	3.6%
肢体不自由(体幹)(N=66)	13.6%	33.3%	37.9%	15.2%	1.5%	6.1%	18.2%	27.3%	7.6%
内部障がい(上記7項目以外)(N=230)	5.2%	13.5%	10.4%	5.2%	0.4%	3.9%	8.3%	10.4%	2.2%

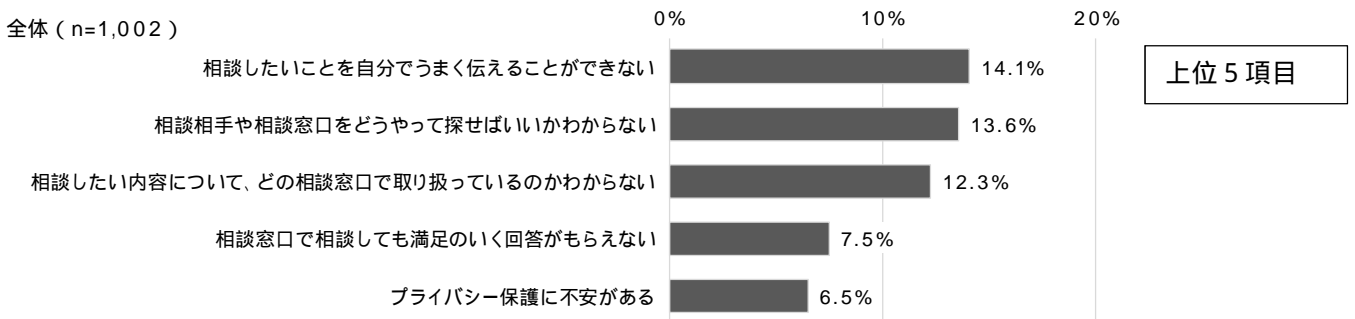
	公共交通機関が少ない	トイレの利用	休憩場所がない	障がい者用駐車場が少ない	交通費の負担	発作など突然の心身の変化	周囲の目が気になる	困ったときどうすればいいか不安	多動やこだわりのため、安全確保などが難しい
視覚障がい(N=56)	10.7%	14.3%	17.9%	5.4%	8.9%	3.6%	7.1%	8.9%	1.8%
聴覚・平衡機能障がい(N=62)	3.2%	9.7%	11.3%	4.8%	11.3%	3.2%	4.8%	22.6%	0.0%
盲ろう(視覚障害と聴覚障害の重複)(N=0)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
音声・言語・そしゃく機能障がい(N=25)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
肢体不自由(上肢)(N=127)	7.9%	26.8%	22.8%	29.1%	17.3%	9.4%	8.7%	15.7%	4.7%
肢体不自由(下肢)(N=223)	5.4%	25.1%	21.1%	28.7%	17.5%	5.4%	7.6%	14.3%	2.2%
肢体不自由(体幹)(N=66)	6.1%	43.9%	28.8%	25.8%	13.6%	13.6%	15.2%	22.7%	6.1%
内部障がい(上記7項目以外)(N=230)	3.0%	14.3%	12.6%	8.3%	10.0%	6.5%	1.3%	10.4%	1.3%

視覚障がいでは、「歩道や道路の段差や幅が障がいに配慮されていない」が、聴覚障がいでは「電車やバス内などでのアナウンスがわかりにくい」が、肢体不自由では「歩道や道路の段差や幅が障がいに配慮されていない」、「建物の段差・階段・設備が障がいに配慮されていない」、「トイレの利用、障がい者用駐車場がない」が多くなっています。

相談支援・情報提供体制について

相談について、困ることはありますか。(18歳以上：問29)

「相談したいことを自分でうまく伝えることができない」が14.1%と最も多く、次いで「相談相手や相談窓口をどうやって探せばいいかわからない」が13.6%、「相談したい内容について、どの相談窓口で取り扱っているのかわからない」が12.3%となっています。

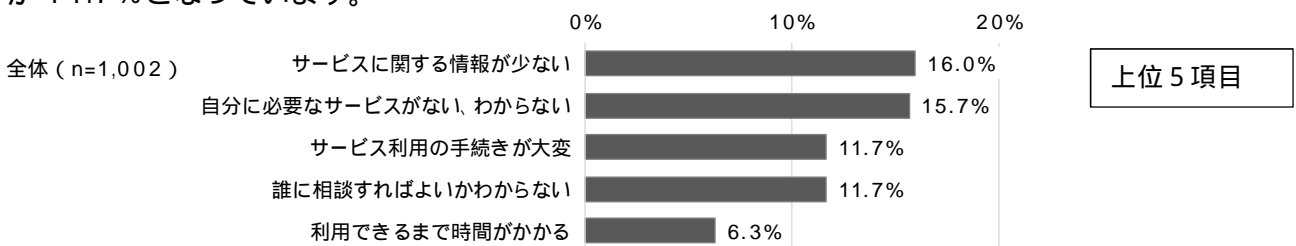


* 障害者手帳別

項目	全体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
相談相手や相談窓口をどうやって探せばいいかわからない	13.6%	10.7%	14.8%	23.7%
相談したい内容について、どの相談窓口で取り扱っているのかわからない	12.3%	10.0%	10.6%	21.3%
相談窓口で相談しようとしても、専門外などの理由で受け付けてもらえない	2.6%	1.6%	2.1%	7.2%
相談窓口で相談しても満足いく回答がもらえない	7.5%	5.9%	7.0%	14.0%
夜間や休日などに相談できる相談窓口がない	6.2%	4.2%	7.7%	12.6%
相談したいことを自分でうまく伝えることができない	14.1%	6.5%	34.5%	27.1%

あなたには、サービス利用全体に対して困っていることがありますか。(18歳以上：問23)

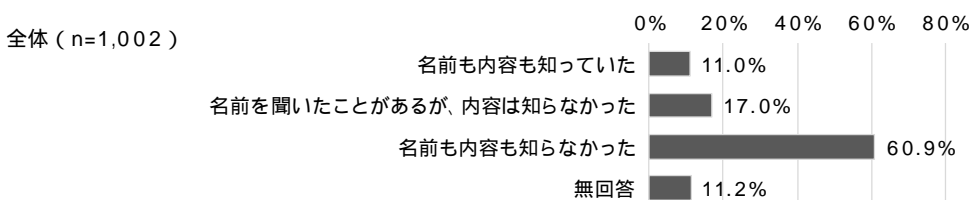
「サービスに関する情報が少ない」が16.0%と最も多く、次いで「自分に必要なサービスがない、わからない」が15.7%、「サービス利用の手続きが大変」、「誰に相談すればよいかかわからない」が11.7%となっています。



障がいのある人の権利擁護について

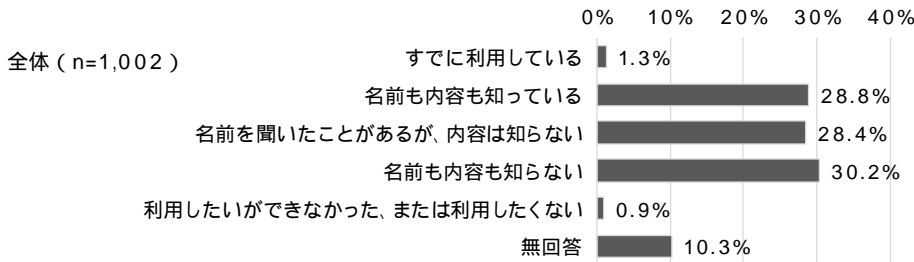
あなたは障害者差別解消法についてご存じでしたか。(18歳以上：問34)

「名前も内容も知らなかった」が60.9%であるのに対し、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らなかった」が17.0%となっています。



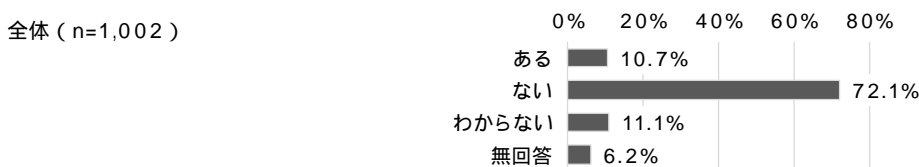
あなたは成年後見制度についてご存じですか。（18歳以上：問37）

「名前も内容も知らない」が30.2%であるのに対し、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」は28.4%となっています。



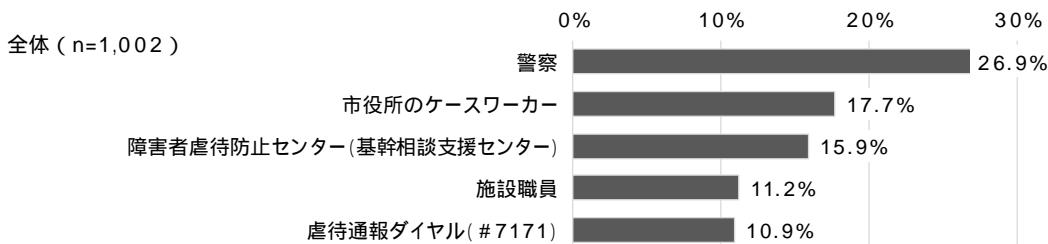
あなたは虐待（疑いを含む）を受けたことはありますか。（18歳以上：問35）

「ある」が10.7%、「ない」が72.1%、「わからない」が11.1%となっています。



あなたは、虐待を受けたとしたら、どこ（誰）に相談しますか。（18歳以上：問36）

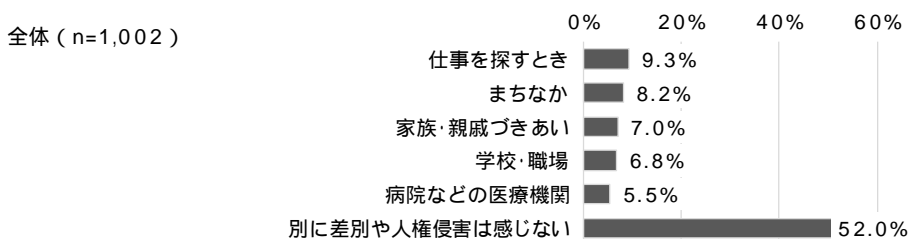
「警察」が26.9%と最も多く、次いで「市役所のケースワーカー」が17.7%、「障害者虐待防止センター（基幹相談支援センター）」が15.9%となっています。



上位5項目

障がいのことで差別や人権侵害を受けていると、感じる場面はありますか。（18歳以上：問32）

「別に差別や人権侵害は感じない」は52.0%ですが、「仕事を探すとき」は9.3%、「まちなか」は8.2%、「家族・親戚づきあい」は7.0%となっています。



上位5項目
+ 1項目

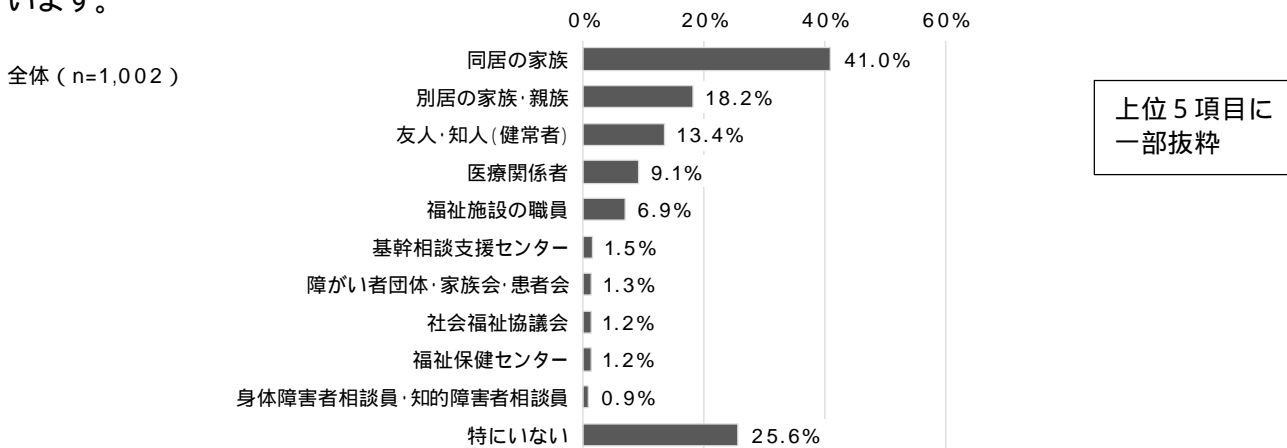
* 障害者手帳別

項目	全体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
学校・職場	6.8%	3.0%	7.0%	19.3%
仕事を探すとき	9.3%	5.6%	9.2%	22.2%
まちなか	8.2%	6.2%	20.4%	8.2%
病院などの医療機関	5.5%	4.0%	8.5%	8.2%
家族・親戚づきあい	7.0%	2.8%	6.3%	22.2%
別に差別や人権侵害は感じない	52.0%	58.7%	36.6%	35.3%

第2章 本市の障がい者(児)を取り巻く現状

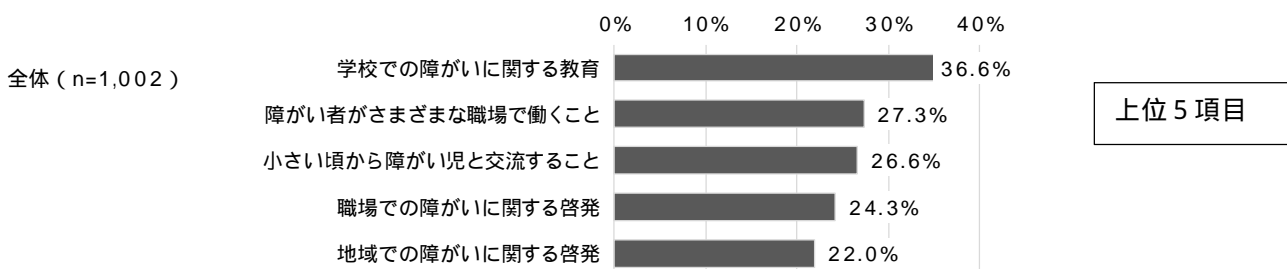
差別を受けたり、見たりしたとき相談できる人や場所はありますか。(18歳以上：問33)

「同居の家族」は41.0%と最も多く、次いで「別居の家族・親族」は18.2%、「友人・知人(健常者)」は13.4%となっていますが、基幹相談支援センター等の相談支援機関の比率は低くなっています。



障がいや障がい者についての理解を広げるために必要なことは何ですか。(18歳以上：問38)

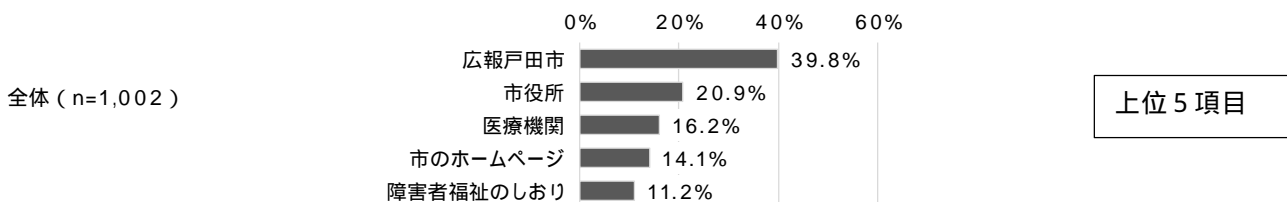
「学校での障がいに関する教育」が36.6%と最も多く、次いで「障がい者がさまざまな職場で働くこと」が27.3%、「小さい頃から障がい児と交流すること」が26.6%となっています。



地域生活を送るための支援について

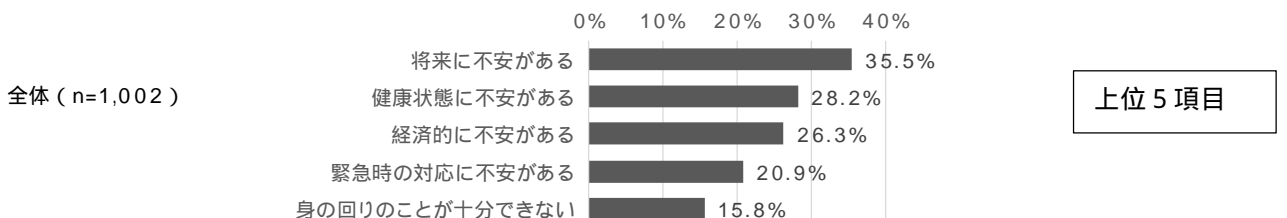
福祉サービスなどの情報を、主にどこから入手していますか。(18歳以上：問30)

「広報戸田市」が39.8%と最も多く、次いで「市役所」が20.9%、「医療機関」が16.2%となっています。



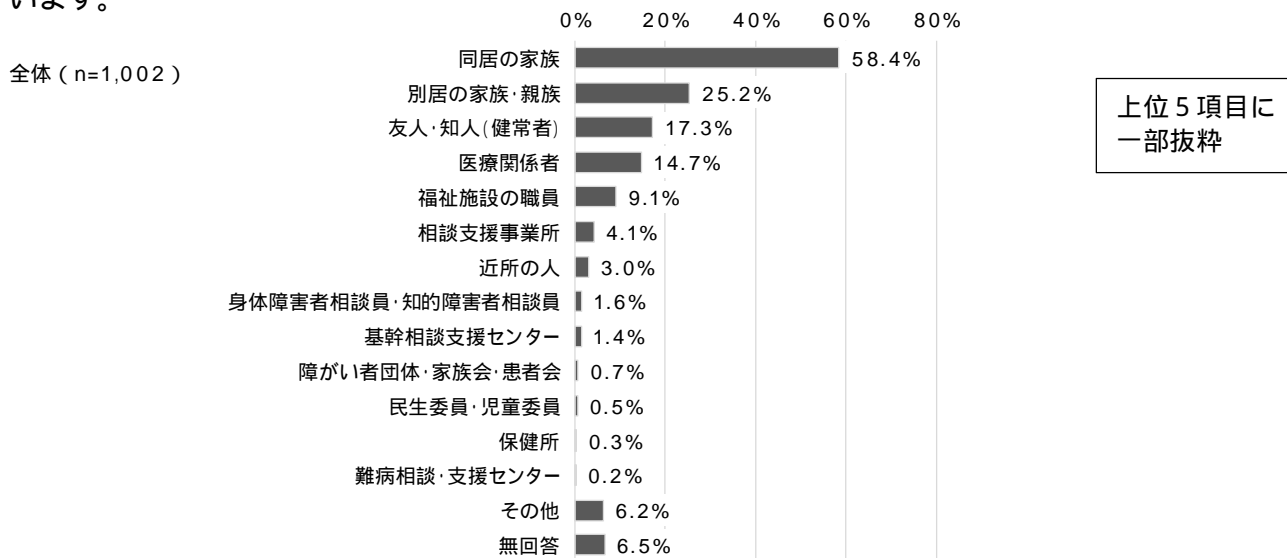
日常生活で困っていることはありますか。(18歳以上：問26)

「将来に不安がある」が35.5%と最も多く、次いで「健康状態に不安がある」が28.2%、「経済的に不安がある」が26.3%となっています。



普段、困ったときに誰に相談していますか。(18歳以上：問28)

「同居の家族」は58.4%と最も多く、次いで「別居の家族・親族」は25.2%、「友人・知人(健常者)」は17.3%となっていますが、基幹相談支援センター等の相談支援機関の比率は低くなっています。



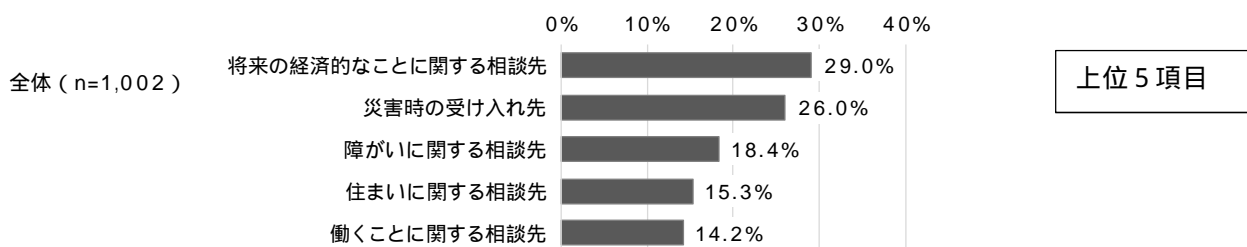
* 障害者手帳別

項目	全体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
同居の家族	58.4%	58.7%	73.2%	50.2%
別居の家族・親族	25.2%	27.2%	8.5%	27.5%
友人・知人(健常者)	17.3%	18.1%	8.5%	21.3%
基幹相談支援センター	1.4%	1.9%	2.8%	0.0%
医療関係者	14.7%	12.6%	5.6%	28.5%
就労支援センターなど	4.6%	1.2%	13.4%	10.6%

一部抜粋

希望する暮らしをしていくために必要な支援はありますか。(18歳以上：問25)

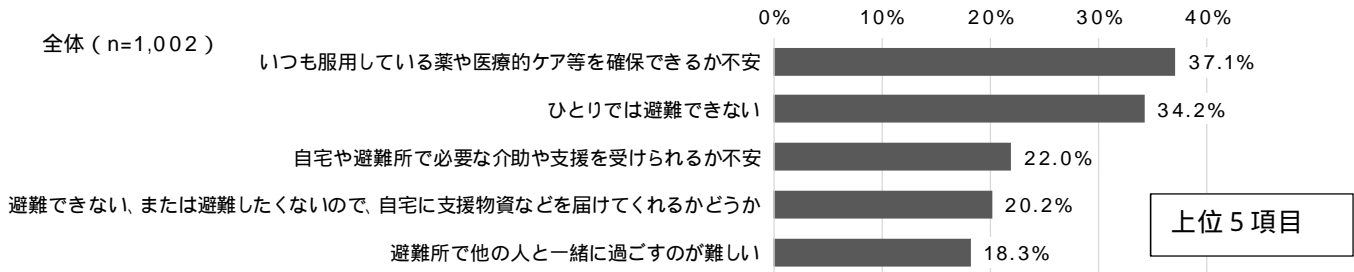
「将来の経済的なことに関する相談先」が29.0%と最も多く、次いで「災害時の受け入れ先」が26.0%、「障がいに関する相談先」が18.4%となっています。



災害対策について

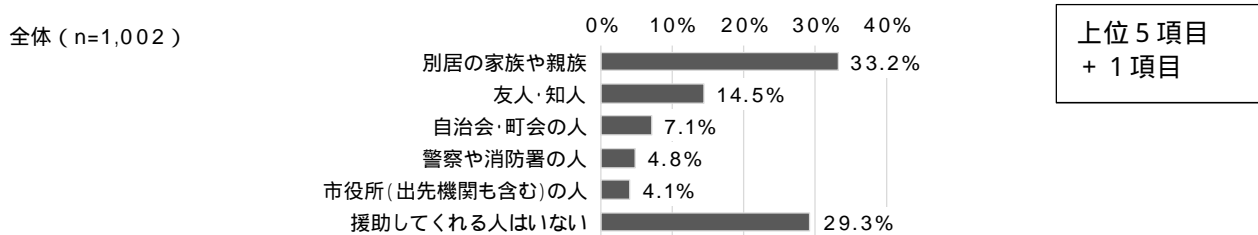
地震などの災害が起きたとき、どのような不安を感じていますか。(18歳以上：問42)

「いつも服用している薬や医療的ケア等を確保できるか不安」が37.1%と最も多く、次いで「ひとりでは避難できない」が34.2%、「自宅や避難所で必要な介助や支援を受けられるか不安」が22.0%となっています。



緊急時に同居の家族が不在や一人暮らしの場合、あなたを助けてくれる人はいますか。(18歳以上：問39)

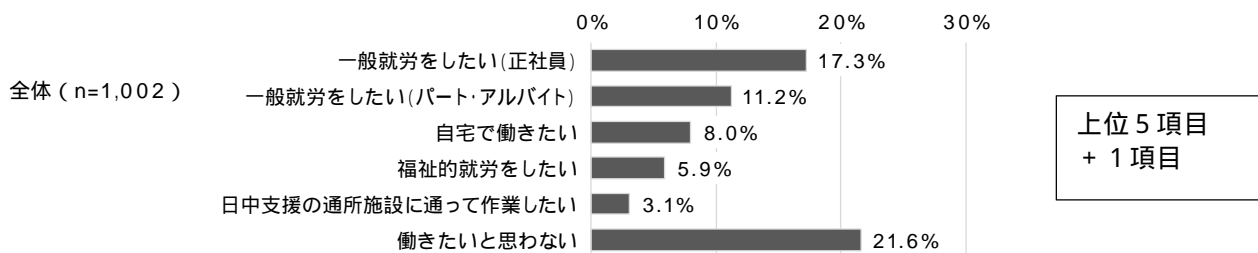
「別居の家族や親族」が33.2%と最も多く、次いで「友人・知人」が14.5%、「自治会・町会の人」が7.1%となっていますが、29.3%の方が「援助してくれる人はいない」と回答しています。



就労・社会参加について

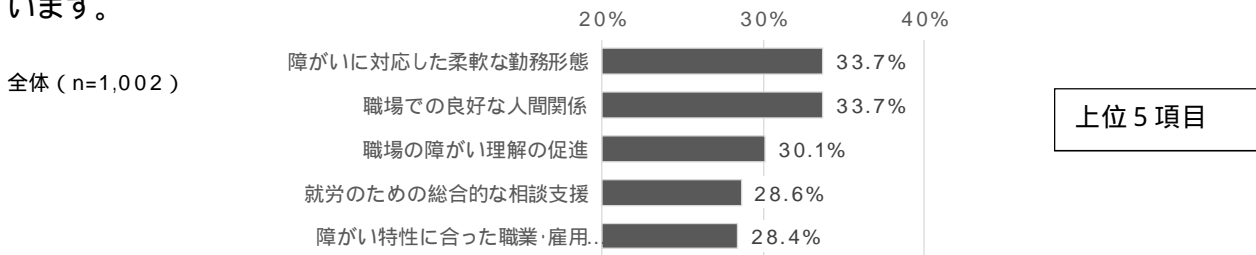
今後の就労希望について主にどのように考えますか。(18歳以上：問20)

「一般就労をしたい(正社員)」が17.3%と最も多く、次いで「一般就労をしたい(パート・アルバイト)」が11.2%、「自宅で働きたい」が8.0%となっています。



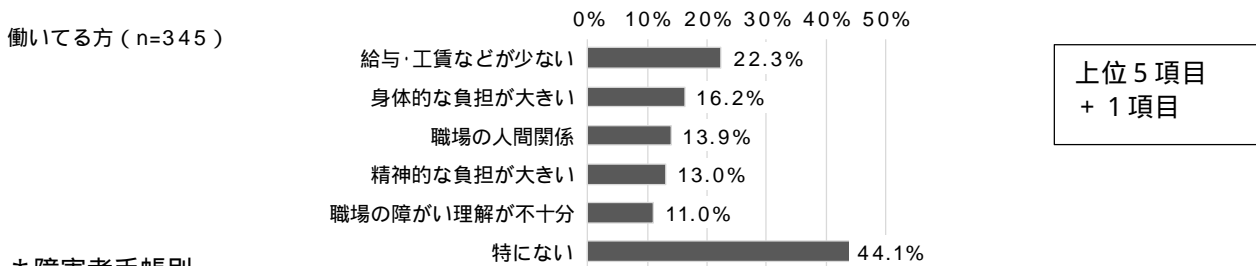
障がい者が一般就労するためには、何が必要かと思えますか。（18歳以上：問21）

「障がいに対応した柔軟な勤務形態」、「職場での良好な人間関係」が33.7%と最も多く、次いで「職場の障がい理解の促進」が30.1%、「就労のための総合的な相談支援」が28.6%となっています。



仕事をする上で困っていることは何ですか。（18歳以上：問19）

「給与・工賃などが少ない」が22.3%と最も多く、次いで「身体的な負担が大きい」が16.2%、「職場の人間関係」が13.9%となっています。



* 障害者手帳別

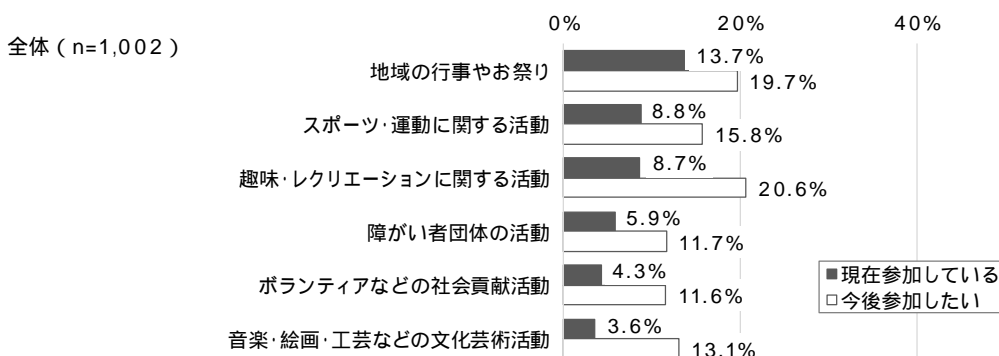
項目	全体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
精神的な負担が大きい	13.0%	7.5%	6.7%	32.5%
給与・工賃などが少ない	22.3%	15.1%	26.7%	36.3%
職場の人間関係	13.9%	8.1%	17.8%	25.0%
職場の障がい理解が不十分	11.0%	12.4%	2.2%	17.5%
特になし	44.1%	48.4%	51.1%	26.3%

一部抜粋

現在参加している地域活動や文化芸術活動、今後参加したい活動は何ですか。（18歳以上：問14）

現在参加している活動では、「地域の行事やお祭り」が13.7%と最も多く、次いで「スポーツ・運動に関する活動」が8.8%、「趣味・レクリエーションに関する活動」が8.7%となっています。

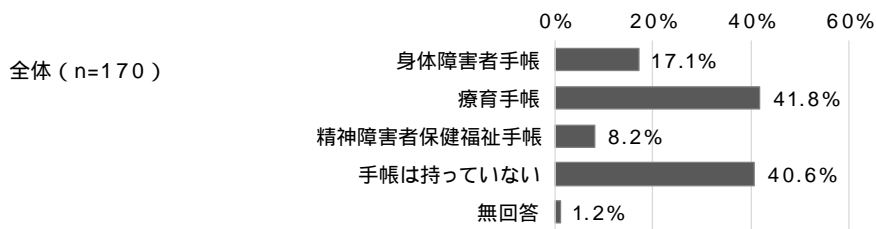
今後参加したい活動では「趣味・レクリエーションに関する活動」が20.6%と最も多く、次いで「地域の行事やお祭り」が19.7%、「スポーツ・運動に関する活動」が15.8%となっています。



(3) 18歳未満の方と保護者の方を対象とした調査(一部抜粋)

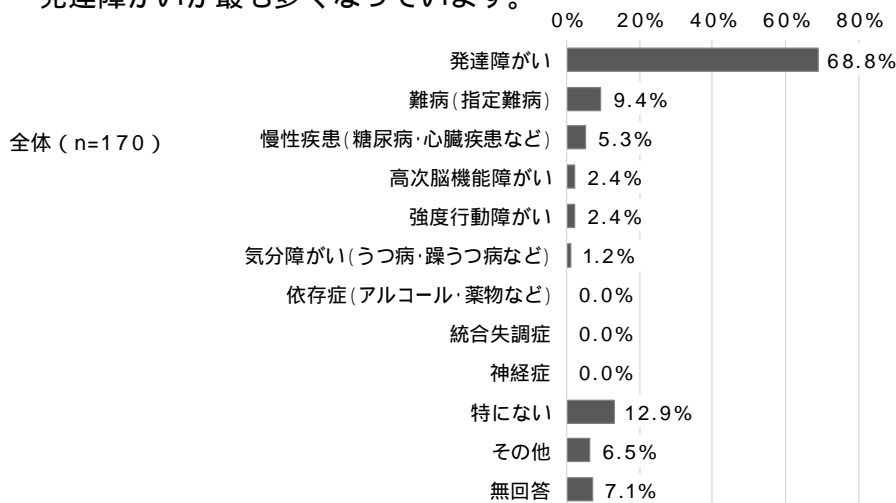
あなたが持っている手帳をお聞きます。(18歳未満：問3)

療育手帳を所持する方が最も多くなっています。



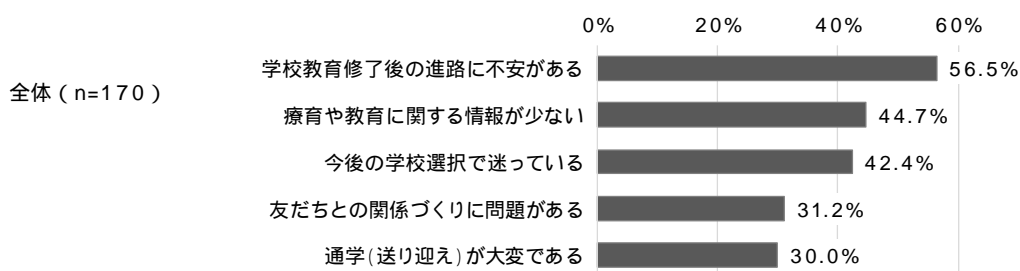
あなたには、次の疾患や障がいがありますか。(18歳未満：問5)

発達障がい最も多くなっています。



療育や教育について、困っていることはありますか。(18歳未満：問17)

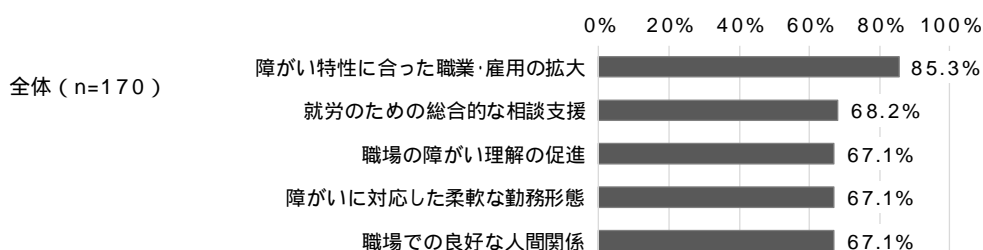
「学校教育修了後の進路に不安がある」が56.5%と最も多く、次いで「療育や教育に関する情報が少ない」が44.7%、「今後の学校選択で迷っている」が42.4%となっています。



上位5項目

障がい者が就労するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(18歳未満：問21)

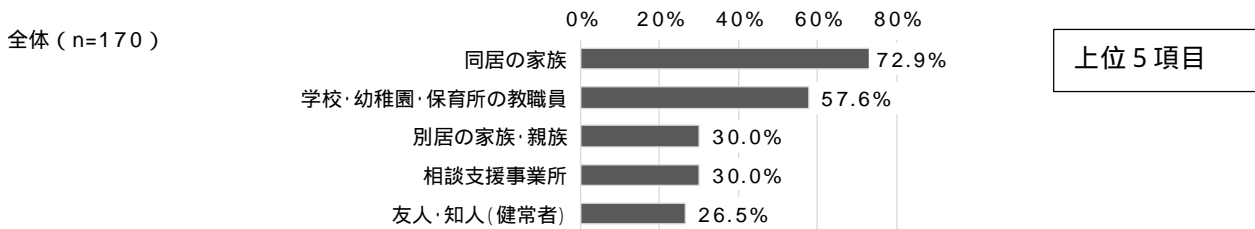
「障がい特性に合った職業・雇用の拡大」が85.3%と最も多く、次いで「就労のための総合的な相談支援」が68.2%、「職場の障がい理解の促進」等が67.1%となっています。



上位5項目

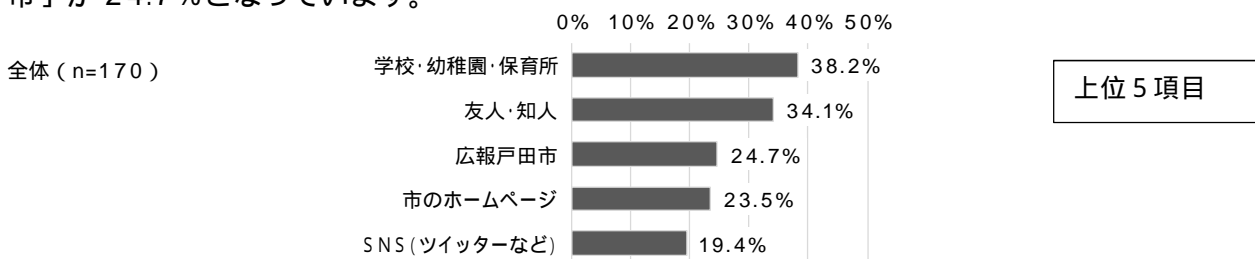
普段、困ったときに誰に相談していますか。（18歳未満：問27）

「同居の家族」が72.9%と最も多く、次いで「学校・幼稚園・保育所の教職員」が57.6%、「別居の家族・親族」、「相談支援事業所」が30.0%となっています。



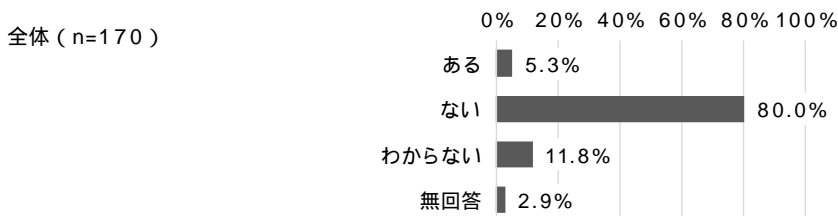
福祉サービスなどの情報を、主にどこから入手していますか。（18歳未満：問29）

「学校・幼稚園・保育所」が38.2%と最も多く、次いで「友人・知人」が34.1%、「広報戸田市」が24.7%となっています。



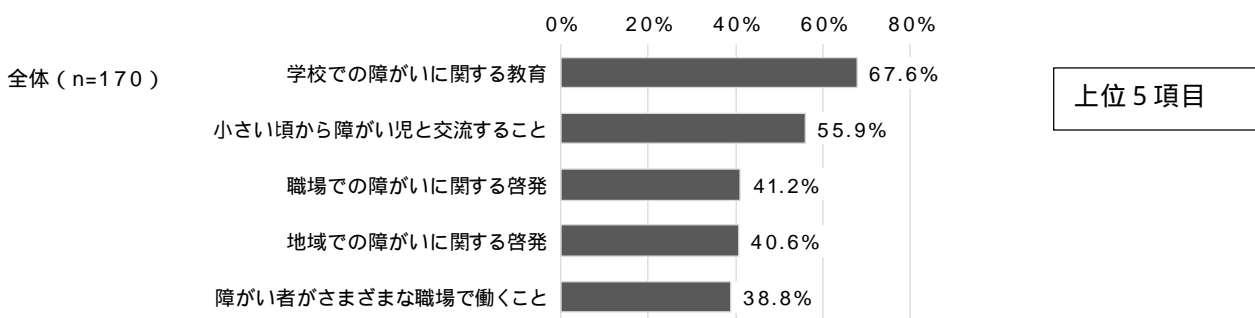
虐待（疑いを含む）を受けたことはありますか。（18歳未満：問34）

「ある」が10.7%、「ない」が80.0%、「わからない」が11.8%となっています。



障がいや障がい者についての理解を広げるために必要なことは何ですか。（18歳未満：問37）

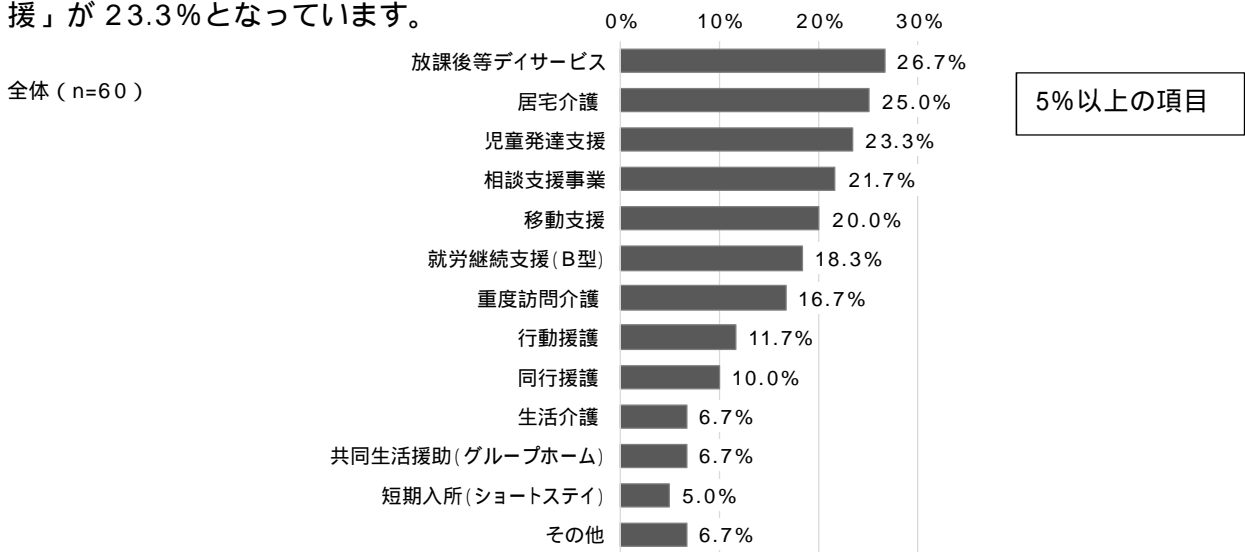
「学校での障がいに関する教育」が67.6%と最も多く、次いで「小さい頃から障がい児と交流すること」が55.9%、「職場での障がいに関する啓発」が41.2%となっています。



(4) サービス事業者の方を対象とした調査(一部抜粋)

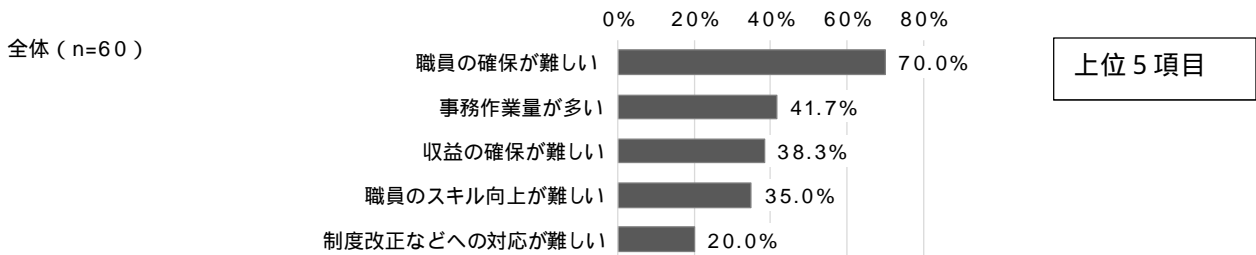
提供している障害福祉サービス等をお聞きます。(事業所：問2)

「放課後等デイサービス」が26.7%と最も多く、次いで「居宅介護」が25.0%、「児童発達支援」が23.3%となっています。



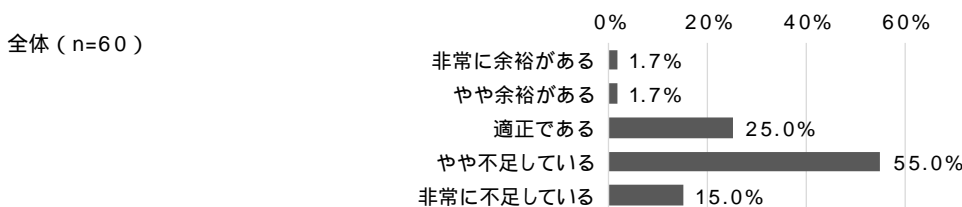
事業所を経営していく上で問題となっていることは何ですか。(事業所：問5)

「職員の確保が難しい」が70.0%と最も多く、次いで「事務作業量が多い」が41.7%、「収益の確保が難しい」が38.3%となっています。



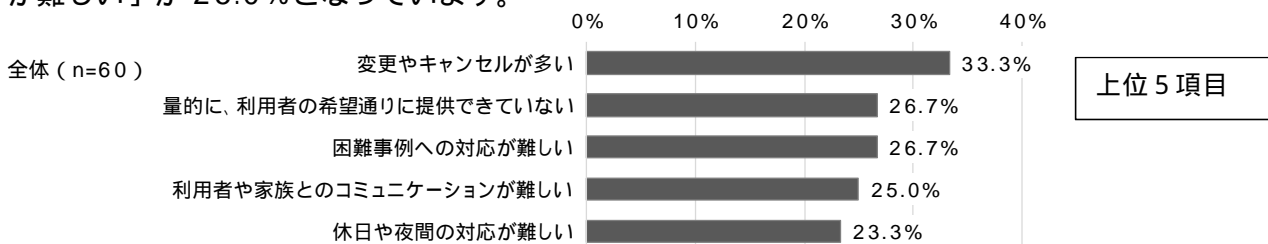
業務量に対する職員の充足状況(人手)についてお聞きます。(事業所：問6)

「やや不足している」が55.0%と最も多く、次いで「適正である」が25.0%、「非常に不足している」が15.0%となっています。



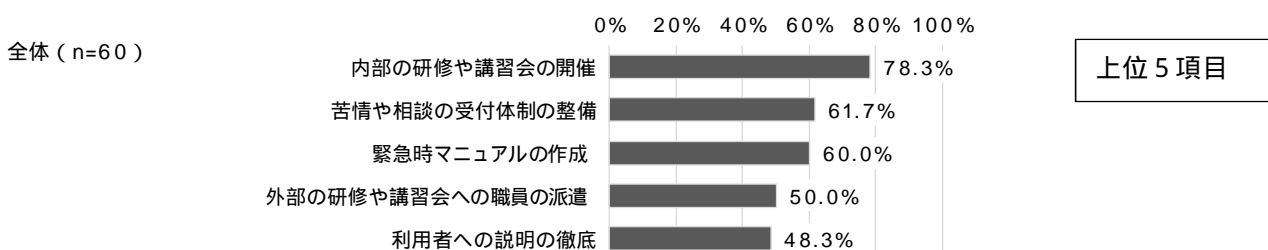
サービスを提供する上で、問題となっていることは何ですか。（事業所：問9）

「変更やキャンセルが多い」が33.3%と最も多く、次いで「量的に、利用者の希望通りに提供できていない」、「困難事例への対応が難しい」が26.7%、「利用者や家族とのコミュニケーションが難しい」が25.0%となっています。



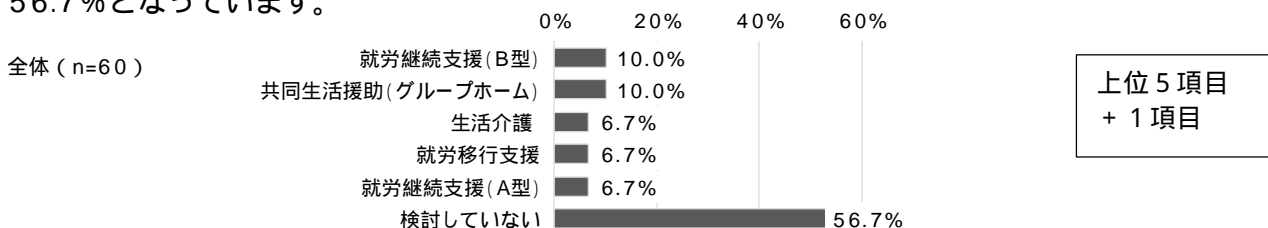
サービス向上のためにどのようなことに取り組んでいますか。（事業所：問11）

「内部の研修や講習会の開催」が78.3%と最も多く、次いで「苦情や相談の受付体制の整備」が61.7%、「緊急時マニュアルの作成」が60.0%となっています。



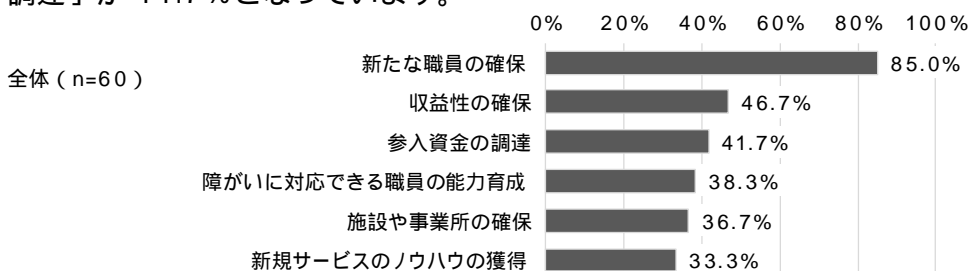
今後新規にどのような障害福祉サービス等への参入を検討していますか。（事業所：問12）

「就労継続支援（B型）」、「共同生活援助（グループホーム）」が10.0%、次いで「生活介護」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」が6.7%となっています。一方、「検討していない」は56.7%となっています。



新規サービスに参入する上で課題となることは何ですか。参入予定がない事業所の方も、参入を想定し記入してください。（事業所：問14）

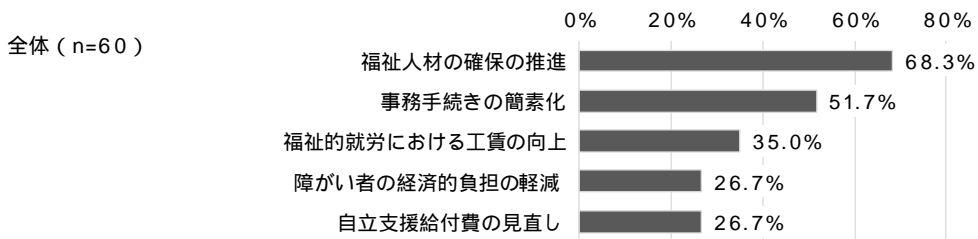
「新たな職員の確保」が85.0%と最も多く、次いで「収益性の確保」が46.7%、「参入資金の調達」が41.7%となっています。



第2章 本市の障がい者(児)を取り巻く現状

今後の障がい者施策について、どのようなことを期待していますか。(事業所：問15)

「福祉人材の確保の推進」が68.3%と最も多く、次いで「事務手続きの簡素化」が51.7%、「福祉的就労における工賃の向上」が35.0%となっています。



上位5項目

(5) アンケート調査結果から見た今後の課題

1 相談支援・情報提供体制の充実・強化

「相談について、困ることはありますか。(18歳以上調査・問29)」を見ると、「相談したいことをうまく伝えられない」が最も多く(全体で14.1%)、次いで「相談相手や相談窓口がわからない」、「相談しても満足な回答がもらえない」となっています。特に知的障がいの方では「相談したいことをうまく伝えられない」と感じる方が34.5%と回答が多くなっています。

「サービス利用に関して困っていること(18歳以上調査・問23)」では、「サービスに関する情報が少ない」、「自分に必要なサービスがない、わからない」が多くなっており、サービスを利用したくてもどのようなサービスがあり、どうすれば利用できるのかわからない方が多いことが窺えます。

障害福祉サービスを受けようとする場合、障がいの特性に合った支援はどれなのか、どの事業所を選べばよいのか、障がい者やその家族だけでは判断が難しいのが普通です。サービス内容も専門性が高く、利用する側との情報量に大きな差があります。

そのため、障がい者向けの情報を分かりやすく提供できるよう、情報提供体制を強化し、障がい者が気軽に相談できアクセスしやすい相談窓口の提供、明確化を図り、相談を受ける側のコミュニケーションに関するスキルアップとニーズについての意識向上を図る必要があります。

また、相談窓口のコミュニケーション手段の多様化を図る等、障がい者のコミュニケーションニーズへの対応を図る必要があります。

サービス事業者の方に「経営上の問題(事業者調査・問5)」を伺ったところ、「職員の確保が難しい」が約7割と他の回答を引き離して多くなっています。「職員の充足状況(事業者調査・問6)」を見ると、「非常に余裕がある」という回答はなく、「やや余裕がある」が約1割であるのに対し、「やや不足している」「非常に不足している」は合わせて7割あまりに上っており、障がい福祉の現場で人材不足が深刻であることが窺えます。

障がいのある方に質の高いサービスを提供するためには、専門性の高い人材の確保が不可欠です。

障がい福祉の現場が働き甲斐のある魅力的な職場であることを周知するとともに、サービス事業者の人材確保を支援していくことが必要とされています。

2 障がいのある人の権利擁護の推進

障害者差別解消法についての設問(18歳以上調査・問34)では「名前も内容も知らなかった」が6割以上と多く、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」とあわせると8割近くとなります。成年後見制度についての設問(18歳以上調査・問37)についても、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が3割弱、「名前も内容も知らない」が約3割と、内容を知らない方が約6割となっています。また、「利用したいができなかった、または利用したくない」と答えた方の意見として、「面倒」「難しい」「お金がかかる」といった意見がありました。

両制度は障がい者の差別解消・権利擁護に関する重要な制度であるため、今後さらなる周知と利用支援が必要です。

また「虐待(疑いを含む)を受けたことありますか(18歳以上調査・問35)」について、「ある」が10.7%、「わからない」が11.1%と、決して少なくない割合となっており、また「虐待を

第2章 本市の障がい者(児)を取り巻く現状

受けたときの相談先(18歳以上調査・問36)においては、「警察」が26.9%と最も多く、15.1%の「その他」と答えた方の意見として、「相談先がわからない」「相談できない」「相談するのはとてもむずかしいこと」等といった意見がみられます。

障害者虐待防止センターを中心とした、さらなる相談窓口の周知、虐待の予防及び早期発見に向けた取組が必要です。

障がいによる差別や人権侵害についての設問(18歳以上調査・問32)では、全体で52%の方が「差別や人権侵害は感じない」と回答しています。ただし、「仕事を探す時」が9.3%、「まちなか」が8.2%と依然として差別や人権侵害は残っています。特に知的障がいの方では「まちなか」で20.4%、精神障がいの方では「仕事を探すとき」「家族・親戚づきあい」が22.2%と多くの方が差別や人権侵害を経験しています。

障がい者差別の相談窓口についての設問(18歳以上調査・問33)では、相談できる人や場所については、「同居の家族」が41.0%、「別居の家族・親族」が18.2%で、半数以上が家族や親族となっている中、「特にない」が25.6%と多く、また、その他選択肢にある相談機関の割合が低いことがわかります。

このため、より一層の障がいによる差別や人権侵害の相談窓口の周知と相談しやすい体制作りに取り組む必要があります。

障がいについての理解を広げるために必要なことを問う設問(18歳以上調査・問38)では、「学校での教育」と回答した方が最も多く(全体で36.6%)、次いで「さまざまな職場での就労」や「小さい頃からの交流」が多くなっています。

各種広報媒体の活用や様々な行事を通じて、障がいや障がい者に関する正しい知識の啓発・広報活動の充実、子どもの頃からその発達に段階に応じた福祉教育、地域や職場でともに活動しながら互いに理解を深める交流の促進などを図り、障がいのある人もない人も、ともに平等に生活し活動できる生活基盤を築くことが求められます。

3 地域生活を送るための支援の充実

福祉サービス等の情報の入手先についての設問(18歳以上調査・問30)を見ると、「広報戸田市」が4割近くと最も多くなっており、情報提供において一定の役割を果たしていることが伺えますが、一方で、広報からの情報を得ていない方もいることから、多様な媒体を通じた情報提供の充実も必要とされています。

同設問の精神障がいのある方の回答では、「医療機関」の割合が多くなっています。

また困った時の相談先についての設問(18歳以上調査・問28)の、精神障がいのある方の回答においても、「医療関係者」が「同居の家族」の次に高い割合となっており、地域生活での医療の関わり的重要性が伺えます。そのため精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築する上で、医療機関との連携強化を推進していく必要があります。

日常生活で困っていることを問う設問(18歳以上調査・問26)では、「将来への不安」が最も多く(全体で35.5%、精神障がいのある方は59.4%)、次いで「健康状態への不安」、「経済的な不安」、「緊急時への不安」が多くなっています。

地域で生活をしていくために必要な支援について問う設問（18歳以上調査・問25）では、「経済的なことに関する相談先」が最も多く（全体で29.0%）、次いで「災害時の受入れ先」、「障がい」、「住まい」、「働くこと」に関する相談先』の順に多くなっています。

障がい者が地域で自立し、安心して暮らしていくには、その基盤となる住まい、働く場、生きがいを得る場等が必要となり、地域の基盤整備と様々な支援強化が求められています。

地域生活支援拠点の構築等を通じて、障がいのある方の地域生活を支える体制を整備することが必要とされています。

同時に、精神障がいのある方については、将来や健康面、経済面の不安感が非常に強く、地域で暮らしていくための各分野の支援を包括的に確保していくことが求められます。

4 災害対策

災害時、不安に感じることを問う設問（18歳以上調査・問42）を見ると、「薬や医療的ケアを確保できるか不安」が4割あまりと最も多くなっています。精神障がいのある方、身体障がいのある方や医療的ケアを必要とする方等が、災害時の医療的な支援を特に必要としていることが窺えます。

また、知的障がいや精神障がいのある方は、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」という割合も多く見られます。

「災害などの緊急時に、同居の家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか（18歳以上調査・問39）」では、「別居の家族や親族」が33.2%に次いで、「援助をしてくれる人はいない」が29.3%となっています。

災害の発生に備え、避難所や施設のアクセシビリティを向上させ、障がい者の障がい特性に配慮した福祉避難所の整備などの支援制度の充実が求められます。

併せて、地域コミュニティのつながりを強化し、社会的孤立を減少させるための取組や、障がい者を含めた避難訓練、障がい特性に沿った個別避難計画の策定などを進める必要があります。

5 就労・社会参加支援の充実

今後の就労希望について問う設問（18歳以上調査・問20）では、「正社員での一般就労」が最も多く（全体で14.4%）、次いで「パート・アルバイトでの一般就労」、「自営業や家業の手伝い」が多くなっています。

一般就労するために必要なことを問う設問（18歳以上調査・問21）では、「障がいに対応した柔軟な勤務形態」が最も多く（全体で33.7%）、次いで「職場での良好な人間関係」、「職場の障がい理解の促進」が多くなっています。

「あなたが仕事をする上で困っていることは何ですか（18歳以上調査・問19）」については、「給与・工賃などが少ない」が22.3%と多くなっております。また全体としては44.1%の方が「特にない」と回答しているものの、依然として、精神障がいのある方を中心として、「職場の障がい理解が不十分」といった意見も多く見られます。

そのため、一般就労をめざす障がい者に対し、就職準備、求職活動、職場定着等の段階ごとに、障がいの種別に応じた継続的な支援を行うとともに、障がい者自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保が求められます。

同時に障がい者の雇用・就業を促進するために必要な、事業主や一般社会の障がい者雇用に対する深い理解が生まれるよう、雇用側への積極的な働きかけ等、障がい者雇用の促進に向けた取組が

必要です。

また、一般就労への支援だけでなく、障がい者本人が生きがいや、やりがいを持って働き、自己実現を図っていくことができるよう、福祉的就労の場の充実を図り、障がい者の工賃及び勤労意欲の向上に取り組む必要があります。

地域活動や文化芸術活動などへの参加状況、参加意向を問う設問(18歳以上調査・問14)では、いずれの活動についても「今後参加したい」という回答が見受けられます。

地域活動や文化芸術活動は、障がい者の社会参加を促進する機会となります。地域社会が障がい者を受け入れ、協力し、彼らが多様な活動に参加できるよう支援することで、社会的な結束が強化されます。

しかし、いずれも「現在参加している」より「今後参加したい」といった回答が上回っているため、それらの活動に参加するための場所やイベントのアクセシビリティが不足している可能性があり、バリアフリーな環境や施設、より様々な芸術分野に参加できるようなプログラムの拡充や、情報提供の改善が求められます。

6 障がい児支援の提供体制の充実

18歳未満の方とその保護者の方への調査で、療育や教育で困っていることを問う設問(18歳未満調査・問17)では、「学校教育修了後の進路に不安」が最も多く(全体で56.5%)、次いで「療育や教育に関する情報が少ない」、「今後の学校選択で迷っている」が多くなっており、将来や進路に対する不安が大きいことが分かります。

高等学校卒業後の就労支援施策のために必要なことを問う設問(18歳未満調査・問21)については、「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」85.3%について「就労のための総合的な支援」となっています。

本人や保護者が安心して進路を決められるように支援していくとともに、学校卒業後、本人の希望や適性に合った仕事や活動ができるように、就労や日中活動の場を確保していくことが求められています。

普段困ったときの相談先を問う設問(18歳未満調査・問27)については、「同居の家族」の72.9%に次いで、「学校・幼稚園・保育所の教職員」が多くなっています。

また、福祉サービスなどの情報の入手先を問う設問(18歳未満調査・問29)を見ても、「学校・幼稚園・保育所」が4割近くと最も多くなっており、いずれも学校や幼稚園・保育所が重要な役割を果たしていることがわかります。

障がいや障がい者についての理解を広げるために必要なことを問う設問(18歳未満調査・問37)では、「学校での障がいに関する教育」が67.6%と最も多く、次いで「小さい頃から障がい児と交流すること」となっています。

市、教育委員会、学校の連携強化を図り、障がいの有無に関わらず子供たちが一緒に学んだり遊んだりできるように、家庭、通常学級、支援学級等との連携や交流学習の強化が求められます。

3 ヒアリング調査の概要

(1) 調査の目的と方法

調査の目的

本計画の検討にあたって、広く市内の障がい者団体、家族会、関係団体及びサービス事業者等のご意見を伺って、計画の内容に反映するために、ヒアリング調査を実施しました。

実施日程

日 程	障がい者団体・家族会	サービス事業者等	関係団体
令和5年 8月29日	戸田市身体障害者福祉会 戸田市聴力障害者協会		
8月30日		戸田市社会福祉協議会	戸田市町会連合会 戸田市商工会
8月31日	戸田市精神保健福祉家族会 きらら	埼玉こころのかけ橋 戸田市社会福祉事業団	戸田市民生委員・児童 委員協議会
9月1日	戸田市心身しょうがい児・ 者を守る親の会 本人の会・ホルスタイン	戸田わかくさ会 高仁会 戸田病院 あすなる学園	

(2) 調査結果の概要

伺ったご意見については、本計画の取組として反映するとともに、「第3章 4 重点項目」の項目ごとに下記のとおり整理しました。

相談支援・情報提供体制の充実・強化

【障がい者団体・家族会】

情報提供体制について、視覚障がいのある当事者に聞く機会がないため、当事者が求めている情報が手に入らない。どんな情報があるか当事者が知らないことが課題。

入院先を相談できる場所がほしい。

希望があれば手帳の期限切れの案内を出すなど、有効期限等の周知をきちんとしてほしい。

窓口到手話のできる人を設置するとか、筆談ボードを置いてほしい。

ピアカウンセリングになかなか相談に来られる人がいない。人手も不足している。

当事者への情報提供が充実されていない。

フォーマルサービスの充実及び内容の周知を進め、当事者（障がいをもっている方本人）自らが理解し、参加できる体制を整えてほしい。

相談窓口には、積極的に自分から言わない限り、声が届かない感じがする。

【サービス事業者等】

障がいの種別、年齢に関係なく、包括的かつ継続的な相談支援の充実及び市民への周知が必要。

サービスを支える担い手に経験や専門性、情熱等が不足しており、研修、教育が必要。

委託相談支援事業所の増設による支援の充実が必要。

【関係団体】

色々な施策が書いてあるが市民や当事者に周知ができていない。

相談できる場所や情報がわかりにくいところがまだある。もっと周知してほしい。

協議会の委員に障がい当事者が少なく、当事者の声がなかなか障がい者施策に反映しにくい。

障がいのある人の権利擁護の推進

【障がい者団体・家族会】

障害者差別解消法の啓発として、市職員の出前講座等の運用を見直し、障がいのある当事者を講師とした啓発活動を展開していただきたい。

差別、サービス利用に関する苦情相談窓口を知らない方がいるので、課題解消を進めていただきたい。

発達障がい、高次機能障がい等の理解促進を進めてほしい。

障がいのある人が困難を抱えずに生活できるよう、制限や規制を設けるのではなく、その個人の感情や意見、希望をサポートする必要がある。

【サービス事業者等】

地域における障がい者に対する正しい理解の普及が必要。

専門的機関や関係者だけではなく、障がいについて知るような裾野が必要。

絵画や音楽活動等でいきいき頑張っている姿を見てもらい、相互理解を深めていく。

サービス利用者の苦情を受け止め、問題解決と同時に隠れたニーズに気づき対応することが重要。

虐待対応において、迅速・適切な判断と対応、リスクのあるケースへの予防的介入を行政と相談支援事業所、関係各所が連携して行う体制作りが重要。そのために虐待、権利擁護に対する支援機関の意識の向上も図りながら、取り組んでいくことが求められると思う。

出前講座については、様々な障がいに対する理解を深められるような内容への拡充が求められる。特に見えにくい障がい、例えば医療的ケア児・難病など障がいの中で少数の障がい者の問題も含め合理的配慮への理解が深められるよう講座等の啓発事業の充実が必要と考える。

社会的障壁を取り除くために、障害者週間に市民を巻き込んだ市主催のイベントを開催したり、要配慮者への対応策を講じて公のイベントへの参加を促進する必要がある。

【関係団体】

障がいを持つ人達に対する理解を、地域の人達にもっと感心をもって行動できるような講座とか教育ができたら良い。障がい者が地域で自立して生活していくことにつながる。

障がいのある家族がいる場合でも、声を上げずに隠しておきたいという気持ちの人が多いと思う。

中学生の頃から、障がいのある人々を支援する意欲を育てる教育も必要。

地域生活を送るための支援の充実

【障がい者団体・家族会】

公共の場にもっと文字放送や文字表示があるとよい。

コミュニティバスの逆回り循環があったらいい。

点字による情報提供が不足している。コミュニケーション環境の整備を進めてほしい。

JRの障がい者割引の手続きができる窓口が遠くなり不便だ。

室内信号ランプや文字の電光掲示板を施設に必ず設置してほしい。

重度障がい者のためのグループホームが必要。

公共の場、交通機関の Web サイトのアクセスの向上。

これからはデジタル機器を活用しての交流が大切になってくる。スマホやパソコンの使い方がわからない人のための講習会を設けていただきたい。

バリアフリー住宅の入居について相談する窓口がない。

精神障がい者も福祉タクシー券が利用できると金銭面や労力面で親の負担が減る。

【サービス事業者等】

障がい者が地域で自立して生活するための生活基盤の整備。

市内、近隣へのグループホームの増設が必要。

近隣の施設を障がいのない方と一緒に利用できるような整備ができればいい。

当事者が行きたい曜日や時間にいけるような自由に使える場所が市内にいくつか点在していたらよい。

地域生活の基盤となる住まいの問題で、特に精神障がい者は借りづらい。対応のほとんどは家族に任されている。

認知症、認知症の予備軍、高齢者も認知症診療と予防を強化するべきだと思う。

地域活動支援センターの人手が不足している。

障がい者支援においては、インフォーマルなサービスも重要。様々な団体の支援策や活動内容を広く知らせ、それらを活用できる仕組みづくりが必要。

日中活動の支援を受けられる事業所が足りず、利用できなかったり、市外の施設を利用せざるを得ない人が多い。

生活基盤の整備のためには、行政と民間が協力して施策を考える必要がある。検討の場に関係機関が参加できるような気運づくりを進めてほしい。

地域生活支援拠点や、包括ケアシステムの検討に力を入れてほしい。

移動支援サービスを通勤通学へ適用する等、障がい者の状況に応じた柔軟な対応により、障がい者の社会参加の機会を保證できるような事業になるとよい。

子どもの頃から障がいの有無にかかわらず参加できる場（居場所、イベント）があるとよい。ショートステイ先の緊急時の受け入れ体制の充実・強化、社会的自立を促す機会の場としての活用と増設が必要。

【関係団体】

視覚障がい者、車椅子利用者が安心して通行できる歩道。自転車との分離、狭さの解消。

見た目ではわからない障がい者のサポート。

色々な施策を作っただけにせず、それに民生委員がどう関われるのか教えてほしい。

< 災害対策 >

【障がい者団体・家族会】

避難先の確保と周知。市の避難行動要支援者避難支援制度の登録が重度の障がい者しかできないが、軽度から中度の方でも 1 人では避難することが難しい方もいる。

福祉避難所を活用した避難訓練の実施。

発電機の対応可否や、すべての避難所が電源対応しているか知りたい（呼吸器、電動車いすの充電等）。

第2章 本市の障がい者（児）を取り巻く現状

避難場所について一目でわかりやすいマップやパンフレットがあるといい。

避難所の配置スタッフの障がいに対する認識の差を縮めてほしい。

障がいのある方が安心して避難所に行けるようになってほしい。

福祉避難所の受け入れ体制が不足している。

【サービス事業者等】

障がい者の方の避難場所や、どのように避難していいか具体的なものがなく不安。

災害が起きた時に、避難の情報が必要な方に、速やかに情報が伝わるような仕組みが必要。

災害時、障がい者（特に強度行動障がいのある）がマイペースに過ごせる場所があるとよい。

障がい者や幼児、ペットなど一目瞭然な形で受け入れ可能・不可能がわかる形にしてもらいたい。

障がい者個別の避難支援計画の作成と訓練の試行が必要。

市と自治会での合同防災訓練時に障がい者も参加できるような訓練計画の作成をしてほしい。

当事者や家族の声を聴き、不安を軽減できる防災対策や周知活動、避難訓練の実施が必要。

【関係団体】

企業でも、避難時に障がいのある方が一緒にきちんと対応できるか、訓練を重ねていかないといけないし、地域との連携も必要であると感じている。行政の早めの具体的な対応等の情報提供があるといい。

就労・社会参加支援の充実

【障がい者団体・家族会】

就労後、長い期間サポートしてもらえるとよい。

市内の就労先や就労支援事業所が少なく感じる。

障がいのある当事者に社会活動に参加して頂くため、活動支援や周知をしてほしい。

社会参加活動を通して当事者の気持ちや考え、希望を聞くようにしてほしい。

障がいのある人は、なかなか交流をする機会が少ないと思うため、交流の機会を多くしてほしい。

地域で暮らす方や企業への障がい理解について、市の積極的な啓発運動を期待する。

入院生活に入ると、交流機会がない。精神病院の中でも盆踊りとかイベントがあればと思う。

【サービス事業者等】

一般就労はハードルが高く感じる。例えば市役所の募集要項を毎年頂くが、なかなかその要項にのれる人はいない。

しっかりとした訓練に十分な時間をかけないと結局就労が出来ない。長く続かないし、精神状態が悪くなる方が非常に多い。

就労するまでの訓練期間は経済的支援を行い、訓練中はその心配を減らすことが必要。

地域における障がい者（特に精神障がい者）に対する正しい理解の普及。受け入れる側（企業等）の障がい者への理解を深めるための支援。

子どもの頃から障がいに対する理解を深めるため、障がいのある人もない人も参加できる場（居場所、イベント等）があること。

一般の社会の中で障がい者と交流する機会や交流の経験を増やすことが、地域での生活や一般就労や地域での生活に必要となる。受け入れ先の方の理解も進めば働きやすくなる。

どうしても限られた環境の中で過ごされることが多くなってしまいが、今ある環境プラス新しい取組とか新しい出会い等、自立してできる機会、環境をどんどん増やしてほしい。

【関係団体】

特別支援学校や県及び地域の支援機関と連携し、実習の受け入れを積極的に行いたい。また、企業は障がい者の採用に対して慎重で、マッチする職務を見つけること、作業や仕事の切り出しが難しいと感じており、サポートが必要と感じている。

支援機関と就労先企業とのまめなコミュニケーションが、障がい者の地域での生活や一般就労に必要な支援につながる。

障がい児支援の提供体制の充実

【障がい者団体・家族会】

医療的ケア児に対する相談支援体制の充実。

通常学級と交わって障がい児と障がいを持たない子どもが、接する機会をもち、お互い理解し、工夫して一緒に遊べる機会が増えるとよい。

所属や担任が変わると幼児期からの支援が継続されない。

障害福祉課、教育委員会、学校の連携に課題がある。

ろう学校、盲学校の通学支援について、レスパイトケアの視点で保護者負担を考えてもらいたい。

【サービス事業者等】

障がい児の成長に合わせた切れ目ない一貫した支援が提供できる体制が必要。

高校卒業後について、ロールモデルとなるような人から助言を受けたり、当事者の話を聞く場がほしい。

早期療育の効果が認められているが、相談や受診が遅くなるケースがある。もっと早期対応しやすい環境が整備されるとよいと思う。

特別支援学級を卒業した後の進路として、なかなか選択肢がない、定員があいているところを探すというのが現状。

特別支援学校、支援学級の先生で異動しない先生がいてくれるともっと安心できる。

児童発達支援の夕方、土曜日、日曜日の空きが少ない。また通所後学童への再入室可能であると利便性が高まる。送迎サービスが不足している。

卒業後の見通しやライフサイクルを考慮した福祉と教育の連携による支援が必要。

保護者支援・重症心身障がい児への支援の充実が重要。保護者が不安を気軽に相談できる体制づくりや、手続きの郵送やネット活用、訪問支援であったり、窓口での情報連携等、寄り添った支援策ができるとよい。

放課後支援において、障がい児の特性に合った支援が必要であり、放課後デイサービスの充実と質の向上のための施策が必要。

4 重点施策3点の進捗状況についての振り返り

平成30年度から令和5年度までの戸田市障がい者計画においては、「1. 相談支援・情報提供体制の充実」、「2. 地域社会における障がい者の生活の基盤づくり」、「3. 障がい児支援の提供体制の充実」の3つの項目を重点施策に位置づけ、取組を進めてきました。

重点施策1. 相談支援・情報提供体制の充実について

< 基本的な考え方 >

障がい者の高齢化や障がいの重度化、発達障がい・高次脳機能障がいなどをはじめとする障がいの多様化、そして親亡き後を見据え、障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して生活を送ることができるよう、専門的な知識を必要とする困難ケース等に対応するため、相談支援事業所の増設や、基幹相談支援センターの設置の検討を行い、総合相談体制及びサービス等の情報提供体制の整備を図ります。

主な事業

相談支援事業所の増設の検討 基幹相談支援センターの設置の検討

< 主な成果 >

相談支援事業所の事業所数は、平成30年度の時点では、委託相談支援事業所が3か所、指定特定相談支援事業所が6か所の合計9か所でした。令和5年度の時点では、基幹相談支援センターが1か所、委託相談支援事業所が2か所、指定特定相談支援事業所が8か所の合計11か所となりました。新規開設等の事業所がありました。一方では、閉鎖等の事業所もありましたので、相談支援事業所の事業所数は2か所の増加となりました。

基幹相談支援センターについては、障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報を提供し、助言等を供与するとともに、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として、戸田市障害者基幹相談支援センターを令和3年10月に開設しました。

基幹相談支援センターの主な事業内容は次のとおりです。

24時間の緊急対応を含む総合的・専門的な相談支援

地域移行、定着の促進

地域関係機関のネットワーク化

成年後見や差別解消に係る権利擁護の推進及び戸田市障害者虐待防止センターとしての機能

今後は、市内の相談支援専門員が情報共有する場として定期開催している連絡会を活用し、より一層の相談支援事業所同士の連携の強化を目指し、多様な課題へのネットワークとして対応していく必要があります。

重点施策2. 地域社会における障がい者の生活の基盤づくりについて

< 基本的な考え方 >

障がい福祉計画の基本指針で国が定めた7つの成果目標のうち、「福祉施設の入所者の『地域』生活への移行」「精神障がいにも対応した『地域』包括ケアシステムの構築」「『地域』生活支援拠点等が有する機能の充実」の3つが、障がい者が「地域」で暮らすことを目的としています。

市は、障がい者の地域での暮らしを推進するために、地域生活への円滑な移行を支援するための施策の充実を図るとともに、地域生活を安定的に継続、維持し、入所施設サービスから「地域生活支援サービス」へと移行を進めるため、障がい者からの要望が強い、災害対策、住まいの確保、生活支援、就労等の活動支援、社会参加、相談支援、差別解消や虐待防止等の権利擁護などの施策の充実を図ります。

主な事業

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

日中活動系サービス事業所の整備・充実

地域生活支援拠点等の整備・充実

居住系サービス事業所の整備・充実

防災対策の充実

就労支援体制の充実

< 主な成果 >

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、令和2年度に協議の場を戸田市障害者施策推進協議会に設置し、以降、戸田市地域自立支援協議会においても年間議題に設定の上、協議を重ね、保健所や医療機関を含む関係機関と連携しながら課題に取り組みました。

日中活動系サービス事業所の整備・充実については、平成30年度には市内に計6カ所であった生活介護及び就労継続支援事業所が、令和5年度には計9カ所に増えました。また、令和5年度には、日中活動系サービス事業所が集まる場を設け、受け入れ態勢に関する情報共有等を実施しました。

地域生活支援拠点等の整備・充実については、戸田市地域自立支援協議会において協議を行い、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型として拠点の整備を進めていくこととなりました。併せて、戸田市地域生活支援拠点等事業実施要綱及びガイドラインを策定しています。

居住系サービス事業所の整備・充実について、市内において、平成30年度には市内に計8カ所であったグループホームが、令和5年度には計10カ所に増えました。また、日中サービス支援型のグループホームにおいて、毎年度事業報告をしていただき、評価を行っております。

防災対策の充実については、福祉避難所や避難行動要支援者避難支援制度について、周知、充実を図り、関係各課において、現状の課題の洗い出しや確認、近隣市の状況調査、戸田市における対応方法について検討を行いました。また、戸田市要配慮者支援ガイドブックを作成し、平常時からの準備や災害時支援の注意点などを啓発しました。

就労支援体制の充実については、戸田市地域自立支援協議会の専門部会として設置している障害者就労推進部会にて、企業の障がい者就労の促進などについて協議をしています。令和5年度においては、戸田市障害者就労支援センターと連携し、市内の企業を対象とする障がい者雇用の促進に関する情報交換会を開催しました。

障がい者が地域で暮らすことを目的とする体制の整備については、今後も引き続き協議を行い、ネットワークの構築をする必要があります。権利擁護については、手話言語条例や令和6年度から施行する戸田市障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例に則り、安心して暮らすことができる地域づくりを目指すとともに、引き続き障がい者差別や虐待防止の啓発を行う必要があります。障がい者就労については、就労選択支援という新たなサービスの利用を促進し、就労後の安定した定着を目指す必要があります。

重点施策3. 障がい児支援の提供体制の充実について

< 基本的な考え方 >

児童福祉法の一部改正により、前期計画から、市町村において障害児通所支援や障害児相談支援の量の見込みや提供体制の確保に係る目標に関する事項などを示した「障がい児福祉計画」を障がい福祉計画と一体的に策定することとなっています。

市は、本計画の策定により質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実や、平成30年度から新たに開始された居宅訪問型児童発達支援の早期実施により、関係機関が連携して切れ目のない一貫した支援体制を構築していきます。また、たんの吸引や経管栄養などが必要な医療的ケア児をはじめとする重症心身障がい児が円滑に支援を受けることができるよう取組の充実を図っていきます。

主な事業

医療的ケア児支援の充実

放課後等デイサービスの質の向上

児童発達支援センター機能の充実

< 主な成果 >

医療的ケア児支援の充実として、医療的ケア児も含めた重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は1か所、放課後等デイサービス事業所は2か所で行っています。各所看護師の配置ができており、医療的ケア児も通所可能となっております。なお、医療的ケア児者支援部会では、医療的ケア児者の現状と課題を検討するとともに、人工呼吸器などを必要とする方のために日常生活用具の品目追加や見直しなどを行いました。

放課後等デイサービスの質の向上として、障害児放課後児童クラブは市内事業所1か所、放課後等デイサービス事業所は市内12か所で行っていますが、令和4年度中に新規に事業所が3か所開設いたしました。年々需要が高まっていることから、相談支援専門員と連携し、放課後等デイサービス事業所の実情の把握に努めています。

児童発達支援センター機能の充実として、児童発達支援センター・あすなる学園ではこれまで未就学児のみの支援であったところ、保育所等訪問支援や障害児相談支援において、小学校1年生まで支援の対象を拡大し、幼児期から学童期へと移行する際、新しい生活に慣れるまでの親子の不安解消に努めました。

今後も障がいの早期発見・早期支援に努めるため、より一層関係機関との連携を強化していく必要があります。また、療育支援の中核的な役割を児童発達支援センターが担うことによる、医療的ケアが必要な児童も含めた重症心身障がい児の支援のための連携強化も必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

と) ともに生き ともに支え合い

だ) だれもが

し) しあわせを実感できるまち

～ 子どもから高齢者まで、すべてのライフステージを通し、
障がい者が自分らしく暮らせるまち・とだ ～

前計画より、障がい者自身の生き方について、自らの意思や願いに基づき、主体的に決定できるための支援を行うということに重点を置き、「ともに生き ともに支え合い だれもが しあわせを実感できるまち ～ 子どもから高齢者まで、すべてのライフステージを通し、障がい者が自分らしく暮らせるまち・とだ ～」を計画の基本理念としていました。

これまでの計画期間でみえてきた課題とこれからの方向性を照らし合わせ、引き続きこの基本理念の実現をめざし、取組を進めていきます。

障がいのある人もない人も、誰もが自分らしく地域生活を送ることができる戸田市を目指して、本基本理念を共有し、計画の推進を図ります。

また、障がいのある人が、それぞれの年齢に応じた日常生活や社会生活をおくることができるように、全ての施策をライフステージごとの特性に配慮しながら推進していきます。関係各課の連携による横断的な体制のもとで、関係者・関係団体等とも連携しながら、それぞれのライフステージに応じた支援を切れ目がないように提供していきます。

2 計画の基本方針

基本理念を実現するために、以下の3つの基本方針を掲げて施策を展開していきます。

(1) とともに支えあい、自分らしく暮らせるまち

障がいのある方もない方も、ともに支えあって暮らしていくためには、障がいについての理解を広め、差別や偏見をなくし、また災害時にも助けあえる関係を築いていく必要があります。

また、障がいのある方が自分らしく暮らしていくには、生活や生き方を自分で選択・決定し、適切な支援を活用できる環境が必要となります。

そのため、障がい理解の啓発活動を推進していくとともに、円滑にサービスにつなげる相談支援や障害福祉サービスの充実・質の向上に取り組みます。また、災害時などにおいても安全で安心な暮らしが確保できる環境を整えていきます。

(2) 地域で自立して暮らせるまち

地域で自立して暮らすには、経済面や就労、住環境、健康問題など課題は多岐に渡ります。障がいのある人が地域において健康で自立した生活を送ることができるように、保健医療の支援、就労支援、経済支援など、さまざまな課題に対応したサービスの提供体制を整え、地域全体で支えるシステムの実現を目指します。

また、地域コミュニティ活動や文化芸術活動の余暇活動は障がいの有無に関わらず、人々の心の豊かさや相互理解をもたらします。そのため、生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動を推進するとともに、多くの人との交流の機会や生きがいの創出に努めます。

(3) 健やかな育ちと学びのまち

障がいのある子どもたちとその家族が、地域社会で受け入れられ、支援されることは、障がいの理解促進や家族の負担軽減・不安解消につながるとともに、子どもの成長や学びに深く関わってきます。

そのため、一人ひとりの障がい特性に応じたきめ細やかなサービスの充実を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

また、保健・医療機関との連携体制の強化に努め、障がいの原因となる疾病の予防及び早期発見や、医療的ケアを必要とする方が適切なサービスを受けられる体制を整備していきます。

併せて、特別支援教育の充実と、インクルーシブ教育を含め、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、障がいのある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己表現する基礎を確立します。

3 施策の体系

【重点項目】

相談支援・情報提供体制の充実・強化
 障がいのある人の権利擁護の推進
 地域生活を送るための支援の充実
 就労・社会参加支援の充実
 障がい児支援の提供体制の充実

基本方針 1 とともに支えあい、自分らしく暮らせるまち

大施策	中施策	重点	事業掲載ページ
1-1 情報提供体制の充実	1-1-1 情報提供体制の充実	重点1	55ページ
1-2 相談支援体制の充実	1-2-1 相談支援体制の充実	重点1	55ページ
1-3 障がいを理由とする差別の解消	1-3-1 障害者差別解消法の啓発・適切な運用	重点2	56ページ
	1-3-2 サービス利用者の権利擁護の充実		56ページ
	1-3-3 戸田市障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例の啓発・適切な運用	重点2	56ページ
1-4 障がいのある人への虐待対応	1-4-1 障がいのある人への虐待対応	重点2	56ページ
1-5 成年後見制度利用支援	1-5-1 成年後見制度利用支援		57ページ
1-6 啓発・広報	1-6-1 啓発・広報の推進		57ページ
1-7 見えにくい障がいへの理解	1-7-1 内部障がい・聴覚障がいへの理解	重点2	57ページ
	1-7-2 発達障がい・高次脳機能障がい等の理解	重点2	57ページ
	1-7-3 交流の促進	重点2	58ページ
1-8 福祉教育・人権教育	1-8-1 学校等での福祉教育の充実	重点2	58ページ
	1-8-2 社会での福祉・人権教育の充実	重点2	58ページ
1-9 地域福祉活動	1-9-1 市民参加型有償サービスの推進		58ページ
	1-9-2 福祉コミュニティづくり		59ページ

1-10 ボランティア活動の推進	1-10-1 ボランティア活動の充実	重点2	59ページ
	1-10-2 ボランティア活動の調整・連絡体制の充実		59ページ
	1-10-3 新規ボランティアの育成		59ページ
1-11 防災対策も含めた生活安全対策	1-11-1 防災に関する情報提供と周知促進		60ページ
	1-11-2 家庭における防災対策の普及促進		60ページ
1-12 災害時における要配慮者支援	1-12-1 災害時における情報提供の充実	重点3	60ページ
	1-12-2 福祉避難所等の充実	重点3	60ページ
	1-12-3 災害時要配慮者施策の充実		61ページ
1-13 ユニバーサルデザインのまちづくり	1-13-1 公共・公益施設等の整備	重点3	61ページ
1-14 移動手段・交通機関	1-14-1 移動手段の確保・交通機関の整備促進		62ページ
	1-14-2 身体障害者補助犬の受け入れ促進		62ページ
1-15 防犯・交通安全	1-15-1 防犯体制の充実		62ページ
	1-15-2 交通安全の確保		62ページ

基本方針2 地域で自立してらせるまち

大施策	中施策	事業掲載ページ
2-1 経済的支援	2-1-1 各種手当の支給	63ページ
	2-1-2 支給事業等の適正化	63ページ
2-2 地域生活の支援	2-2-1 訪問系サービスの充実	63ページ
	2-2-2 地域生活を支援するサービスの充実	63ページ
	2-2-3 福祉施設の入所者の地域生活への移行 重点3	63ページ
2-3 地域での日中活動 ・居住の場の充実	2-3-1 日中活動系サービスの充実	64ページ
	2-3-2 居住系サービスの充実	64ページ
	2-3-3 バリアフリー住宅の普及	64ページ
2-4 生活基盤の整備	2-4-1 地域生活支援拠点等の整備 重点3	64ページ
	2-4-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討 重点3	65ページ
	2-4-3 高齢障がい者のサービス利用支援 重点3	65ページ
2-5 健康づくり	2-5-1 健康づくりの推進	65ページ
2-6 保健サービス	2-6-1 ライフステージに応じた心の健康づくり 重点3	65ページ
	2-6-2 疾病の予防と早期発見	66ページ
2-7 医療・リハビリテーション	2-7-1 医療体制の整備	66ページ
	2-7-2 リハビリテーションの充実	66ページ

2-8 公的医療助成制度	2-8-1 公費負担医療制度等の充実		66ページ
2-9 コミュニケーション支援の充実	2-9-1 コミュニケーション手段の充実	重点3	67ページ
	2-9-2 コミュニケーション環境の整備		67ページ
	2-9-3 ICTの活用促進		67ページ
2-10 まちづくり・地域コミュニティ活動	2-10-1 政策・方針決定の場への参画促進		68ページ
	2-10-2 地域コミュニティ活動への参画促進		68ページ
	2-10-3 障がい者団体等の活動支援		68ページ
2-11 生涯学習・文化活動	2-11-1 生涯学習への参加促進・学習環境の整備		69ページ
	2-11-2 文化・芸術活動の支援		69ページ
2-12 スポーツ・レクリエーション活動	2-12-1 スポーツ活動の推進	重点4	69ページ
	2-12-2 レクリエーション活動の推進		69ページ
2-13 選挙などへの参加	2-13-1 参加しやすい環境の整備	重点4	70ページ
2-14 雇用拡大の促進	2-14-1 就労促進体制の整備		70ページ
	2-14-2 福祉施設から一般就労への移行等	重点4	70ページ
2-15 職場定着の支援	2-15-1 職業能力開発の充実	重点4	71ページ
2-16 多様な働き方の支援	2-16-1 多様な職場の創出		71ページ
2-17 障がい者雇用者への支援	2-17-1 企業への働きかけの推進	重点4	71ページ
	2-17-2 障害者就労プロセスマップの活用	重点4	71ページ

基本方針3 健やかな育ちと学びのまち

大施策	中施策	事業掲載ページ
3-1 療育・発達障がい児支援システム	3-1-1 発達支援事業の推進	72ページ
	3-1-2 児童発達支援センターの地域連携体制の強化及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進	重点5 72ページ
	3-1-3 早期発見体制の強化、療育支援の推進	重点5 72ページ
	3-1-4 保護者支援の推進	72ページ
	3-1-5 特別支援保育の充実	73ページ
3-2 医療的ケアが必要な児童も含めた重症心身障がい児の支援充実	3-2-1 医療的ケアが必要な児童も含めた重症心身障がい児を支援する通所事業所の連携強化	重点5 73ページ
	3-2-2 医療的ケア児等の支援体制の充実	重点5 73ページ
3-3 特別支援教育	3-3-1 特別支援教育の充実	重点5 73ページ
	3-3-2 教育相談の充実	74ページ
	3-3-2 連携及び交流学习・共同学習の強化	74ページ
3-4 放課後支援・療育の場の充実	3-4-1 放課後支援・療育の場の充実	重点5 74ページ

4 重点項目

これまで、「1. 相談支援・情報提供体制の充実」、「2. 地域社会における障がい者の生活の基盤づくり」、「3. 障がい児支援の提供体制の充実」の3つの項目を重点施策に位置づけ、取組を進めてきました。

本計画においては、国の基本指針にて、成果目標が定められた施策を中心として、障がい者施策の動向やアンケート調査結果にみる生活実態と施策ニーズ、関係団体や関係事業者のヒアリング調査結果などを踏まえた総合的な見地から、「1. 相談支援・情報提供体制の充実・強化」「2. 障がいのある人の権利擁護の推進」「3. 地域生活を送るための支援の充実」「4. 就労・社会参加支援の充実」「5. 障がい児支援の提供体制の充実」の5つを重点的に取り組むべき項目として定めます。

(1) 相談支援・情報提供体制の充実・強化

障がい者とその家族が抱える多様な課題へ柔軟に対応し、ライフステージに合わせた切れ目のない適切な支援を実現するためには、個々に応じた相談のできる環境や早期発見につながる環境の構築が重要です。

アンケート調査・ヒアリング調査においても、障がい者施策を進めるために充実させるべき取組として、「相談体制を充実させること」、「当事者への充実した情報提供」、「障がいの特性に寄り添った支援」等を求める声が高くなっています。

また、国の基本指針においても、令和8年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとされています。

市では、すべての障がい者が、必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを目的に、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の充実を図り、障がい者等の自己選択・自己決定を尊重できる体制を整備していきます。すべての障がい者がそのための意思決定ができるように、地域の相談支援体制及び障害福祉サービス等の情報提供体制の充実・基幹相談支援センターを中心とした地域の相談機能の連携強化に取り組めます。

主な施策

1-1-1 情報提供体制の充実（55 ページ参照）

1-2-1 相談支援体制の充実（55 ページ参照）

(2) 障がいのある人の権利擁護の推進

障がいや疾患の状況など、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病に対する市民の理解は十分とは言えない面も見られ、障がい者への理解を深めることが求められます。特に、見た目障がいが分かりづらい知的障がい者や精神障がい者への理解は十分とは言えず、交流や触れ合う機会を通じて周囲の意識を変えていく必要があります。

アンケート調査・ヒアリング調査においても、障がい者施策を進めるために充実させるべき取組として、「障がい理解のための普及啓発」、「虐待防止や差別解消の取組の促進」、「福祉教育の充実」等を求める声が高くなっています。

また、国の基本指針においても、障がい者等に対する虐待事案を効果的に防止し、早期発見する必要性を示しています。

市は、地域社会に幅広く、障がい者に対する理解を深める取組や、合理的配慮の提供をより一層促進する取組を行うとともに、障がい者への差別や虐待の防止、解消に取り組むことで障がい者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めます。

そのために、障がいや障がいのある人に対する理解の醸成を図り、戸田市障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例の施行と普及、地域における理解のさらなる充実を図ります。

主な施策

1-3-1 障害者差別解消法の啓発・適切な運用（56 ページ参照）

1-3-3（新規）戸田市障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例の啓発・適切な運用（56 ページ参照）

1-4-1 障がいのある人への虐待対応（56 ページ参照）

1-7-1 内部障がい・聴覚障がいへの理解（57 ページ参照）

1-7-2 発達障がい・高次脳機能障がい等の理解（57 ページ参照）

1-7-3 交流の促進（58 ページ参照）

1-8-1 学校等での福祉教育の充実（58 ページ参照）

1-8-2 社会での福祉・人権教育の充実（58 ページ参照）

1-10-1 ボランティア活動の充実（59 ページ参照）

(3) 地域生活を送るための支援の充実

住み慣れた地域で生活を送るには、適切に意思決定支援を行いつつ、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続することができるよう、必要なサービスが提供される体制を整備することが必要です。

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談や受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりといった居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が求められています。さらに、精神病棟における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。

また、国の基本指針においても、令和8年度末に向けて、地域生活支援拠点を整備するとともに効果的な支援体制や連絡体制の構築を進めることとしているほか、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域へ移行することを基本としています。

アンケート調査・ヒアリング調査においても、障がい者施策を進めるために充実させるべき取組として、「住まいを含む居場所の確保」・「公共施設等のバリアフリー化」・「災害への対策」等を求める声が高くなっています。

そのため、障がいのある人が生きがいを持つとともに地域の一員として安心して自分らしい生活を送れるように、障がい者からの要望が強い、災害対策、住まいの確保、生活支援などの施策の充実を図ります。

主な施策

- 1-12-1 災害時における情報提供の充実（60 ページ参照）
- 1-12-2 福祉避難所等の充実（60 ページ参照）
- 1-12-3 公共・公益施設等の整備（61 ページ参照）
- 2-2-3 福祉施設の入所者の地域生活への移行（63 ページ参照）
- 2-4-1 地域生活支援拠点等の整備（64 ページ参照）
- 2-4-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（65 ページ参照）
- 2-4-3 高齢障がい者のサービス利用支援（65 ページ参照）
- 2-6-1 ライフステージに応じた心の健康づくり（65 ページ参照）
- 2-9-1 コミュニケーション手段の充実（67 ページ参照）

(4) 就労・社会参加支援の充実

全ての人々が、共に協力し合い、支え合いながら、各分野で、生きがいをもって活動できる社会が求められています。障がいのある人が地域で自分らしく、自立した生活を営むためには就労や社会参加が重要です。

アンケート調査・ヒアリング調査においても、障がい者施策を進めるために充実させるべき取組として、「就労支援・職場定着支援の充実」・「多様な人たちが交流できる場の確保」・「障がいのある人の生きがいの創出」等を求める声が高くなっています。

また、国の基本指針においても、令和8年度における福祉施設から一般就労への移行者数について、令和3年度の一定以上の倍率とする成果目標を掲げ、一般就労への移行等の推進を行うよう示しています。

市は、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図ります。

また、企業への働きかけや連携を通じて、就労支援を提供し、福祉的就労から一般就労への移行を促進し、職場での安定雇用を支えます。職場の定着を図るためのサービスも促進します。

障がいのある人の日中の生活と訓練の場の確保に努めるとともに、障がいのある人が様々な人たちと交流できる場を拡充し、社会のあらゆる分野に障がいのある人もない人もともに参加し活動できるような機会の提供に努めます。

主な施策

2-12-1 スポーツ活動の推進（69 ページ参照）

2-13-1 参加しやすい環境の整備（70 ページ参照）

2-14-2 福祉施設から一般就労への移行等（70 ページ参照）

2-15-1 職業能力開発の充実（71 ページ参照）

2-17-1 企業への働きかけの推進（71 ページ参照）

(5) 障がい児支援の提供体制の充実

児童福祉法の一部改正により、前期計画から、市町村において障害児通所支援や障害児相談支援の量の見込みや提供体制の確保に係る目標に関する事項などを示した「障がい児福祉計画」を障がい福祉計画と一体的に策定することとなっています。

アンケート調査・ヒアリング調査においては、障がい者施策を進めるために充実させるべき取組として、「医療的ケア児等に対する相談支援体制の充実」・「障がい児の成長に合わせた切れ目のない支援」・「サービスの充実・質の向上」等を求める声が高くなっています。

国の基本指針においても、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域生活への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築し、また、主に重症心身障がい児を支援するサービス事業所を確保することとされています。

市は、障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実や、関係機関が連携して切れ目のない一貫した支援体制を構築していきます。また、たんの吸引や経管栄養などが必要な医療的ケア児をはじめとする重症心身障がい児への支援の充実を図るとともに、地域で包括的な支援が受けられる体制づくりを推進します。

令和5年4月に施行された「こども基本法」の定義「新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援」を実現していきます。

主な施策

3-1-2 児童発達支援センターの地域連携体制の強化及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進（72 ページ参照）

3-1-3 早期発見体制の強化、療育支援の推進（72 ページ参照）

3-2-1 医療的ケアが必要な児童も含めた重症心身障がい児を支援する通所事業所の連携強化（73 ページ参照）

3-2-2 医療的ケア児等の支援体制の充実（73 ページ参照）

3-3-1 特別支援教育の充実（73 ページ参照）

3-4-1 放課後支援・療育の場の充実（74 ページ参照）

第4章 施策の展開

障がい者に関する具体的な施策事業を定め、実施していくことにより、本計画に定める基本理念・基本方針・重点項目の達成を目指していきます。

基本方針1 とともに支えあい、自分らしく暮らせるまち

1-1 情報提供体制の充実

施策	主な事業	担当課
1-1-1 情報提供体制の充実 多様なメディアを活用して、障がい者への幅広い情報の提供を行います。	1 制度改正の周知促進	障害福祉課
	2 障害福祉サービス等の利用促進	障害福祉課
	3 「障害者福祉のしおり」、「広報戸田市」、市のホームページ等、多様なメディアの活用	障害福祉課

1-2 相談支援体制の充実

施策	主な事業	担当課
1-2-1 相談支援体制の充実 障がい者が適切なサービスを利用できるよう、ケアマネジメント体制の確立を図り、総合的で継続性のある相談体制づくりを推進するとともに、相談担当者の資質の向上、連携の強化を図ります。	4 基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の連携強化	障害福祉課
	5 相談支援事業所の増設の検討	障害福祉課
	6 ケアマネジメント体制の確立	障害福祉課 健康長寿課
	7 ピアカウンセリングの活用	障害福祉課 健康長寿課

1-3 障がい理由とする差別の解消

施策	主な事業	担当課
1-3-1 障害者差別解消法の啓発・適切な運用 障害者差別解消法の更なる普及啓発と適切な運用を実施していきます。	8 戸田市における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領に基づいた適切な運用	障害福祉課 人事課
	9 市民向け・事業者向け研修の実施	障害福祉課
1-3-2 サービス利用者の権利擁護の充実 サービス利用者の権利を守るため、苦情の受け付け、処理体制づくりを進め、問題解決に努めます。併せて、適切な区分認定及び支給決定を実施していきます。	10 権利擁護の推進、適正な区分認定の実施、障害福祉サービス支給決定等の実施体制の充実	障害福祉課
	11 苦情の受付窓口・処理体制の整備	障害福祉課 健康長寿課 障害福祉課関係機関
1-3-3 戸田市障がい理由とする差別のない共生社会づくり条例の啓発・適切な運用 条例を施行し、普及啓発と適切な運用を実施していきます。	12 条例及び共生社会づくりに係る周知啓発活動と理解促進	障害福祉課

「障害福祉課関係機関」とは社会福祉法人等の機関を指します（以下も同様）。

1-4 障がいのある人への虐待対応

施策	主な事業	担当課
1-4-1 障がいのある人への虐待対応 障害者虐待防止センターを中心として、虐待の早期発見・早期対応を図ります。	13 障害者虐待防止センターを中心とした虐待予防及び早期発見に向けた取組強化	障害福祉課

1-5 成年後見制度利用支援

施策	主な事業	担当課
1-5-1 成年後見制度利用支援 成年後見制度の周知・普及と利用の促進を図ります。	14 成年後見制度の周知・普及と利用の促進	障害福祉課 健康長寿課
	15 県障害者権利擁護センター(県社会福祉協議会)との連携	障害福祉課 健康長寿課
	16 福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)の利用の促進	障害福祉課 健康長寿課 障害福祉課関係機関

1-6 啓発・広報

施策	主な事業	担当課
1-6-1 啓発・広報の推進 障がい者や市民を対象に、障害者週間や障がい者総合計画等を通じて障がいに関する啓発・広報に努めます。	17 障害者週間(12月3日~9日)の周知・啓発活動の促進	障害福祉課 障害福祉課関係機関
	18 戸田市障がい者総合計画等の周知	障害福祉課
	19 市職員出前講座の充実と活用促進	障害福祉課 生涯学習課

1-7 見えにくい障がいへの理解

施策	主な事業	担当課
1-7-1 内部障がい・聴覚障がいへの理解 外見からは障がいがあることが見えにくい・分かりにくいといわれている、内部障がいや聴覚障がいについて、理解を進めていきます。	20 内部障がいに対する理解促進	障害福祉課
	21 聴覚障がいに対する理解促進	障害福祉課
	22 ヘルプマーク及びハート・プラスマークの普及・啓発	障害福祉課
1-7-2 発達障がい・高次脳機能障がい等の理解 学習(LD)、注意欠陥/多動性(ADHD)、自閉症スペクトラム(ASD)等の発達障がい、精神障害者保健福祉手帳の対象である高次脳機能障がい等の障がいについて、理解の促進に努めます。	23 発達障がいに対する理解促進	障害福祉課
	24 高次脳機能障がいに対する理解促進	障害福祉課

1-7-3 交流の促進 地域のまつりなど、行事・イベント等への障がい者等の参画を通じて、障がいの有無に関わらず地域住民が交流できる機会を提供します。	25	市のイベントや地域行事への障がい者の参画の促進	障害福祉課 協働推進課 障害福祉課関係機関
	26	福祉施設と地域住民との交流促進	障害福祉課 障害福祉課関係機関

1-8 福祉教育・人権教育

施策	主な事業		担当課
1-8-1 学校等での福祉教育の充実 福祉・人権教育の内容の充実を図るとともに、総合的な学習の時間や各種の学科等を活用して、障がいのある児童と障がいのない児童との交流や福祉体験学習を推進します。	27	福祉・人権教育の推進	教育政策室
	28	各教科や総合的な学習の時間での交流・障がい理解教育、福祉体験学習の推進	教育政策室 障害福祉課
1-8-2 社会での福祉・人権教育の充実 障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるため、福祉や人権に関する講座や体験的福祉学習の充実を図ります。	29	各種イベント時における疑似体験など体験的福祉学習の実施	関係各課
	30	ボランティア講座の充実	障害福祉課関係機関
	31	人権意識の高揚	行政管理課 生涯学習課 経済戦略室

1-9 地域福祉活動

施策	主な事業		担当課
1-9-1 市民参加型有償サービスの推進 NPOの育成・活動支援を行うとともに、地域通貨等の活用も含めた市民参加型有償サービスグループの設置の検討をします。	32	NPOの育成・活動支援	協働推進課 障害福祉課関係機関
	33	市民参加型有償サービスグループの活用の検討	福祉保健センター 協働推進課 障害福祉課関係機関

1-9-2 福祉コミュニティづくり 美化活動やレクリエーション・スポーツ活動など、地域コミュニティ活動への障がい者の参画や福祉コミュニティづくりを促進します。	34	地域コミュニティ活動への参画促進・交流事業の充実支援	協働推進課 福祉保健センター
	35	地域福祉計画、社協運営強化計画を車の両輪とした地域福祉活動の推進	福祉保健センター 障害福祉課関係機関

1-10 ボランティア活動の推進

施策	主な事業		担当課
1-10-1 ボランティア活動の充実 ボランティア研修会の充実などを通じ、ボランティアの資質向上や相互交流の促進をするとともに、ボランティア団体への支援の充実を図ります。	36	ボランティア研修会の充実による資質向上の支援	障害福祉課関係機関
	37	ボランティア団体への支援の充実	協働推進課 障害福祉課関係機関
1-10-2 ボランティア活動の調整・連絡体制の充実 戸田市ボランティア・市民活動支援センターの充実を図るとともに、専任のボランティアコーディネーターを配置するなど、ボランティア活動の調整・連絡体制の充実を図ります。	38	戸田市ボランティア・市民活動支援センターの充実	障害福祉課関係機関 協働推進課
	29	専任のボランティアコーディネーターの配置と相談体制の充実	障害福祉課関係機関 協働推進課
1-10-3 新規ボランティアの育成 ボランティア養成講座などを通じて、新規ボランティアの育成に取り組みます。	40	ボランティア養成事業・体験講座の充実	障害福祉課関係機関
	41	小中学生を対象としたボランティア体験の開催	障害福祉課関係機関

1-11 防災対策も含めた生活安全対策

施策	主な事業	担当課
1-11-1 防災に関する情報提供と周知促進 日頃から、障がい者が防災を意識して生活を送ることができるように、防災に関する基本的な情報等を提供することを通じて、防災に関する意識の向上を図ります。	42 防災に関する知識の普及	危機管理防災課 障害福祉課
	43 障がい者を対象とした普通救命講習会の充実	消防署
	44 防災訓練への障がい者の参加	危機管理防災課 障害福祉課
1-11-2 家庭における防災対策の普及促進 家具の転倒防止器具など、防災用品の給付を行うことにより、家庭における防災対策の普及を図ります。	45 防災用日常生活用具の給付・普及	障害福祉課 健康長寿課

1-12 災害時における要配慮者支援

施策	主な事業	担当課
1-12-1 災害時における情報提供の充実 障がい者に対して、災害時に必要な情報を迅速に提供できるように、さまざまな媒体を活用した情報提供体制の充実を図ります。	46 緊急通報体制の周知・充実	障害福祉課 警防課
	47 防災情報提供体制の充実	危機管理防災課 障害福祉課
	48 わかりやすい非常口表示の促進	関係各課 関係施設
1-12-2 福祉避難所等の充実 障がい者が災害時に安心して避難できるよう、多様な障がい者の特性に配慮した避難所や介護スペースの確保を図ります。	49 福祉避難所等の周知	危機管理防災課 福祉保健センター 障害福祉課 健康長寿課
	50 福祉避難所等における多様な障がい者への配慮	障害福祉課 福祉保健センター 健康長寿課 危機管理防災課
	51 福祉避難所等における体制整備の充実	福祉保健センター 障害福祉課 健康長寿課 危機管理防災課

<p>1-12-3 災害時要配慮者施策の充実 避難行動要支援者の速やかな避難等が行えるように、支援の充実を図ります。</p>	<p>52 避難行動要支援者避難支援体制の確立</p>	<p>危機管理防災課 健康長寿課 障害福祉課 福祉保健センター 関係施設</p>
--	-----------------------------	--

1-13 ユニバーサルデザインのまちづくり

施策	主な事業	担当課
<p>1-13-1 公共・公益施設等の整備 バリアフリー新法や埼玉県福祉のまちづくり条例の普及・啓発に努めるとともに、公共・公益施設等のユニバーサルデザイン化を進めます。</p>	<p>53 バリアフリー新法、埼玉県福祉のまちづくり条例の普及・啓発</p>	<p>都市計画課 建築住宅課</p>
	<p>54 ユニバーサルデザイン化の普及・推進</p>	<p>資産マネジメント推進室 都市交通課 障害福祉課 関係各課 関係施設</p>
	<p>55 既存の協議会等を活用した意見聴取の場の確立</p>	<p>資産マネジメント推進室 障害福祉課 関係各課 関係施設</p>

1-14 移動手段・交通機関

施策	主な事業	担当課
1-14-1 移動手段の確保・交通機関の整備促進 障がい者の社会参加を促進するために、外出や移動の支援を行うとともに、公共交通バス車両の低床化などを促進します。	56 地域生活支援事業（移動支援等）の充実	障害福祉課 障害福祉課関係機関
	57 バス車両の低床化の促進	都市交通課
1-14-2 身体障害者補助犬の受け入れ促進 身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を利用する人の行動範囲がより広がるよう、補助犬の周知や受け入れの促進を図ります。	58 身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）に対する理解・受け入れ促進	障害福祉課

1-15 防犯・交通安全

施策	主な事業	担当課
1-15-1 防犯体制の充実 障がい者の緊急時の連絡先の周知や防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯、街路灯の充実に努めます。	59 犯罪情報のメール配信サービスの普及	くらし安心課 デジタル戦略室
	60 ファックス110番の充実、メール110番の普及・活用促進	障害福祉課
	61 防犯灯及び街路灯の充実	くらし安心課 都市交通課
1-15-2 交通安全の確保 障がい者がより安全に道路通行ができるよう、交通安全施設の整備を推進するとともに、ドライバーの安全運転や自転車の安全走行、路上放置物等の撤去指導など、市民や事業者の協力を促進します。	62 違法駐車解消と放置自転車の撤去	都市交通課
	63 交通安全対策の推進と交通弱者保護の啓発	都市交通課
	64 視覚障がい者誘導ブロックの設置促進	道路管理課
	65 ドライバーへの安全運転、自転車の安全走行の啓発	都市交通課
66 わかりやすい標識、ミラー等の設置	都市交通課	

基本方針 2

地域で自立してらせるまち

2-1 経済的支援

施策	主な事業		担当課
2-1-1 各種手当の支給 障がい者等の経済的な負担を軽減するために、各種手当を支給します。	67	特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の周知	子育て支援課 障害福祉課
2-1-2 支給事業等の適正化 支給事業等の適正化を図ることで、より有効な資金活用を図ります。	68	重度障害者等福祉金の支給	障害福祉課
	69	扶養共済制度掛金の助成	障害福祉課

2-2 地域生活の支援

施策	主な事業		担当課
2-2-1 訪問系サービスの充実 障がい者等が自宅等で安心して生活できるように、訪問系サービスの充実を図ります。	70	ホームヘルパーによる日常生活支援	障害福祉課 健康長寿課
	71	訪問看護サービス・訪問リハビリの充実	市民医療センター 診療室
2-2-2 地域生活を支援するサービスの充実 障がい者等が地域で安心して生活できるように、補装具や日常生活用具の給付・貸与等の地域生活を支援するサービスを提供します。	72	地域生活支援事業等の実施	障害福祉課 健康長寿課
	73	補装具・日常生活用具の給付及び貸与事業の充実	障害福祉課 健康長寿課
	74	地域活動支援センター事業の実施	障害福祉課
2-2-3 福祉施設の入所者の地域生活への移行 障がい者等が地域で安心して生活できるように、サービスの提供や関係機関との連携の強化を図ります。	75	福祉施設を退所し、グループホームや一般住宅など、地域生活への移行の促進	障害福祉課

2-3 地域での日中活動・居住の場の充実

施策	主な事業		担当課
2-3-1 日中活動系サービスの充実 障がい者等が在宅生活を継続するために、日中必要な介護等を受けながら充実した活動ができるように、日中活動系サービスの充実を図ります。また、障がい者等の家族の介護負担の軽減を図ります。	76	生活介護等の日中活動を行う施設の整備	障害福祉課 健康長寿課
	77	レスパイトサービス（日中一時支援事業・短期入所(ショートステイ)）の利用者への支援	障害福祉課 健康長寿課
2-3-2 居住系サービスの充実 生活上の支援が必要な障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、グループホームの整備支援を行います。	78	グループホームの整備支援	障害福祉課 健康長寿課
2-3-3 バリアフリー住宅の普及 関係機関と連携しながら、国・県のパンフレット等も活用してバリアフリー住宅の啓発を図るとともに、融資制度等によりバリアフリー住宅の普及に努めます。	79	新築・改造費の融資制度の活用	健康長寿課 障害福祉課関係機関
	80	バリアフリー住宅・設備についての知識・制度の周知	健康長寿課 障害福祉課
	81	身体障害者居宅改善整備費助成	障害福祉課

2-4 生活基盤の整備

施策	主な事業		担当課
2-4-1 地域生活支援拠点等の整備 障がいの重度化・障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進します。	82	地域生活支援拠点等の整備	障害福祉課

<p>2-4-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討</p> <p>精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。</p>	<p>83 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討</p>	<p>障害福祉課 健康長寿課 福祉保健センター</p>
<p>2-4-3 高齢障がい者等のサービス利用支援</p> <p>障がい者が介護保険被保険者となった際、使い慣れた事業者の継続利用や、新たに発生する自己負担の軽減など、高齢になってもサービスが利用しやすい制度の確立を目指します。</p>	<p>84 共生型サービスの活用</p> <p>85 高齢障がい者等の利用者負担軽減措置の実施</p>	<p>障害福祉課 健康長寿課</p> <p>障害福祉課 健康長寿課</p>

2-5 健康づくり

施策	主な事業	担当課
<p>2-5-1 健康づくりの推進</p> <p>健康づくりを推進するために、心と体の健康に関する情報提供を充実するとともに、さまざまな疾病等の原因となる生活習慣病の予防を推進します。</p>	<p>86 健康づくり情報・プログラムの提供</p> <p>87 介護予防事業の推進</p>	<p>障害福祉課関係機関 福祉保健センター</p> <p>健康長寿課</p>

2-6 保健サービス

施策	主な事業	担当課
<p>2-6-1 ライフステージに応じた心の健康づくり</p> <p>精神保健の推進を図るために、精神障がいに対する誤解や社会的偏見の除去を図り、関係機関と連携しながら、精神保健相談の充実や社会復帰の支援などを推進します。</p>	<p>88 精神障がいに対する正しい理解の普及</p> <p>89 精神保健相談の充実</p> <p>90 精神障がい者の支援講座等の実施</p>	<p>福祉保健センター 障害福祉課</p> <p>福祉保健センター 障害福祉課</p> <p>福祉保健センター 障害福祉課</p>

<p>2-6-2 疾病の予防と早期発見</p> <p>疾病の予防と早期発見のために、健康診査や健康相談等の充実を図ります。</p>	<p>91 健康診査や健康相談等の充実</p>	<p>福祉保健センター</p>
--	-------------------------	-----------------

2-7 医療・リハビリテーション

施策	主な事業	担当課
<p>2-7-1 医療体制の整備</p> <p>症状や状況に応じた適切な医療が提供できるよう、医療機関相互の連携を強化するとともに、障がい者の医療相談体制の充実などを図ります。</p>	<p>92 救急医療体制の確保</p>	<p>市民医療センター 総務課</p>
	<p>93 医療相談窓口としての機能向上</p>	<p>市民医療センター 診療室</p>
<p>2-7-2 リハビリテーションの充実</p> <p>リハビリテーションの充実を図ることで、脳卒中後遺症や整形外科的疾患などによる身体的機能障がいや言語障がいの改善・軽減を図ります。</p>	<p>94 リハビリテーションの充実</p>	<p>市民医療センター 診療室</p>

2-8 公的医療助成制度

施策	主な事業	担当課
<p>2-8-1 公費負担医療制度等の充実</p> <p>障がいの除去、軽減等を図るために、公費負担医療制度等の周知・活用を促進します。</p>	<p>95 自立支援医療費の助成</p>	<p>障害福祉課</p>
	<p>96 重度心身障害者医療費の助成</p>	<p>障害福祉課</p>
	<p>97 難病患者支援（指定難病医療給付制度等）の周知</p>	<p>障害福祉課</p>

2-9 コミュニケーション支援の充実

施策	主な事業	担当課
<p>2-9-1 コミュニケーション手段の充実</p> <p>視覚・聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを確保するため、手話通訳や点訳、要約筆記者の養成や手話通訳者派遣事業の充実などを通じ、コミュニケーション手段の充実を図ります。</p> <p>また、令和3年4月1日施行の「戸田市手話言語条例」及び施策の推進方針に基づき、手話の普及、啓発に向けた各種施策を展開していきます。</p>	98 戸田市手話言語条例の推進	障害福祉課
	99 市職員手話研修の充実	人事課
	100 手話通訳者養成講習会の充実	障害福祉課関係機関
	101 点訳・朗読・手話・要約筆記ボランティア団体の育成・ボランティアの養成	障害福祉課関係機関 生涯学習課
	102 手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業の充実	障害福祉課
<p>2-9-2 コミュニケーション環境の整備</p> <p>コミュニケーション環境の整備を図るため、「広報戸田市」「とだ議会だより」のCD録音、点字図書や広報動画などの字幕つきビデオの充実、ファックスの活用などを図るとともに、医療機関・銀行など民間公益施設に対して、コミュニケーション環境の整備を働きかけます。</p>	103 「広報戸田市」「とだ議会だより」のCD録音・配付	市長公室 議会事務局 生涯学習課
	104 広報動画などの字幕つきビデオの充実	市長公室
	105 コミュニケーション機器の給付・貸与	障害福祉課
	106 民間公益施設におけるコミュニケーション環境の充実促進	障害福祉課
<p>2-9-3 ICTの活用促進</p> <p>障がい者が多様な形態でコミュニケーションできる環境づくりの一環として、障がい者パソコン講習会を開催するとともに、ホームページの活用など、市政や市民活動など情報提供体制の多様化を進めます。また、それらをより使いやすい形で提供します。</p>	107 市ホームページのユニバーサルデザイン化	デジタル戦略室
	108 障がい者パソコン講習会の開催	障害福祉課関係機関
	109 パソコン用音声翻訳ソフトなどの給付の促進	障害福祉課

2-10 まちづくり・地域コミュニティ活動

施策	主な事業		担当課
<p>2-10-1 政策・方針決定の場への参画促進</p> <p>多様な媒体を活用した障がい者向けの情報提供を図るため、視覚障がい者向けの音声コード（Uni-Voice）を添付するなど、市政などの情報提供を充実するとともに、パブリック・コメントにより広く意見を募る機会を設けます。また、審議会、委員会等へ積極的に障がい者を起用するよう努めます。</p>	110	市の主要な計画への音声コード（Uni-Voice）の添付	関係各課
	111	パブリック・コメントの実施	行政管理課 関係各課
	112	審議会・委員会等への障がい者の起用促進	関係各課
<p>2-10-2 地域コミュニティ活動への参画促進</p> <p>地域コミュニティ活動への参加促進を図るため、各種地域活動やボランティア活動、地域行事などへの障がい者の積極的な参加を促進します。</p>	113	町会・自治会、子ども会活動、ボランティア活動などへの参画促進	協働推進課 児童青少年課 障害福祉課 障害福祉課関係機関
<p>2-10-3 障がい者団体等の活動支援</p> <p>活動に必要な施設・備品等の使用・貸出、会員獲得の支援など、障がい者団体等の活動を支援します。</p>	114	障がい者団体等の育成・活動支援	障害福祉課関係機関 福祉保健センター 障害福祉課
	115	心身障害者福祉センター機能の充実	障害福祉課関係機関
	116	戸田市ボランティア・市民活動支援センターの周知・活用促進	障害福祉課関係機関 協働推進課 障害福祉課

2-11 生涯学習・文化活動

施策	主な事業		担当課
2-11-1 生涯学習への参加促進・学習環境の整備 生涯学習に関する情報提供や学習環境の整備を通じて、障がい者等の生涯学習への参加を促進するとともに、多様な講座・教室の開催や学習資料の充実等を図ります。	117	生涯学習情報提供の充実	生涯学習課
	118	自主的な学習活動の支援、講座・教室の多様化	生涯学習課 障害福祉課関係機関 福祉総務課 障害福祉課
	119	手話通訳の配置、点訳・録音CD等の学習・情報資料の提供、学習支援体制の確立	障害福祉課関係機関 生涯学習課
	120	対面朗読サービスの充実	生涯学習課
2-11-2 文化・芸術活動の支援 障がい者等が文化・芸術活動に積極的に参加できるように、情報提供や発表の場の確保を行います。	121	文化・芸術活動に関わる情報提供の充実	文化スポーツ課 障害福祉課関係機関
	122	障がい者アートギャラリーの活用促進、障がい者作品展の開催	障害福祉課関係機関

2-12 スポーツ・レクリエーション活動

施策	主な事業		担当課
2-12-1 スポーツ活動の推進 障がい者がさまざまなスポーツを楽しむことができるよう、支援を行うとともに、障がい者スポーツの理解、促進を図ります。	123	市スポーツ事業への障がい者の参加促進	文化スポーツ課
	124	障がい者スポーツの理解促進	文化スポーツ課 障害福祉課
2-12-2 レクリエーション活動の推進 県障害者交流センターやレクリエーション協会と連携することで、障がい者のレクリエーション活動を支援します。	125	障がい児・者レクリエーション事業の充実	文化スポーツ課 障害福祉課関係機関

2-13 選挙などへの参加

施策	主な事業	担当課
2-13-1 参加しやすい環境の整備 障がい者が選挙の投票等に参加しやすい環境を整備するために、施設・設備の改善や点字等多様な媒体による情報のユニバーサルデザイン化を進めます。	126 投票所等のユニバーサルデザイン化の推進	行政委員会事務局
	127 多様な媒体による情報提供の推進	行政委員会事務局
	128 郵便による不在者投票制度の周知	障害福祉課 行政委員会事務局

2-14 雇用拡大の促進

施策	主な事業	担当課
2-14-1 就労促進体制の整備 公共職業安定所（ハローワーク）埼玉障害者職業センターなど関係機関と連携を強化し雇用促進に努めます。	129 国・県や関係機関との連携強化	障害福祉課
	130 障害者県南地域就職面接会、戸田市ふるさとハローワーク等での障がい者の求職情報提供体制の充実	経済戦略室 障害福祉課
	131 市役所での雇用促進	人事課 関係各課
	132 市の関係団体等による就労機会の創出	関係各課
	133 障がい者就労施設などからの物品等の調達の推進	障害福祉課
2-14-2 福祉施設から一般就労への移行等 就労系サービスを利用する障がい者について、一般就労への移行を推進します。	134 福祉施設から一般就労への移行等	障害福祉課

2-15 職場定着の支援

施策	主な事業	担当課
2-15-1 職業能力開発の充実 一般就労や職場への定着を支援するために、就労に必要な指導・助言等の支援を行う就労定着支援の利用を促進します。	135 就労定着支援の推進	障害福祉課
	136 一般就労に向けた訓練体制の充実	障害福祉課
	137 職場適応訓練の周知・活用	経済戦略室 障害福祉課

2-16 多様な働き方の支援

施策	主な事業	担当課
2-16-1 多様な職場の創出 障がい者が安定して就労できるように、関係機関と連携して就労継続支援体制の充実を図ります。	138 障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センターとの連携強化	障害福祉課
	139 障がい者の起業支援	障害福祉課 経済戦略室

2-17 障がい者雇用者への支援

施策	主な事業	担当課
2-17-1 企業への働きかけの推進 障がい者の雇用を促進するために、市内の事業者に対し障がい者雇用に関する情報提供を行います。平成30年4月から障がい者雇用率が引き上げられたことも踏まえ、引き続き障がい者雇用の拡充を働きかけていきます。	140 事業主への情報提供・啓発活動の充実	経済戦略室 障害福祉課
	141 障がい者雇用事業主への支援	障害福祉課 経済戦略室
2-17-2 障害者就労プロセスマップの活用 戸田市障害者就労支援部会にて策定した、戸田市障害者就労プロセスマップを活用した支援を推進していきます。	142 障害者就労プロセスマップの活用推進	障害福祉課 経済戦略室

基本方針3 健やかな育ちと学びのまち

3-1 療育・発達障がい児支援システム

施策	主な事業		担当課
3-1-1 発達支援事業の推進 発達の遅れや障がいがあることが疑われる子どもについて、育児に不安を持つ保護者等の相談・指導などの発達支援事業を推進します。	143	乳幼児健診の充実	親子健やか室
	144	発達相談の充実	親子健やか室 保育幼稚園課
	145	子育て支援の充実	親子健やか室 子育て支援課
3-1-2 児童発達支援センターの地域連携体制の強化及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進 児童発達支援センターを中核とする切れ目のない障がい児支援を目指すとともに、保育所等訪問支援を含めた児童発達支援の充実を図ります。	146	児童発達支援センターの支援	障害福祉課
	147	障がい児の児童発達支援サービスの充実	障害福祉課
	148	児童発達支援センターの地域連携体制の強化及び保育所等訪問支援の充実	障害福祉課
3-1-3 早期発見体制の強化、療育支援の推進 さまざまな特徴のある発達障がいを含め、気になる段階から早期発見、早期支援ができるよう、関係課等の連携体制を強化します。	149	早期発見・早期支援体制の強化	親子健やか室 保育幼稚園課 子育て支援課 教育政策室
	150	早期からの就学相談の実施	教育政策室
	151	就学支援委員会の充実	教育政策室
3-1-4 保護者支援の推進 障がい児の保護者への支援を行っています。	152	障がい児を養育する保護者の不安の軽減	子育て支援課 保育幼稚園課 教育政策室 親子健やか室
	153	地域での子育て交流への保護者の参加促進	子育て支援課 保育幼稚園課

3-1-5 特別支援保育の充実 障がいのある子どもも、できる限り障がいのない子どもたちと同じ集団で保育することで、子どもたちの成長と発達を促進します。	154	児童発達支援センターなどの療育機関等との連携の強化	保育幼稚園課
	155	特別支援保育実施園の受け入れ体制の支援の強化	保育幼稚園課
	156	個々の障がいに応じた保育体制の充実	保育幼稚園課

3-2 医療的ケアが必要な児童も含めた重症心身障がい児の支援充実

施策	主な事業	担当課
3-2-1 医療的ケアが必要な児童も含めた重症心身障がい児を支援する通所事業所の連携強化 医療技術の進歩等を背景として医療的ケア児が増加しているなか、重症心身障がい児及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするため、地域における通所施設の連携を推進します。	157 医療的ケアが必要な児童も含めた重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の連携強化	障害福祉課
3-2-2 医療的ケア児等の支援体制の充実 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、医療的ケア児等コーディネーター、各関係機関の連携体制を推進します。	158 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の定期開催及び医療的ケア児等コーディネーターの支援体制の充実	障害福祉課

3-3 特別支援教育

施策	主な事業	担当課
3-3-1 特別支援教育の充実 特別支援教育を充実することで、障がいのある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己表現する基礎を確立します。	159 特別支援学校との連携強化	障害福祉課
	160 サポート手帳等を利用した保育園・幼稚園・小中学校間の円滑な移行の確保	教育政策室 保育幼稚園課 親子健やか室 障害福祉課
	161 教職員の特別支援教育についての研修の充実	教育政策室

	162	学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラム障がい（ASD）等の発達障がい等の障がいのある児童・生徒に対する校内支援体制の充実	教育政策室
	163	学校の施設・設備の充実（スロープ・点字ブロック・障がい者用トイレ・階段手すり等）	教育総務課
<p>3-3-2 教育相談の充実</p> <p>障がいのある児童・生徒が適切な教育を受けられるよう、本人と保護者のニーズに十分配慮しながら、相談・指導体制の充実を図ります。</p>	164	教育相談の充実	教育政策室
<p>3-3-3 連携及び交流学習・共同学習の強化</p> <p>地域社会における共生を図るための第一歩として、障がいの有無に関わらず、子どもたちが一緒に学んだり遊んだりできるように、家庭、通常学級、特別支援学級などとの連携や交流学習、共同学習の強化を図ります。</p>	165	交流及び共同学習の推進	教育政策室 児童青少年課
	166	障がい児保護者の相互交流の促進	障害福祉課関係機関
	167	特別支援学校など関係機関との連携の強化	教育政策室

3-4 放課後支援・療育の場の充実

施策	主な事業	担当課	
<p>3-4-1 放課後支援・療育の場の充実</p> <p>放課後や夏休み等における子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業として、放課後等デイサービスの充実を図ります。</p>	168	障がい児の放課後支援の充実	障害福祉課 児童青少年課
	169	放課後等デイサービスの質の向上	障害福祉課

第 2 部

第 7 期戸田市障がい福祉計画・
第 3 期戸田市障がい児福祉計画

第5章 第7期戸田市障がい福祉計画

第7期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする法定の計画であり、本市の障がい者総合計画の実施計画に相当する計画です。

国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図るための計画です。

1 障害福祉サービス等の概要

○障害者総合支援法における障害福祉サービス

障がい者や障がい児を対象とする障害福祉サービスについては、障害者自立支援給付事業と地域生活支援事業の2つに大別することができます。

障害者自立支援給付事業は、個別の障がい者の状況に応じ、必要な支援を給付する事業です。自立支援給付として重要なサービスが、介護や訓練等のサービスを提供する介護給付・訓練等給付です。介護給付の対象になるサービスには、自宅での食事等の介護を行う居宅介護をはじめ、移動の援護を行う同行援護、医療機関で看護等を行う療養介護等があります。訓練等給付の対象になるサービスには、身体的機能の向上をめざす自立訓練（機能訓練）や、就労に関連する就労移行支援、就労継続支援、グループホームでの共同生活援助等があります。

なお、法律上の分類ではありませんが、サービスの内容に合わせた分類が用いられることがあります。具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護などの訪問系サービスと短期入所、生活介護、就労継続支援などの日中活動系サービスや共同生活援助などの居住系サービスの3つに分類することができます。

地域生活支援事業は、障がい者の居住地域において、サービスを行う事業所や施設等の社会資源（インフラ）の状況に応じて実施される事業です。都道府県や市町村による支援であり、各種相談支援や手話等の通訳者によるコミュニケーション支援等があります。

2 障害福祉サービスの量の見込みと確保方策

障害者自立支援給付事業（第7期戸田市障がい福祉計画）

障がい者を支援するサービスとして、訪問系サービスの居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、日中活動系サービスの生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所、居住系サービスの自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、宿泊型自立訓練等があります。これらのサービスは、障害支援区分によって受けられる給付が決定される介護給付、障害支援区分にかかわらずサービス内容に適合すれば給付が受けられる訓練等給付に分けられ、さらに補装具の支給等があります。

また、サービスの利用等において計画的な支援を必要とする障がい者を対象に、相談支援を行います。

（1）訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事等の身体介護、食事の支度、居室の清掃等の家事援助、通院等の移動介護を行うサービスです。
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者や知的・精神障がい者を対象に、自宅等にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事等の身体介護、食事の支度、居室の清掃等の家事援助、外出時の移動介護等を総合的に行います。日常的に同サービスを利用する重度の障がい者への支援のため、入院中の医療機関においても利用者の状態等を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、利用者のニーズを的確に医療従事者へ伝達する等の支援も行うことができるように、訪問先が医療機関にまで拡大されています。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

サービス量の見込み

【共通事項】

- ・令和5年度の実績値は、令和5年9月末時点の実績により算出した年度末の見込値
- ・1か月分の実績（「人/月」、「時間/月」等）は、各年度年度末（3月利用分）の実績
- ・「人日」は、利用延べ日数（1か月あたりの実利用者数×1か月あたりの平均利用日数）

訪問系サービス

（実利用者数：人/月、サービス量：時間/月）

前期の見込み・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
合計	239人 5,341時間	219人 5,154時間	247人 5,498時間	235人 5,756時間	255人 5,655時間	247人 6,721時間
居宅介護		133人 2,140時間		143人 2,287時間		159人 2,922時間
重度訪問介護		1人 18時間		2人 407時間		3人 724時間
同行援護		21人 510時間		20人 521時間		21人 580時間
行動援護		63人 2,486時間		67人 2,541時間		64人 2,495時間
重度障害者等包括支援		0人		0人		0人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
居宅介護		169人 3,240時間		178人 3,557時間		188人 3,875時間
重度訪問介護		4人 960時間		4人 960時間		5人 1,200時間
同行援護		21人 580時間		21人 580時間		21人 580時間
行動援護		68人 2,655時間		71人 2,815時間		75人 2,975時間
重度障害者等包括支援		0人		0人		0人

見込量確保のための方策

必要なサービス提供量を確保するために、サービス提供事業者等との連携を通じて、サービス提供体制の整備を図ります。

(2) 日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスとして、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に日中、障害者支援施設等で食事や入浴、排泄等の介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練等を一定期間（18か月以内）行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練等を一定期間（24か月以内）行います。
就労選択支援	障がいを持つ人の希望や能力に合った働き方を実現できるよう支援し、関係機関との橋渡しを担い、障がい者本人と支援側が共に整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげます。
就労移行支援	一定期間（24か月以内）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動その他の活動機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した者に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、病院等の施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援、機能訓練等を行います。
短期入所	介護者が病気等の理由で一時的に介護ができない場合、施設への短期間の入所が必要な障がい者に、施設に宿泊して入浴や排泄、食事の介護等の日常生活上の支援を行います。

サービス量の見込み

【共通事項】

- ・令和5年度の実績値は、令和5年9月末時点の実績により算出した年度末の見込値
- ・1か月分の実績（「人/月」、「時間/月」等）は、各年度年度末（3月利用分）の実績
- ・「人日」は、利用延べ日数（1か月あたりの実利用者数×1か月あたりの平均利用日数）

生活介護

（実利用者数：人/月、サービス量：人日（延べ利用日数）/月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	145人	145人	147人	152人	149人	157人
2,626 人日	2,665 人日	2,635 人日	2,809 人日	2,645 人日	2,905 人日	
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	165人		174人		184人	
	3,030人日		3,191人日		3,352人日	

自立訓練（機能訓練）

（実利用者数：人/月、サービス量：人日（延べ利用日数）/月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	3人	9人	3人	7人	3人	5人
31人日	82人日	31人日	89人日	31人日	66人日	
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	9人		9人		9人	
	89人日		89人日		89人日	

自立訓練（生活訓練） （実利用者数：人／月、サービス量：人日（延べ利用日数）／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	8人	9人	10人	10人	12人	13人
	152人日	145人日	190人日	183人日	228人日	248人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	15人		17人		19人	
	291人日		335人日		378人日	

就労選択支援 （実利用者数：人／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	/		/		/	
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	人		20人		23人	

就労移行支援 （実利用者数：人／月、サービス量：人日（延べ利用日数）／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	31人	34人	32人	37人	33人	37人
	539人日	579人日	563人日	632人日	588人日	598人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	40人		42人		45人	
	636人日		673人日		711人日	

就労継続支援（A型） （実利用者数：人／月、サービス量：人日（延べ利用日数）／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	33人	34人	35人	33人	37人	31人
	651人日	648人日	698人日	624人日	746人日	555人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	34人		34人		34人	
	648人日		648人日		648人日	

就労継続支援（B型） （実利用者数：人／月、サービス量：人日（延べ利用日数）／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	152人	161人	166人	187人	180人	214人
	2,619人日	2,620人日	2,832人日	2,965人日	3,046人日	3,392人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	239人		265人		293人	
	3,745人日		4,113人日		4,511人日	

就労定着支援 （実利用者数：人／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	9人	10人	11人	11人	13人	15人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	18人		20人		23人	

療養介護 （実利用者数：人／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	12人	11人	12人	11人	12人	11人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	11人		11人		11人	

-1 短期入所(福祉型) (実利用者数:人/月、サービス量:人日(延べ利用日数)/月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	71人	55人	76人	59人	81人	60人
	310人日	269人日	333人日	288人日	357人日	265人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	67人		74人		81人	
	308人日		351人日		394人日	

-2 短期入所(医療型) (実利用者数:人/月、サービス量:人日(延べ利用日数)/月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	4人	3人	4人	3人	4人	3人
	19人日	12人日	19人日	16人日	19人日	13人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	3人		3人		3人	
	16人日		16人日		16人日	

見込量確保のための方策

特別支援学校の卒業見込者等の新規利用者のニーズを適切に把握し、利用者や利用時間数の増加が見込まれるサービスを中心に、提供体制の充実を図ります。

(3) 居住系サービス

居住の場を支援するサービスとして、自立生活援助、共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援、宿泊型自立訓練があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者を対象に、一定の期間(12か月以内)にわたり、利用者の居宅への定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。
共同生活援助(グループホーム)	共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
宿泊型自立訓練	知的障がい者または精神障がい者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

サービス量の見込み

【共通事項】

- ・令和5年度の実績値は、令和5年9月末時点の実績により算出した年度末の見込値
- ・1か月分の実績(「人/月」、「時間/月」等)は、各年度年度末(3月利用分)の実績

自立生活援助

(実利用者数：人/月)

前期の見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	2人	1人	2人	1人	2人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	3人		5人		8人	

共同生活援助（グループホーム）

（実利用者数：人／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
		103人	105人	113人	114人	123人
うち日中サービス支援型	12人	21人	14人	24人	16人	29人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	135人		148人		162人	
	うち日中サービス支援型	33人	36人	40人		

施設入所支援

（実利用者数：人／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
		52人	51人	53人	54人	54人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	58人		60人		63人	

宿泊型自立訓練

（実利用者数：人／月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
		1	1人	1人	1人	1人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1人		1人		1人	

見込量確保のための方策

障がい者の地域移行を促進する視点から、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の整備の促進を図ります。

(4) 相談支援

計画的な支援を必要とする障がい者を対象に、相談支援を行います。
 サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者を対象に、サービス等利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談等の対処を行います。

サービス量の見込み

【共通事項】

- ・令和5年度の実績値は、令和5年9月末時点の実績により算出した年度末の見込値
- ・1か月分の実績(「人/月」、「時間/月」等)は、各年度年度末(3月利用分)の実績

計画相談支援

(実利用者数：人/月)

前期の見込み・実績値	令和3年度(2021)		令和4年度(2022)		令和5年度(2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	186人	179人	201人	199人	216人	208人
今期の見込み	令和6年度(2024)		令和7年度(2025)		令和8年度(2026)	
	219人		229人		240人	

地域移行支援

(実利用者数：人/月)

前期の見込み・実績値	令和3年度(2021)		令和4年度(2022)		令和5年度(2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	2人	0人	3人	0人	4人	0人
今期の見込み	令和6年度(2024)		令和7年度(2025)		令和8年度(2026)	
	1人		2人		4人	

地域定着支援

(実利用者数：人/月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	0	1人	1人	1人	1人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	2人		3人		4人	

見込量確保のための方策

必要なサービス提供量を確保するために、サービス提供事業者等との連携を通じて、サービス提供体制の整備を図ります。

地域生活支援事業（第7期戸田市障がい福祉計画）

障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。地域生活支援事業には「必須事業」と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」があります。

（1）必須事業

地域生活支援事業の必須事業には、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業等があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

サービスの内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者や障がい特性等に関する理解を深めるための啓発活動を行います。
自発的活動支援事業	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障がい者や障がい児の保護者、家族等からの相談に応じるとともに必要な情報の提供を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス利用の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がい等のため、意思の疎通が困難な障がい者に対して手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
日常生活用具給付等事業	障がい者が日常生活に必要な以下の用具の給付や貸与を行います。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の身体介護を支援する用具や、障がい者が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等、障がい者の入浴、食事、移動等を支援する用具
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電動式たん吸引器、視覚障害者用体温計等の在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等の情報収集や情報伝達、意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ装具等の排泄管理を支援する用具
住宅改修費	居宅生活の動作を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う用具

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活または社会生活のために、日常会話を行うのに必要な手話を習得するための講習を行います。
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	障がい者等の地域活動支援の促進を図ることを目的として、障がい者の創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流の促進の便宜を図る地域活動支援センターの機能を強化します。 型：専門職員、精神保健福祉士等を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る普及啓発等を行います。 （規模：利用人員 20 名以上） 型：地域での就労が困難な在宅の障がい者に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。（規模：利用人員 15 名以上） 型：創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。（規模：利用人員 10 名以上）

サービス量の見込み

理解促進研修・啓発事業

(実施有・無/年度)

前期の見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	有	有	有	有	有	有
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	有		有		有	

自発的活動支援事業

(実施団体有・無/年度)

前期の見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	有	有	有	有	有	有
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	有		有		有	

相談支援事業

(実施か所、有・無/年度)

前期の見込み・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
障害者相談支援事業	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有	有	有	有	有	有
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	3カ所		3カ所		3カ所	
障害者相談支援事業	3カ所		3カ所		3カ所	
基幹相談支援センター等機能強化事業	有		有		有	
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有		有		有	

- 1 成年後見制度利用支援事業

(利用支援:人/年度)

前期の見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	6人	5人	6人	6人	6人	6人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	7人		7人		7人	

- 2 成年後見制度法人後見支援事業

(実施有・無/年度)

前期の見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	有	有	有	有	有	有
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	有		有		有	

意思疎通支援事業

(件、人/年度)

前期の見込み・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	775件	767件	859件	512件	944件	566件
手話通訳設置事業	1人	1人	1人	1人	1人	1人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	619人		619人		619人	
手話通訳設置事業	1人		1人		1人	

日常生活用具給付等事業

(件/年度)

前期の見込み・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
介護・訓練支援用具	6件	7件	6件	11件	6件	11件
自立生活支援用具	15件	12件	15件	14件	15件	14件
在宅療養等支援用具	9件	6件	9件	14件	9件	14件
情報・意思疎通支援用具	12件	11件	12件	10件	12件	10
排泄管理支援用具	2,032件	1,990件	2,117件	2,070件	2,202件	2,228件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3件	2件	3件	1件	3件	1件
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
介護・訓練支援用具	11件		11件		11件	
自立生活支援用具	17件		17件		17件	
在宅療養等支援用具	14件		14件		14件	
情報・意思疎通支援用具	11件		11件		11件	
排泄管理支援用具	2,427件		2,625		2,824	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2件		2件		2件	

手話奉仕員養成研修事業

(課程修了者：人/年度)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	30人	12人	30人	16人	30人	20人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	30人		30人		30人	

移動支援事業

(利用者：人、利用実績：時間/月平均)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	255人	225人	255人	236人	255人	229人
4,022時間	3,531時間	4,022時間	3,558時間	4,022時間	3,909時間	
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	236人		236人		236人	
	3,909時間		3,909時間		3,909時間	

地域活動支援センター機能強化事業

(センター利用者：人/年度)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	7カ所	5カ所	7カ所	4カ所	7カ所	4カ所
60人	28人	61人	27人	62人	27人	
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	4カ所		4カ所		4カ所	
	29人		29人		29人	

見込量確保のための方策

戸田市の実情に応じた柔軟なサービス提供を行うために、内容・体制の充実を図っていきます。

(2) 任意事業

地域生活支援事業の任意事業として市が取り組んでいる事業には、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、自動車改造費用助成事業、自動車運転免許取得助成事業等があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

サービスの内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	在宅の障がい者を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。
訪問入浴サービス	家庭で入浴することが困難な身体障がい者・児の生活を支援するために、入浴車による在宅での入浴サービスを行います。
自動車改造費用助成事業	障がいのある人の社会参加と自立を図るため、障がいのある人が自ら運転することができるよう必要な自動車改造を行う場合、費用の一部を助成します。
自動車運転免許取得助成事業	障がいのある人の就労等の社会参加を促進するため、自動車運転免許取得の費用の一部を助成します。
介護者用自動車改造費助成	障がい者の社会参加の促進と介護者の介護負担の軽減を図ることを目的とし、自動車を自ら運転することができない在宅の障がい者を介助するために必要な自動車の改造、または新たに自動車を購入する場合、費用の助成をします。
更生訓練費支給	就労移行支援または自立訓練事業を利用している方に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とします。

サービス量の見込み

【共通事項】

・令和5年度の実績値は、令和5年9月末時点の実績により算出した年度末の見込値

(件、人、回/年度)

前期の見込み・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
日中一時支援事業	915件	1,082件	1,015件	1,223件	1,115件	1,706件
訪問入浴サービス	793回	556回	793回	657回	793回	742回
自動車改造費用助成事業	2件	2件	2件	3件	2件	3件
自動車運転免許取得助成事業	2件	5件	2件	4件	2件	4件
介護者用自動車改造費助成	3件	5件	3件	1件	3件	1件
更生訓練費支給	46人	43人	48人	46人	50人	46人

(件、人、回/年度)

今期の見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
日中一時支援事業	1,983件	2,261件	2,538件
訪問入浴サービス	742回	742回	742回
自動車改造費用助成事業	3件	3件	3件
自動車運転免許取得助成事業	5件	5件	5件
介護者用自動車改造費助成	3件	3件	3件
更生訓練費支給	50人	53人	57人

見込量確保のための方策

戸田市の実情に応じた柔軟なサービス提供を行うために、内容・体制の充実を図っていきます。

(3) 市単独事業

市が単独で取り組んでいる事業には、食事サービス、緊急時連絡システム、福祉タクシー利用券交付及び福祉ガソリン券交付、紙おむつ支給等があります。

サービス名	内容
食事サービス	障がいにより定期的な食事の確保が困難な方に、業者が1日1回、午前中に食事を配達し、併せて利用者の安否を確認します。
緊急時連絡システム	一人暮らしなどの重度障がい者及び同様の状態にある方の安全確保と不安解消のために、緊急時に発信ができる相談機能がついた緊急通信機器や、ペンダント型発信機を貸与します。
福祉タクシー利用券及び福祉ガソリン券交付	重度の障がい者に、初乗り運賃額相当の福祉タクシー利用券、または、1回の給油につき2,000円を補助するガソリン利用券を交付します。
紙おむつ支給	障がいにより自力で排せつ処理の困難な満3歳から65歳未満の方(身体障害者手帳1・2級、療育手帳・A)または介護保険法で規定する第2号被保険者で、常時紙おむつ等が必要な方に対し、業者が月に1回、紙おむつなどを配達します。

前期の見込み・実績	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
食事サービス	841回	1243回	841回	885回	841回	802回
緊急時連絡システム	7人	6人	7人	6人	7人	6人
福祉タクシー利用券交付	886人	828人	916人	834人	946人	814人
福祉ガソリン利用券交付	696人	705人	711人	712人	726人	712人
紙おむつ支給	211,873枚	208,122枚	225,622枚	201,918枚	239,371枚	220,932枚

今期の見込み	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
食事サービス	987回	987回	987回
緊急時連絡システム	7人	7人	7人
福祉タクシー利用券交付	837人	837人	837人
福祉ガソリン利用券交付	724人	735人	747人
紙おむつ支給	205,273枚	205,273枚	205,273枚

3 計画の具体的な目標（令和8年度末）

国の基本指針に基づき、本市の第7期障がい福祉計画において障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するため、計画の具体的な目標を定めます。

また、市町村は、国の基本方針に対する県の考え方を基本とし、それぞれの地域の実情や特性を踏まえた計画方針を定め、数値目標等を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、福祉施設の入所者の地域生活への移行を進める観点から、令和8年度末における地域生活に移行する人の数と施設入所者数を目標値として設定することとしています。なお、地域生活へ移行とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホームや一般住宅へ移行することをいいます。

【国の基本指針】

令和8年度末には、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

【本市の取組について】

について、施設入所者及び出身世帯の状況を把握し、施設から地域生活への移行を希望する者に対して、サービスの調整・確保を図りつつ、施設退所及び退所後の生活への支援を行っていきます。

また、埼玉県の間接では、の成果目標に対しては、入所待機者が年々増加しており、特に強度行動障がいや重度の重複障がいなどにより地域生活に支援が必要な方が多数入所待ちをしている状況にあることを鑑みて、施設入所者の削減数の数値目標は設定しないこととしています。

このため、戸田市でも、地域移行者数の目標のみ設定することとし、令和8年度末までの地域生活への移行者数の目標を4人とします。

【目標】

項目	実績 / 目標	設定の考え方
令和8年度末の地域生活移行者数	4人	国の指針 令和4年度末の施設入所者数 56人 × 6%（小数1位切り上げ）

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、入院中の精神障がい者に関する目標値を定めることとしています。

【国の基本指針】（都道府県のみを設定）

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を325.3日以上とする。
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数について、国の示す算定式により目標値を設定する。
- ・令和8年度における退院率を3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91%以上とする。

【本市の取組について】

精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数や退院率の目標数値は、都道府県のみを設定であり、市町村には設定されていません。市としては、国が示した「活動指標」を目標として取り組みます。

【目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	設定の考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回	協議の場である「戸田市障害者施策推進協議会」において、1年間の開催回数の見込を設定する。
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	1回	1回	1回	1年間の目標設定および評価の実施回数を設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	19人	19人	19人	協議の場への関係者の参加者数を設定する。
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	2人	4人	6人	過去の利用者数、現利用者数、精神障がい者のニーズ等を勘案し、1年間のサービス利用者数を設定する。
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	2人	4人	6人	
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	45人	49人	52人	
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	2人	4人	
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	8人	9人	11人	

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、地域生活支援拠点等について、令和8年度末までに一つ以上を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとしています。

【国の基本指針】

令和8年度末までの間に、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。

令和8年度末までの間に、強度行動障がい有する者に関し、各市町村又は圏域においてその状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

【本市の取組について】

地域生活支援拠点等の充実に向け、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行います。

検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、地域自立支援協議会等を活用して協議を進めます。

また、新たな国の指針として、強度行動障がいのある人に関し、各市町村又は各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとされています。

本市においても、強度行動障がいのある人への適切な支援のため、地域生活支援拠点等の協議を活用し、支援ニーズの把握に取り組むとともに、ニーズに応じた支援体制の構築に向け検討を進めます。

【目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	設定の考え方
-1 地域生活支援拠点等の確保	設置済み			国の指針 面的整備により地域生活支援拠点を設置済み。
-2 検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回	国の指針
-3 コーディネーターの配置人数	4人	4人	4人	国の指針 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所への配置。
強度行動障がい有する者への支援体制の整備	実施			国の指針 地域自立支援協議会で強度行動障がいの支援に対する協議を行う。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、就労移行支援事業及び就労継続支援事業における一般就労への移行に向けた取組を推進するため、一般就労への移行者等に関する目標値を定めることとしています。

【国の基本指針】

【令和8年度における一般就労への移行者等】

福祉施設から一般就労に移行する者

- ・令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
就労移行支援事業の利用者のうち、一般就労する者
- ・令和3年度の一般就労する者の1.31倍以上とする。
就労継続支援A型の利用者のうち、一般就労する者
- ・令和3年度の一般就労する者の1.29倍以上とする。
就労継続支援B型の利用者のうち、一般就労する者
- ・令和3年度の一般就労する者の1.28倍以上とする。
就労定着支援事業の利用者
- ・令和3年度の利用者の1.41倍以上とする。

【令和8年度における一般就労への事業所数】

就労移行支援事業利用修了者の一般就労へ移行が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。

【本市の取組について】

埼玉県でも国の基本指針のとおり設定することとしていますが、戸田市では一般就労への移行の一層の推進を図るために国の基準より上乘せして設定します。

また、令和8年度末時点で、市内の就労移行支援事業所にて、就労移行支援サービス利用し一般就労へ移行した者の割合が5割以上となる事業所の割合を5割以上と設定します。

【目標 ~ 】

	項目	実績 / 目標	設定の考え方
令和3年度の実績	福祉施設から一般就労への移行	7人	—
	就労移行支援事業の利用者の内から一般就労への移行	6人	—
	就労継続支援 A 型の利用者の内から一般就労への移行	0人	—
	就労継続支援 B 型の利用者の内から一般就労への移行	1人	—
	就労定着支援事業の利用者	10人	—
令和8年度の目標	福祉施設から一般就労への移行	18人	国の指針 +上乗せ
	就労移行支援事業の利用者の内から一般就労への移行	14人	国の指針 +上乗せ
	就労継続支援 A 型の利用者の内から一般就労への移行	2人	国の指針 +上乗せ
	就労継続支援 B 型の利用者の内から一般就労への移行	2人	国の指針
	就労定着支援事業の利用者	20人	国の指針 +上乗せ

【目標 】

	項目	実績 / 目標	設定の考え方
実績 令和3年	-1 就労移行支援事業所数	1箇所	—
	-2 上記のうち一般就労へ移行が5割以上の事業所数	0箇所	—
目標 令和8年	-1 就労移行支援事業所数	1箇所	国の指針
	-2 上記のうち一般就労へ移行が5割以上の事業所数	1箇所	

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保や人材育成の支援、相談機関との連携強化等について努めることとしています。

【国の基本指針】

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【本市の取組について】

相談支援体制を充実・強化するため、戸田市障害者基幹相談支援センターを中心に、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を行います。個別事例の検討を通して、地域課題を整理し、地域サービス基盤の開発・改善を行う体制確保を進めます。

【目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	設定の考え方
-1 基幹相談支援センターの設置	設置済み			国の指針
-2 相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	150件	150件	150件	国の指針 1年間の実施件数の見込み
-3 相談支援事業者の人材育成の支援件数	200件	200件	200件	
-4 相談機関との連携強化の取組の実施	50回	50回	50回	
個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	実施			国の指針 地域自立支援協議会及び各専門部会等で個別事例検討の実施

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害福祉サービスの質を向上させるために各種研修や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及びその結果を活用することとしています。

【国の基本指針】

令和8年度末までに、障害者福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

【本市の取組について】

国の指針において、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくために、市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、検証を行っていくことが必要とされています。

そのため、埼玉県等が実施する研修等について、市職員が積極的に参加するとともに、相談支援事業者への周知・啓発を行い、支援員のサービスの質の向上に取り組みます。

また障害者自立支援審査支払等システムを確認し、請求の過誤が多くみられた場合は、個別指導のみでなく、ホームページや連絡会で共有するなどし、適切な審査の共有に取り組みます。

【目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	設定の考え方
障害者福祉サービス等に係る各種研修の活用	25人	25人	25人	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数(延べ人数)の見込み
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果	1回	1回	1回	審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する場の開催回数の見込み

第6章 第3期戸田市障がい児福祉計画

障がい児福祉計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする法定の計画であり、本市の障がい者総合計画の実施計画に相当する計画です。

国の基本指針に基づき、障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図るための計画です。

1 障害児通所サービス等の概要

○児童福祉法における障害福祉サービス

具体的には、通所支援と入所支援の2つのサービスが提供されています。

通所支援は、市町村により行われるもので、障がい児が施設に通う形態で受けるサービスです。一方、入所支援は、都道府県により行われるもので、障がい児が施設に入所する形態で受けるサービスです。

2 障害児通所サービス等の量の見込みと確保方策

（1）障害児通所事業

障がい児等を支援するサービスとして、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援等があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中における居場所づくりとともに、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進します。
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がい児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい等の重度の障がい児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

サービス量の見込み

【共通事項】

- ・令和5年度の実績値は、令和5年9月末時点の実績により算出した年度末の見込値
- ・1か月分の実績（「人/月」、「時間/月」等）は、各年度年度末（3月利用分）の実績
- ・「人日」は、利用延べ日数（1か月あたりの実利用者数×1か月あたりの平均利用日数）

児童発達支援

（実利用者数：人/月、サービス量：人日（延べ利用日数）/月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	126人	152人	137人	166人	149人	196人
	1,222人日	1,399人日	1,299人日	1,590人日	1,376人日	1,809人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	221人		245人		270人	
	2,022人日		2,234人日		2,447人日	

医療型児童発達支援

（実利用者数：人/月、サービス量：人日（延べ利用日数）/月）

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	2人	0人	2人	1人	2人	1人
	21人日	0人日	21人日	3人日	21人日	7人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1人		1人		1人	
	7人日		7人日		7人日	

放課後等デイサービス (実利用者数：人/月、サービス量：人日(延べ利用日数)/月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	238人	250人	260人	296人	282人	344人
	2,829人日	2,871人日	3,035人日	3,284人日	3,242人日	3,911人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	387人		431人		474人	
	4,356人日		4,800人日		5,245人日	

保育所等訪問支援 (実利用者数：人/月、サービス量：人日(延べ利用日数)/月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	13人	27人	14人	34人	15人	34人
	52人日	48人日	56人日	61人日	60人日	62人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	45人		55人		66人	
	81人日		100人日		119人日	

居宅訪問型児童発達支援 (実利用者数：人/月、サービス量：人日(延べ利用日数)/月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	2人	1人	2人	1人	2人	1人
	4人日	2人日	4人日	2人日	4人日	2人日
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	1人		1人		1人	
	2人日		2人日		2人日	

見込量確保のための方策

戸田市の障がい児支援の実情に応じたサービス提供を行うために、内容・体制の充実を図っていきます。

(2) 障害児相談支援

計画的な支援を必要とする障がい児を対象に、相談支援を行います。
サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

サービスの内容

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援を申請した障がい児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った場合、障害児相談支援給付費を支給します。

サービス量の見込み

【共通事項】

- ・令和5年度の実績値は、令和5年9月末時点の実績により算出した年度末の見込値
- ・1か月分の実績（「人/月」、「時間/月」等）は、各年度年度末（3月利用分）の実績

障害児相談支援

(実利用者数：人/月)

前期の 見込み・実績値	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	126人	150人	137人	174人	148人	192人
今期の見込み	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	217人		242人		267人	

見込量確保のための方策

戸田市の障がい児支援の実情に応じたサービス提供を行うために、内容・体制の充実を図っていきます。

3 計画の具体的な目標（令和8年度末）

国の基本指針に基づき、本市の障がい児福祉計画（第3期）において障害児通所支援等の円滑な実施を確保するため、計画の具体的な目標を定めます。

（1）障がい児支援の提供体制の整備等

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をすることとしています。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置をすることとしています。

【国の基本指針】

令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置する。
令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
令和8年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場及びコーディネーターを配置する。
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上設置する。

【本市の取組について】

国の指針において、児童発達支援センターについては障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが必要とされています。

また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援などを活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することとしています。

戸田市では、既に児童発達支援センターとして運営されているあすなる学園や、市内民間事業所で保育所等訪問支援を利用できる環境となっておりますが、今後もサービス提供体制の充実に努めるとともに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向け、検討・調整を行っていきます。

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することとされていますが、戸田市ではいずれも1か所以上確保されており、引き続きニーズに対応した取組を図っていきます。

そのため、各市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

戸田市においては、重症心身障がい・医療的ケア児者に対する支援に関し、継続的に情報共有や意見交換を行うための協議の場として、医師会や、保健所、民間事業所、特別支援学校の関係者及び市の関係部署等により構成される「医療的ケア児者支援部会」において、協議・検討を進めています。すでに配置済みの医療的ケア児等コーディネーターの活用を図り、各関係機関の連携体制の充実を図っていきます。

【目標】

項目	令和8年度末まで	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	設置済み	国の指針
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	実施	国の指針
-1 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置済み	国の指針
-2 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	5人（配置済み）	国の指針
-1 児童発達支援事業所の確保	1か所（確保済み）	国の指針
-2 放課後等デイサービス事業所の確保	2か所（確保済み）	国の指針

令和6年1月31日現在

資料編

1 戸田市障害者施策推進協議会要綱

(設置)

第1条 戸田市における障害者に関する施策についての総合的かつ計画的な推進を図るため、戸田市障害者施策推進協議会(以下「推進協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 戸田市障害福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 戸田市障害者計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (4) 地域における福祉意識の啓発及び正しい知識の普及に関すること。
- (5) その他障害者施策の推進に関すること。

(委員)

第3条 推進協議会の委員は、別表に掲げる者をもって市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によるものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 推進協議会は、第2条に規定する事項について調査研究及び検討をするため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、第3条に規定する委員の中から会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、専門部会の委員の互選によるものとする。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第5条第3項の改正規定は、令和3年8月16日から施行する。

別表(第3条関係)

- 1 学識経験者
- 2 戸田市民生委員・児童委員協議会の代表
- 3 戸田市町会連合会の代表
- 4 戸田市商工会の代表
- 5 戸田市身体障害者福祉会の代表
- 6 戸田市心身しょうがい児(者)を守る親の会の代表
- 7 戸田市聴力障害者協会の代表
- 8 戸田市精神保健福祉家族会の代表
- 9 医療法人高仁会戸田病院の代表
- 10 社会福祉法人戸田わかくさ会の代表
- 11 特定非営利法人埼玉こころのかけ橋の代表
- 12 戸田市社会福祉協議会の代表
- 13 社会福祉法人戸田蕨福祉会あすなろ学園の代表
- 14 社会福祉法人戸田市社会福祉事業団の代表
- 15 公募による市民
- 16 埼玉県南部保健所の代表
- 17 戸田市障害者基幹相談支援センターの代表
- 18 健康福祉部長

2 戸田市障害者施策推進協議会委員名簿

(委嘱期間：令和4年7月1日～令和6年6月30日)

No.	推薦団体等	委員氏名	備考
1	学識経験者(東京家政大学)	たなか えみこ 田中 恵美子	会長
2	戸田市民生委員・児童委員協議会	こやま まさひこ 小山 昌彦	～令和4年11月30日
		こやま かずみ 小山 一美	令和4年12月1日～
3	戸田市町会連合会	わたなべ かずみ 渡辺 一実	
4	戸田市商工会	くぼた みずこ 窪田 瑞子	
5	戸田市身体障害者福祉会	さとう たかのぶ 佐藤 太信	
6	戸田市心身しょうがい児(者)を守る親の会	ともさか ともこ 友坂 友子	
7	戸田市聴力障害者協会	いなべ ちゅうけい 稲辺 忠奎	
8	戸田市精神保健福祉家族会「きらら」	おおいで むつこ 大出 睦子	
9	医療法人高仁会戸田病院	やくち たかゆき 矢口 隆行	～令和5年12月31日
		ふじさわ なおき 藤澤 直樹	令和6年1月1日～
10	社会福祉法人戸田わかくさ会	はまだ ちな 浜田 知奈	
11	NPO法人埼玉こころのかけ橋	かわかみ さちこ 川上 幸子	
12	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会	まつやま ゆき 松山 由紀	
13	社会福祉法人戸田蕨福祉会あすなる学園	こばやし かなこ 小林 加名子	副会長
14	社会福祉法人戸田市社会福祉事業団	はやかわ かずお 早川 和男	
15	公募市民	いしづか ただお 石塚 忠雄	
16	公募市民	よこやま まさあき 横山 正明	
17	埼玉県南部保健所	はいじま まゆみ 配島 麻弓	～令和5年3月31日
		たかぎ なおこ 高木 直子	令和5年4月1日～
18	戸田市障害者基幹相談支援センター	いの まゆみ 猪野 真由美	
19	健康福祉部長	さくらい さとし 櫻井 聡	

(敬称略)

3 戸田市障害者施策推進協議会検討経過

	月 日	回	内 容
令和5年	7月24日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・市長からの諮問 ・戸田市障がい者総合計画の進捗管理について ・アンケート内容の確認
	8月10日～ 8月28日		アンケート調査実施
	8月29日～ 9月1日		関係機関・関係団体ヒアリング調査実施
	10月23日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査及びヒアリング調査の結果報告について ・戸田市障がい者総合計画素案の提示（障がい者計画部分）
	11月24日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・戸田市障がい者総合計画素案の提示（障がい福祉計画・障がい児福祉計画部分） ・戸田市障がい者総合計画に係るパブリックコメントの実施について
	12月13日～ 1月12日		戸田市障がい者総合計画に係るパブリックコメントの募集
令和6年	2月8日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告について ・戸田市障がい者総合計画最終案の提示 ・市長への答申について
	3月25日		市長への答申

4 答申書

令和6年3月25日

戸田市長 菅原 文仁 様

戸田市障害者施策推進協議会

会長 田中 恵美子

戸田市障がい者計画(令和6年度～11年度)・第7期戸田市障がい福祉計画・第3期戸田市障がい児福祉計画について(答申)

令和5年7月24日付け、戸障福第1637号において、当協議会に諮問のありました標記につきまして、慎重に審議を重ねた結果、別添計画書のとおりまとめましたので、下記の意見を付して答申いたします。

記

本協議会では、令和5年度までを計画期間とする『戸田市障がい者総合計画』の次期計画の策定にあたり、令和5年7月より計4回の協議会を開催し、協議を進めてまいりました。本計画案のなかで、引き続き基本理念として定めた『ともに生き ともに支え合いただれもが しあわせを実感できるまち ～子どもから高齢者まで、すべてのライフステージを通し、障がい者が自分らしく暮らせるまち・とだ～』の実現に向け、各施策の実施にあたっては、以下の点に十分配慮されるよう、お願いいたします。

1 基本理念の実現に向けた3つの基本方針について

- (1) 「ともに支えあい、自分らしく暮らせるまち」
- (2) 「地域で自立して暮らせるまち」
- (3) 「健やかな育ちと学びのまち」

これらの基本方針のもと、障がいのある人が、それぞれの年齢に応じたすべてのライフステージを通し、誰もが自分らしく地域生活を送ることができるように、障害福祉サービスをはじめ、様々な支援体制の一層の充実を図るとともに、切れ目ない支援を目指し、関係機関との連携を密にして障がい者施策を展開してください。

2 5つの重点項目の実現について

- (1)「相談支援・情報提供体制の充実・強化」
- (2)「障がいのある人の権利擁護の推進」
- (3)「地域生活を送るための支援の充実」
- (4)「就労・社会参加支援の充実」
- (5)「障がい児支援の提供体制の充実」

これらの重点項目の実現に向け、障がいのある方が必要とするサービス等を受けつつ自立・社会参加ができるよう、障害福祉サービスや相談支援、情報提供体制等を充実させ、自己選択・自己決定を尊重する体制を整備してください。

さらに、地域の理解と合理的配慮の提供の促進、差別や虐待の防止、災害対策の充実、住まいの確保と生活支援、多様な就業機会の確保と就労支援の担い手の育成、社会参加の機会の拡充等により、障害のある人もない人も、誰もが安心して、自分らしく共に暮らせる良好な環境づくりに努めてください。

また障がいの早期発見と療育に努め、関係機関が連携した切れ目のない支援体制を構築し、医療的ケア児をはじめとする重症心身障がい児支援の充実と地域の包括的な支援体制づくりを推進してください。

3 計画内容の周知・適切な進捗管理について

戸田市に住み、働くすべての人が、障がいを理解し、障がい者の地域生活を支え、共に生きるまちとなるよう、多様な媒体を活用しながら、本計画の理念や取組を広く周知してください。

また、本計画の策定に当たっては、障がいのある人やご家族、サービス事業者を対象としたアンケート調査や、障がい者団体等へのヒアリングを実施するなど、多くのご意見をいただいております。今後、各施策・事業の実施に当たっては、これらの貴重な意見を十分踏まえたうえ、PDCAサイクルを実践しながら、基本理念の実現に向け、取り組んでください。

会長	田 中 恵美子
副会長	小 林 加名子
委員	小 山 一 美
	渡 辺 一 実
	窪 田 瑞 子
	佐 藤 太 信
	友 坂 友 子
	稲 辺 忠 奎
	大 出 睦 子
	藤 澤 直 樹
	浜 田 知 奈
	川 上 幸 子
	松 山 由 紀
	早 川 和 男
	石 塚 忠 雄
	横 山 正 明
	高 木 直 子
	猪 野 真由美
	櫻 井 聡

5 用語解説

あ行

委託相談支援事業所

障がいのある方の生活全般に関する相談支援を行います。状況に応じ、基幹相談支援センターとも連携して対応します。

医療的ケア

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を注入する経管栄養など、在宅で家族等が日常的に行っている医療的介助行為のことで、医師が行う「医療行為」と区別してこのように呼ばれます。

医療的ケア児等コーディネーター

日常生活で医療的ケアが必要な方及びその家族と、保健・医療・福祉・子育て・教育などの社会資源をつなぐ役割を担い、医療的ケアの必要な方の生活を支えるために一緒に考え、整える支援をします。

インクルージョン

包摂、包容などと訳され、外部にあるものを内部に取り込むこと、取り込んでいることを意味します。社会的に排除されている人を社会の一員として取り込んでいくことをソーシャルインクルージョン、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ教育をインクルーシブ教育と言います。

NPO

Non Profit Organizationの略で、非営利で、自主的に公共的な活動を行う民間組織・団体を指します。特定非営利活動促進法により法人格を与えられた組織はNPO法人と言います。

か行

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を果たす機関として、障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする機関です。市町村または当該業務の実施の委託を受けた者が設置できます。

共生型サービス

同一の事業所で介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供できるように、どちらかのサービスを提供している事業所が、もう一方のサービスも提供しやすくなるようにする制度です。

共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

強度行動障がい

自傷、他害、こだわり、多動など、本人や周囲の人に影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態をいいます。

ケアマネジメント

障がい者一人ひとりの多様なニーズに対応して、保健・医療・福祉などの地域資源やサービスを調整し、適切で継続性のあるケアを効果的に提供するための援助のことです。

権利擁護

自分の意思を十分に伝えることが難しい障がい者にかわって、援助者などが代理となって、その人の権利を主張したり、必要としていることを伝えるための支援を行うことです。障がい者の尊厳を守るための差別解消や虐待防止のための取り組みも含まれます。

高次脳機能障がい

交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの脳機能の障がいです。外見上は障がいが目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障がいを十分に認識できないこともあります。精神障がいに分類され、平成18年度から新たに精神障害者保健福祉手帳の対象となりました。

合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために必要な配慮のうち、過度の負担にならない範囲で提供できるもののことです。本人の意思の表明に基づき、性別や年齢、障がいの状態等に応じて提供すべきことが行政機関等に義務付けられており、令和6年4月から事業者による提供が努力義務から義務化されました。

個別避難計画

戸田市避難行動要支援者避難支援制度への登録届出をもとに、市が作成するものです。住まいの町会・自治会や消防、警察など避難支援等関係者に情報提供を行い、大規模災害発生時に、避難支援等関係者が避難支援や安否確認する際に活用されます。また、平常時は、支援機材（車いすや担架等）の確保など、より具体的な避難支援方法の検討のために活用されます。

さ行

災害時要配慮者

障がい者、高齢者など災害時に適切な情報が得られなかったり、独力で避難できないなど、何らかの支援を必要とする人のことです。

サービス等利用計画

障がいのある方が自立した日常生活の支援を効果的に行うため、心身または家族などの状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等が提供されるよう作成するものです。障害福祉サービスまたは障害児通所支援を申請した場合に必要となります。

サポート手帳

乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援を行うための手帳です。主に発達障がいがあったり、発達が気がかりだったりする子どもの保護者に配布されています。

指定特定相談支援事業所

障害福祉サービスまたは障害児通所支援を申請した場合に必要なサービス等利用計画を作成する事業所です。障がい者一人一人の状況に応じた地域生活を支援し、必要なサービスが利用できるようサービス提供事業者と連絡・調整を行います。

児童発達支援センター

児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設です。戸田市では、あすなる学園が児童発達支援センターになります。

重症心身障がい者（重症心身障がい児）

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態にある人のことであり、児童の場合は重症心身障がい児と言います。医学的な診断名ではなく、行政上の取扱いのための用語です。

重層的支援体制

複合・複雑化した課題に対して、介護・障がい・子ども・困窮の各分野における支援事業を一体的・重層的に実施することによって、新たな包括的支援体制を整備し、相談者に寄り添った伴走支援を行うことです。

障害支援区分

多様な障がい特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すための区分で、主に介護が必要とされるサービスを申請する際に必要になります。非該当及び区分1～6まであり、数字が大きいほうが支援の必要な度合いが高くなります。平成26年4月より、それまでの障害程度区分に代わって導入され、知的障がいや精神障がいの特性をより反映できるものとなりました。

障害者基本法

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律です。平成23年7月の改正により、障がい者の定義に「社会モデル」の考え方が取り入れられるとともに、地域社会における共生や合理的配慮の提供についての項目が新たに盛り込まれました。

障害者虐待防止センター

障害者虐待防止センターは、障がい者の虐待通報等の受理、養護者や障がい者等に関する相談・助言・指導、障がい者虐待防止に関する広報・啓発等を行います。戸田市においては、基幹相談支援センターが障害者虐待防止センターとなっています。

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた条約で、平成18年12月、国連総会において締結されました。日本は平成19年9月に署名した後、国内の法制度の整備などを進め、障害者差別解消法の制定等を受けて、平成26年1月に批准しました。

障がい者雇用率

国や地方自治体、民間企業等は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定以上の割合（法定雇用率）にあたる障がい者を雇用しなければならないとされています。令和6年4月から民間企業は2.5%、国及び地方公共団体は2.8%（教育委員会にあっては2.7%）へ引き上げられました。なお、令和8年7月には民間企業2.7%、国及び地方公共団体は3.0%（教育委員会にあっては2.9%）へ引き上げられます。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、平成25年6月に制定されました。障がいのある方に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供について定められています。

障害者支援施設

障がい者に施設入所支援などのサービスを提供する入所型の施設です。

障害者施策推進協議会

障がい者に関する施策についての総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本法第36条第1項の規定により設置する協議会です。計画の策定及び推進に関すること、障がいを理由とする差別を解消するための取組に関すること、地域における福祉意識の啓発及び正しい知識の普及に関すること、その他障がい者施策の推進に関すること等を協議します。

障害者週間

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されたもので、毎年12月3日から12月9日までの1週間です。

障害者就業・生活支援センター

障がい者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うことを目的とする機関です。関係機関と連携しながら、障がい者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練のあっせん等を行います。

障害者就労支援センター

障がい者の就労の機会の拡大等を図るために設置された機関で、就労に関する相談や助言を行います。

障害者就労プロセスマップ

特別支援学校等で社会に出る準備をしてきた方や、就労を目指す方等に対する就労支援の指針となることを目的に作成されたものです。障がい者支援に携わる方や雇用者の方等に活用してもらうことを目的とし、障がい者の就労支援に取り組む方法や、就労支援の基礎的な知識、支援の流れ、具体的な支援技法、支援のポイント、雇用主に対する各種助成制度等についてまとめています。

障害者自立支援審査支払等システム

障害福祉サービス等の受給者情報等を管理し、市町村より、事業者からの請求の審査支払事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会に当該データを伝送するシステムです。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障がいのある方の日常生活・社会生活に必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業等の支援を総合的に行い、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律です。平成24年6月に、それまでの障害者自立支援法に代わって制定されました。障がい者の定義に難病等を追加するとともに、重度訪問介護の対象者の拡大やケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

障害者文化芸術活動推進法

障がい者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした法律です。平成30年6月に制定されました。

障害福祉サービス

障がい者の生活を支援するためのサービスであり、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援等があります。

心身障害者福祉センター

心身に障がいのある方の福祉の増進及びボランティアの育成を図ることを目的とした機関です。創作的活動やボランティア養成等の各種講座を開催したり、施設の貸し出しにより障がい者等に活動の場を提供したりしています。

身体障害者補助犬（ほじょ犬）

障がい者の生活を補助するため特別に訓練された犬のことです。視覚障がい者の外出を支援する「盲導犬」、肢体不自由者の生活動作をサポートする「介助犬」、聴覚障がい者に音を知らせる「聴導犬」がいます。身体障害者補助犬法では、不特定多数の人が利用する民間施設や公共施設、交通機関では、補助犬の同伴を拒んではならないとされています。

成年後見制度

障がいや認知症などの理由で判断能力が十分でない人を、不利益から守るための制度です。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、契約を結ぶ手続きなどを代わりに行ったり、本人が誤って結んでしまった契約などを取り消したりします。

た行

地域活動支援センター

障がい者が通う施設であり、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するものです。

地域コミュニティ

地域住民がさまざまな活動をしながら生活し、住民相互の交流が行われている地域社会または住民集団のことです。

地域自立支援協議会

障がい者等への支援の体制の整備を図るため、障害者総合支援法第89条の規定に基づき設置されるものです。

関係機関等が相互の連携をはかり、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるためのシステムです。さまざまな機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」（グループホーム併設型、単独型）と地域において機能を分担して担う「面的整備型」などがあります。

地域生活支援拠点等コーディネーター

緊急時の支援が見込めない障がい者の地域生活に関することについて、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に備えて平常時から相談に応じるとともに、緊急時に必要なサービスを提供できるように、ネットワークの構築や調整を図ります。

地域生活支援事業

障がい者が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市町村が中心となって提供するサービスです。

地域包括ケアシステム

介護が必要であったり、疾患を抱えていても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・生活支援等が一体的に提供される仕組みのことで、主に高齢者等を対象に取り組みされてきましたが、第5期障がい福祉計画から精神障がい者（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）のための仕組みづくりが盛り込まれました。

特別支援学校

学校教育法で定められた、障がい児等を対象とした学校のことです。視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者、知的障がい者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上や生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を身につけることができるようにすることを目的としています。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援保育

統合保育により、児童の成長と発達を促進させるものです。

戸田市手話言語条例

「手話は言語である」という認識に基づき、手話への理解及び手話の普及の促進並びに、手話の使いやすい環境を構築することで、すべての市民が共生することのできる地域社会の実現を目指し、令和3年4月1日に施行しました。

戸田市障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例

障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も分け隔てなく、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことのできる社会の実現を目的とした条例です。令和6年4月1日に施行しました。

戸田市避難行動要支援者避難支援制度

大規模災害発生時における避難対策として、地域の方々に、一人で避難することが困難な高齢者や障がい者（避難行動要支援者）の避難支援をお願いし、災害の犠牲者を少なくするための制度です。

戸田市ボランティア・市民活動支援センター

ボランティア・市民活動団体が地域のまちづくりの担い手として継続的に活動するための拠点施設のことで、市役所敷地内に開設されています。

戸田市まちづくり出前講座

市民が主催する学習の場へ市職員が講師として出向き、市政についての説明や実習等を行うことにより、市民の学習機会の拡充を図るとともに、市民の市政への理解を高め、まちづくりへの積極的な参加を促すことを目的とした講座です。

な行

難病

原因不明で治療方法が確立されておらず、慢性化する病気の総称です。介助のための家族の負担や、精神的・経済的な負担が大きく、生活に大きな支障をもたらします。平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、難病等が新たに「障がい者」の範囲に加えられました。

日中活動系サービス

障がい者が日中、施設に通って創作的活動や生産活動を行ったり、介護、訓練等の支援を受けるためのサービスです。

は行

ハート・プラスマーク

内部障がいがあることを示すマークです。外見からは障がいがわかりにくいいため、マークを着用することで理解や配慮を受けやすくすることを目的としています。

発達障がい

外見的には何ら問題がないようでも「脳の働き方に強い個性があり、物事のとらえ方や行動に目立った違いが生じるために日常生活に困難さがある状態」です。何らかの生まれつきの脳機能障がいであると考えられています。コミュニケーションに困難さがあり、限定された行動、興味、反復行動などが起こる自閉症スペクトラム（ASD）や、特定の能力の習得・使用だけに困難のある学習障がい（LD）、注意力欠如・衝動性・多動性に特徴のある注意欠陥・多動性障がい（ADHD）など、障がいのある能力やその程度は非常にさまざまです。

バリアフリー

障がい者などが社会生活を送る上でバリア（障壁）となるものを除去することです。建物や道路の段差等の物理的障壁を解消する物理的バリアフリーの他、情報バリアフリー、心のバリアフリーなど障がい者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的障壁を除去することも含まれます。

バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のことです。公共交通機関や道路、建築物などの構造や設備を改善するための措置などを講じることで、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の際の利便性と安全性の向上促進を図ることを目的としています。

ピアカウンセリング

ピア（Peer）とは社会的、法的に同等・対等な人、仲間、同僚などの意味です。ピアカウンセリングとは、障がいのある人など課題や問題を抱える当事者自身がカウンセラーとなり、同じ障がいのある人など同じ立場や状況にある人に対して相談援助活動をすることです。

福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

障がいや認知症などが理由で判断能力が十分ではない人が自立した地域生活を送れるように、生活支援員を派遣して、さまざまなサービスの利用や日常的な金銭管理、見守りなどの支援を行う事業です。権利擁護の取り組みとして成年後見制度と車の両輪の関係にあります。

福祉的就労

障がいなどの理由で企業等での就労が難しい方のために、働く場を提供するサービスのことで、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）などがあります。

福祉避難所

災害発生時に一般の避難所では避難生活を送ることが困難な障がい者や高齢者等を対象に、バリアフリーやプライバシーの確保を図り、医療、介護などに関して特別な配慮を提供する避難施設のことです。戸田市では福祉保健センター、笹目コミュニティセンター、埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校があります。

ヘルプマーク

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない障がい者や妊娠初期の方などが身につけ、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするためのものです。

ま行

モニタリング

サービス等利用計画に基づき、相談支援事業所が、利用者の生活上の変化やサービス利用状況を定期的に把握し、継続的に評価を行うものです。

や行

ユニバーサルデザイン

誰にでも使いやすいように製品や生活環境をデザインする考え方のことです。

要約筆記

中途失聴者、難聴者等の聴覚障がい者等の意思疎通のために、その場で話の内容を要約し、文字で伝える筆記通訳です。ホワイトボードやスクリーンなどに文字を映し、大勢に情報を伝える方法（全体投影）と、1～2人の隣りで手書きまたはパソコンで通訳する方法（ノートイク）があります。

ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のことです。乳幼児期・学童期・青年期・高齢期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚など、それぞれの年代に応じた節目となる出来事を体験します。

リハビリテーション

障がいや、事故・病気などの後遺症のある人が、身体的・心理的・職業的・社会的能力を回復・向上させることで、自立した社会生活を送ることができるようにするための訓練・療法や支援のことです。

レスパイトサービス

レスパイトとは一時的な休息という意味です。障がい児や障がい者を介護する保護者や家族が、一時的に地域の登録された団体等に介護を代行してもらうことにより、心身両面にわたる疲労を軽減し、安心して自分の時間を持てるようにするための支援です。

戸田市障がい者総合計画

戸田市障がい者計画
(計画期間：令和6年度～11年度)

第7期戸田市障がい福祉計画・第3期戸田市障がい児福祉計画
(計画期間：令和6年度～8年度)

発行年月 / 令和6年3月
発行・編集 / 戸田市 健康福祉部 障害福祉課
電話 048(441)1800(代表)
FAX 048(444)5588
〒335-8588 戸田市上戸田1丁目18番1号
ホームページ <http://www.city.toda.saitama.jp/>
メールアドレス syogaifuku@city.toda.saitama.jp



市ホームページ